(表紙) 編後 義 家 舊 弘 久 記 公 公 雜 錄 慶 長 + 八 卷六十八 年

均眼、

妙入空門得空相祖師肝膽佛精神、

藤原孝女謹樹起之

塔婆拄天拄地於中間底眼、在筆頭外如何指陳打圓相云、

声名遠臻三千沙界無水不朝東徳哉、沽旅客万里長空無

日教主轉輪王妙体三摩耶形者也、竊以尊霊

恩化遍布

濱峯巒雲収山形巍ゝ、當戸聳江河水淨波光渺ゝ、接天星不拱北道矣、合君臣恵施所、及普天下仁政所之率土、

相見那邊主頭ゝ、當着本來人、雖然恁麼這于

984 「義久公御譜中」

「正文在清水岡寺」

存啻威雄鳴海外 忠臣無處不相親貫通万法百花春 明歷依然面目新

我老尊父 — 貫明存忠菴主第三回忌之辰也、謹布設施佛扶桑國関西路花歳、慶長十八載癸丑初春二十有一日者、

及僧大齋筵、

而命洞門數十員之梵侶等、昨夜勤修圓通

之次、拾貫明存忠四ケ尊号毎四句奉冠于發句、以爲今勝計令也、當散筵一會海衆同音諷誦白、傘蓋無上神呪懺摩法一座并令日看讀大乘法華妙典一部矣、功徳不可懺摩法一座并令日看讀大乘法華妙典一部矣、功徳不可

慶長十八2

慶長十八年癸丑誕生、母家臣島津備前忠清女、元和元

年乙卯三月十五日夭亡三歳

一高野連今院寺地領賣渡證文一巻(金) 渡申帳數覚之事

986

同十四年之帳

同壱紙目錄

卷

・壱冊

₩

· —

同万荼羅供入目之帳(要)

同十四年之帳

一巻

同蓮今院交割

同知行名寄帳

₩

988

以上

「古御文書中」「家久公御譜中ニ在リ」

蓮今院指圖 高野山御音信物書物

巻

壱ツ

蓮今院堂客殿新造院主部屋・土藏・湯殿

·両門上下馬

子二卷畏悦之至候、如御意去年難波歸京仕致滿足候、

何

如仰新年之御慶珎重、、、先可申入候處ニ、貴翰殊ニ段

樣從是可申入候、先度申入候御息御誕生、目出度奉存候、

右合十一通

屋・木屋、諸道具日記帳

慶長十八 貳月五日

川崎九左衞門尉殿 肥後乘右衞門尉殿

成正院(花押)

御祝詞重く可申達候、恐く謹言、 「慶長十八年」||一月六日

嶋津陸奥守様 人と御中

御書拜受、殊段子三巻致拜領、忝次第難申謝存候、 久敷

遠國住居仕候付而、以愚札可申上候、無沙汰迷惑千萬々 高顔、万~可得賢意候、 奉存候、拙子茂去秋被召返歸洛仕候、當年中於御上洛拜 恐惶頓首、

「慶長十八年」]]月初五「朱ヵキ」

嶋津陸奥守様

989 義弘公御譜中」

987

以上

「古御文書」「家久公御譜中ニ在リ」

「崎元休右衞門盛慶在所持之案文帳_

仕事候、將又藥酒御調合之由候而、 御普請も可相延様ニ申來侯哉、左様候者緩〻与可爲御在 候、仍上方相替儀無御座之由、尤可然御事候、殊 公儀 存計候、然処爲御礼遮而預御使者候、誠御慇懃之至畏存 如仰先度者偶雖御越候、乍早晩指風情も無御座、 置之通被 國候条、目出度存候、陸奥守事も上洛之儀、當年者被差 仰出之旨、上野介殿ゟ被仰下候間、爰元滿足 壺一ツ被懸御意候 御殘多

折節愚老筋氣出合申候条、可致養生与一入畏悦不少候!

「慶長十八年」二月六日

990

「全上」

「全上

其趣別紙ニ書付進入申候、如何御座候ハん哉、細ゝ被成 仕候馬書懇望共候条、傳授させ申候、彼馬書:奥書仕候、 仍爰元乘馬方稽古之人衆在之事候、左候へハ貴老へ相傳 遙久絶音問心外之至候、内~任御床敷、乍便宜令啓候、

失念之儀共、是又別紙:書付申候、旁具可被仰知事所仰 候、去年も不審之儀共御尋申候処、さりとてハ寄特成御 不被置御心懇。以後便可被仰聞候、然者相傳之馬書之中 御覧、添可申字も可有之候、又者可殘字も可在之候条、

返事与感申事候、其後不審之儀共書付、須广七左衞門尉

荒木十左衞門尉殿

次當分はやり申候由候て、今焼之皿五ッ送給候、是又珎

猶御使者へ申入候間、不能詳候、恐惶謹言、

「慶長十八年」三月六日

使者岡田次太夫殿

寺澤志厂守殿

991 「家久公御譜中」

慶長十八年家久爲述職將至駿武、使別府舎人就本多正純 内意、則報知有可在國之 台命、 且曰、若有要用事

飛札奉謝如左、

可告之、應須速上洛、

預爲其設而無懈、

因先至正純、

以

992 「御文庫廿三番箱十六巻中御案文」

在國仕旨被仰下候、誠毎~如此被成 駿府・江戸可致御見廻之由、得御内意候処、當年者聢可 御諚儀共忝奉存候、

先此等之旨飛札ニ而申候、何も近日以使者可申入候間

不詳候、恐く、

本上州老

三月

993 先日從本上州之一札、 内意候処、當年者可在國仕旨、御諚之由被仰聞候、 相屆委披見候、然者駿府・江戸可致御見廻之由、 大坂藏本へ迄早く御持せニ付、 得御 毎度 慥

391

岡田次太夫殿へ傳書唐津衆

恐惶謹言

是又御返事二具可被仰知事所

仰候、猶重而可得御意候、 殿へ傳書申候、相届候哉、

飛札:而申候間、 同前申入候、何も近日以使者可申上候

間、 期其節候、恐く、

山駿州老 三月九日

案」『在文庫』 「家久公御譜中十八年ニ在リ」

994

江戸 若君様御煩ニ付、 早打可被上せ事、

付

御書之

大坂火事之事、

御分國中檢地帳相調可有御進上事、

御書ニッ之事、

幡广へ之御使伊集院半右衞門尉殿へ可被仰付事、 相良殿 若子様爲御祝儀可被越之由、 加治木迄内證被

仰越候事、

已上

「十八年の]]]月十一日

「此正文御文庫十七番箱十八巻中ニアリ、 年間知レス、十八年ならん」

> 995 「義弘公御譜中」

「崎元休右衞門盛慶在所持之案文帳」

之儀御太刀一腰・御馬一疋令進入之候、誠幾久可得御意 改年之御慶重畳、猶更不可有盡期後、多幸、

ζ,

爲此等

驗迄候、猶永日中倍可申承候、恐惶謹言、

陸奥守へ申聞候、誠以自他之外聞実儀一入畏存由被 可被成由、犬童乘兵衞尉殿を以被仰越候、其通懇 追而令啓候、仍先度者陸奥守就繁昌、爲御悦御見廻

御隔心儀候条、御造作なと参候ハぬやうに候て、い かにも輕くと被成候而、於御越ハ可畏入候由、我等

申候、左候者近國之儀間節々可被成御越事、然間無

向嶋へ罷渡御使者御歸宅不存候而不申入候、 **ゟ相心得可申入由被申候、此段御使へ可申入之処**。

「慶長十八年」三月十四日 御使波多喜介

得御意企使札候、

猶期後音候、恐惶謹言、

相良左兵衞佐殿

996 「國分宮内沢氏藏」

知行目錄

惶謹言、

997

「義弘公御譜中」

間敷候、就中

右兵衞様御祝言付而、近日尾州名古屋へ

「崎元休右衞門盛慶在所持之案文帳_

候由、早~被聞食付、爲御悦御使札殊御太刀一腰・御馬一 誠新春之御慶重疊、 猶更不可有際限候、 仍陸奥守致繁昌

別而畏入存候、 疋并御樽一荷・肴兩種被懸御意候、誠ゝ遠方迄之御懇情、 猶御使者可有演説之条、不能書載候、恐

三月卅日

日州飯野杉津留村之内

高貳拾石但百石之內

屋敷 ッ

右爲加増被宛行者也

慶長十八年三月廿日

伊勢兵部少輔

三原諸右衞門

使者大窪左近將監殿

五嶋淡路守殿 御報

「古御文書中」「家久公御譜中ニ在リ」

998

尚~先書ニも如申上候、先~御在國御尤存候、被成

比志嶋紀伊守

護仕候 右名寄帳壱冊御支配所御判ニ而別紙ニ被下候、于今格

得貴意候、以上、

伊東作右衛門殿

丑卯月廿六日

伊東栄右衛門

御心得可被成候、わさと以飛脚可申入之處、佐土原 御上洛可然時分、本上州ゟ可有御左右之由候条、其 へたしかなる便宜御座候条、如此候、何れも追く可

其節早速御上洛被成侯様、御心懸専要存候、 申入候御上洛之儀、先、可有御延引之由 好便之条令啓上候、先度別府舎人方歸國之砌、書狀を以 然先日本上州如書中之自然御用御座侯者、注進可申候条、 御諚ニ候、 御由断被成

者不定にて候、其外之事ハ実儀者不存候へ共、下ゝ之取 沙汰候間、萬事御由断被成間敷候、先本美濃守殿上之儀 近日可有上着之由候、其外伊勢江州衆なとも被罷上様御 大御所様御上之様御沙汰御座候、當地之爲御番本美濃守

沙汰之分、爲御心得之申入候、自然御用も御坐候時分者

間敷候、尚追而可得御意候、恐惶謹言、御由断なく御上候様、御分別最奉存候、努ゝ御由断被成

「慶長十八年」「別月一日

奥州様

山口駿河守

「義弘公御譜中」

「崎元休右衞門盛慶在所持之案文帳」

置之由被 仰出、在國にて候、誠 御所様御念比之 御而、作事在之由別而辛労之儀候、當年者陸奥守上洛被差此等之祝儀預使札祝着不少候、仍近月此方ゟ上洛之由候如書面陸奥守被儲男子、爰元上下之滿足可有推量候、爲

而可罷上覚悟候、爰元彼是取亂事迄候、將又爲御音信、意之通、難述短筆仕合候、然者我等娘孫上洛可仕之由侯

青皿五ツ、茶洗一ツ・解毒圓送給候、喜悦之至候、余者

「キッキーへ申渡候間、不能詳候、恐惶謹言、

慶長十八年上卯月四日

使宗二

道正休甫老

不存寄候處、懇札并扇子拾本送給、喜悦之至候、先以貴成 ∞ 「仝上」

為御心得候、恐ゝ謹言、 無灵儀在之事候、哀今一度遂對顏相積儀共咄申度念願迄 無灵儀在之事候、哀今一度遂對顏相積儀共咄申度念願迄 無灵儀在之事候、哀今一度遂對顏相積儀共咄申度念願迄 無灵儀在之事候、哀今一度遂對顏相積儀共咄申度念願迄

可立事者不存候へ共、進入申候、召置候、隨而てへそのくへんしやう御望之由御用ニ谷置候、隨而てへそのくへんしやう御望之由御用ニ(を)を)が、別市御指南賴存は、次郎太郎細工事入精稽古候様、別而御指南賴存

「慶長十八年」卯月四日

料き 御返報

「御文庫拾六番箱十二巻中」「義弘公御贈中ニ在リ」(そうま)

覚

1001

394

所事息災御座候由、何ゟ以珎重存候、老躰事も今日迄者

1003

「全上」

御質様御上洛御日執之儀, 惟新様以御分別、 可被

仰付之由 御意候事、

御析人様此方へ可被成御越儀、來月節供過候而、 自是

之由 御意候事、

大貳御供領掌被申候間、

自加治木被召寄

御覧候而尤

「慶長十八年」卯月十四日・朱ヵキ」

御使伊集院半右衞門尉

本多上野介殿

御報

恐惶謹言'

儀、目出度奉存候、餘者追而可得御意候間、不能詳候! 誠遠方迄思召寄之御懇情一入畏存候、仍東國弥御靜謐之 不寄存候処ニ御札、殊さめかい餅一箱并鴈拾被懸御意候、

可被成御注進之由候事、

「慶長十八年」卯月十一日「朱ヵキ」 已上

「崎元休右衞門盛慶在所持之案文帳_ |義弘公御譜中

1002

之御礼自是社申後候処『、遮而御使者御丁寧之至候、然 如仰先度者預御見廻、自他之外聞旁以畏悦不少候、此等

者從江戸到來御座候哉、 者御使者へ申入候条、不能詳候、恐惶謹言、 「慶長十八年」卯月十四日 東國弥御無事之由珎重存候、 餘

相良左兵衞佐殿

使者菱刈平太殿

1004

三月八日之御返札卯月十日ニ到來、令拜見候、先以東國 「全上

座候、目錄被差下候、具遂披見申候、誠爲入御念儀一入 御無事之儀、目出度奉存候、然者於富士見之丸御數寄御

舎者之儀間、諸事別而可被添御心事奉賴候、猶期後音候、 滿足仕候、將又我等娘孫共可罷上候、上方無案内与申田

恐惶謹言、

卯月十四 日

御使右同

山口駿河守殿

云上

1005

大学坊罷下刻、 御返札并柄杓一本・茶洗一ケ・同箱

ッ

1006

覚

「御文庫拾七番箱十八巻中」 「御譜中ニナシ」

御檢地以後薩隅諸縣割符之 御朱印 二ツ

隅州御給之

御朱印之写

中へも御護令進之候、

目出度可有御頂戴候、兼又太元堂

段与と見事ニ出來候而、滿足仕候、然者釜のたけたかく 被入御念被懸御意候、一入令祝着候、仍賴存候釜之口一 送給候、畏存候、殊ちやせん箱ハ此比はやり申候由候而、

仕替度候、左候者今少口へよせ候而付申度候、如何可有 - 以御分別、可然程 - 被仰付候而可給候、次くわん付も 御座候間、今少ひきの申度候、乍御六ヶ敷とてもの御事

之候哉、被御覧合、其分『能候ハん与被思召候者、

かた

者本田新介へ申付候、猶於巨細ハ彼人口上:申含候条! 間、被入御念上手ニ被仰付候て可預事賴入候、代物之儀 又此布袋麦補繪爲可仕上せ申候、無申迄候へ共餘古過候 ハ何ニてもかまやへ御談合候而可被仰付候、賴存候、將

卯月十四日

可得御意侯、恐惶謹言、

宗善老人を御中

御使右同

1007 「古御文書中」「家久公御譜中ニ在リ」

以上、 尚~御上洛之節、萬端御礼等可申入候条、令省略候、

尊書拜見、恐悅無極候、仍就御祈念之儀御願之旨、 其意候、隨而銀子拾弐枚贈給候、尤珎重存候、 則撰良辰

香五袋令進献候、 太元明王護摩一七日企修行抽懇祈候、御札護巻數并薫衣 將亦御若子御方へ御守令進覧候、 御簾

諸縣郡御給之 御朱印之写 ッ

高麗へ之 御朱印數

十六

奥州様へ之 御朱印

出水御給之 御朱印之事

慶長十八年

已上 右慥請取候早、

伊勢兵部少輔

別府舎人佑

高崎大炊助

五代舎人佑殿

1008 中田廿四分 上田七畝十四分 中田壱段壱畝廿二分同所 之儀、 間、不能詳候、恐惶謹言、 「慶長十八年卯月廿二日 國分宮内澤氏藏 早速ニ令造畢、 加増名寄帳 羽柴陸奥守殿 飯野杉水流村之内 大慶之至難盡筆紙候、 壱石六斗四升七合 弐石四斗三升 壱石弐斗六升 壱斗一升二合 壱石 壱斗九升四 壱石弐斗六升 壱石弐斗六升 壱石五斗四升 たゝミ屋敷 伊東作右衛門尉殿 觀助 四合六夕 三右衛門 阿八松 種子 池田 九郎左衞門尉 孫七郎 孫四郎 伴左衞門 藤左衛門 猶期後慶侯 善左衛門 拾兵衞尉 1009 上島弐セ 上畠壱セ廿六分 下畠六畝十二分 中島四畝中島七畝廿二分 間、 中島九畝七分 中島八畝廿二分 上畠六セ十分 上畠壱セ十二分 知之外早速之義に御座候、乍去海上静なる時分に御座候 態令啓上候、然者御息女來廿九日其許御立之由承候、 中田壱段壱畝十分同所 下田三畝廿分 屋敷五畝六分 屋敷六畝十二分 「御文庫二番箱義弘公五巻中」「義弘公御譜中ニ在リ」 合貳拾石三舛四合 尤存候、此等之儀爲可申入以使者申入候、將又愚息 慶長十八年卯月廿六日 老石五斗八升六合七才 六左衞門 老石五斗八升六合七才 六左衞門 以 : 四斗 五斗二升 **弐斗二升四合** 五斗一升二合 九斗六升六合七才 九斗 四 五斗一升二合 **壱斗二升八合** 七斗七升二合四夕 弐斗四升 七斗六升 爭 かこしま 御支配所印 脚 脚 上 衛 門 路 水 路 水 路 水 有河 黒木 將監 財介 孫七郎 伴介 弥三郎 源五左衛門 千右衛門 源五左衞門 拾郎左衞門 水介 存

後為松平隠岐守定行主之室、嫁伊集院忠眞、所生之女子也、 石之采地、 同十九年

月廿九日ナルコト明ケシ、

|前出ノ五月十一日之書中ニ、御息女來廿九日御着云こニ依レハ、

家久公勞旅寓之困苦、

且賞其勲功拜賜二千餘

1011

「御文庫廿三番箱十六巻中」

御案文御譜中ニ在リ」

妹上洛之儀『付而預御使書、

辱候、秋ニも罷成候へハ風

1010 「慶長十八年」 五月十一日 式部少輔 " 御馬可被下之由、今井十右衞門尉 " 被仰聞之 猶此者可得御意候、恐惶謹言、 旨忝存候、 義弘公御女御下君譜中」 惟新様 則江戸へ急遣申度候間、此度被仰付可被下候 人と御中

廣高(花押)

1012 「古御文書中」「家久公御譜中ニ在リ」

駿武兩州之義細~可有注進之間、不能筆頭侯、將又此 其後又無音候、維新御勇健候哉、 京都・大坂無事[

冊雖無差吴外候、遂一部之功候之間、可差下有増之處、 八幡泉坊下向申由候之間、誂付候、尚期後信之節候、 か

しこ、

慶長十八年應

家久公

惟新公之命、爲質如江都、

一 と 時携

「慶長十八年」五月廿日「朱ヵキ」

鹿兒嶋少將殿

信尹

『岩下佐次右衞門家藏』

知行目錄

日州飯野杉津留村之内 高拾弐石九斗三合五才

害田佐多浦之内 **浮免**

長沖屋敷

合弐拾石三合三夕五才

右息女懸川江奉公就被申、 爲加増被宛行异、

398

「慶長十八年」五月十八日「朱ヵキ」

寺澤志广守殿

四

1013

高七石九斗

荒候間、海上心遣ニ存、早く打立せ可申事候、將又先日

者琉球之鎊進入申候処、

御慇懃之御礼却而迷惑仕候、

猶

今井拾右衞門殿へ申候間、

不能詳候、恐惶、

慶長十八年五月廿四日

伊勢兵部少輔

1015

覚

『在』「琉球國國司」「家久公御譜中ニ在リ」

三原諸右衞門

比志嶋紀伊守

光明朱あたん并色く之花、

駿府御用之由候間、

可被差

硫黃之儀、從関東御用之由候者可申渡候事、

名護歸國候者早く可被罷上事、

付荷物同前之事、

岩下藤七兵衞尉殿

岐守定行主へ御縁与有之、御越ニ付、一世奉附、御奉公ニ付為被下知 『岩下藤七兵衞妹コト 家久公御妹御下様ノ御子遠州掛川城主松平隱

行也

『雑抄』

猶々輕薄之儀候得共、 段子弐端令進覧候、 誠書音之

驗計候、

間敷候間、御辛労察存候、彌御祈念之儀賴存外無他候、 態令啓入候、仍 太神宮へ千日参之儀、定而懈怠御坐有

候之間、中途無恙上着申侯様、 然者我等娘子共ニ爲入質此度江戸へ差上申候、遠国之儀 於 御神前可被勤丹精事

是又奉賴侯、余者用口上侯、

五月廿六日

中川大炊助殿

人と御中

羽兵庫入道

渡之事、

小唐船失銀二付生糸被差上候、兩奉行被請取置候事、

御物之鳥目可然様仕繰肝要候事、

唐へ可被遣銀子分量之事、付今度銀子・銅爲渡唐差下 醫者兩人依御懇望差下候事、

候事、

銅者壱万斤、 已上、但銀子者拾貫目、已上、

慶長十八年六月一日

伊勢兵部少輔

三原諸右衞門尉

比志嶋紀伊守

摩文仁

江州 豊美城

池城

西來院

名護

『在中山王』「琉球國國司」「家久公御譜中ニ在リ」

琉球之様子昔之風躰ニ不罷成様、 御掟之条~ 年々以御使可被仰理

從琉球渡唐之船、春者二月下旬、秋者九月中旬二可致 出船候、又歸帆之時者可爲五月下旬候、若右之時節於

相違者可致闕所候、爲其奉行可被差遣之事、

上納物以代銀可被納之由候、左候者銀子參拾貳貫目二 相定候間、其年、算用可被相究之事、

王位藏入之算用御沙汰候而可被進事、

百姓共余不痛様可被入念之事、

御譜請夫千石二付壱人宛可被仰付事、

都之鳴へ日本之商人被遣間敷之事、

至其嶋自何士如何様之用所雖被申遣候、爰許役人之墨 付無之儀者一切許容有間敷之事

從他領其嶋へ渡海之船雖有之、爰元之御判形無之船者、

如前〜御法度被仰付間敷之事、

不依自他國之船於流來者、致馳走早~出船候樣可被仰 付候、若違亂之者於有之者、證跡を取此方へ被爲指上

候者、其主人へ相届可致其沙汰之事、

此中耕作『専女を差出、男者大形之由候、自今以後者

男女同前ュ可入精事、

右條、違変於有之者、 **稠可被仰理候間、**

不可有緩疎者

慶長十八年六月朔日

也

三原諸右衞門尉

伊勢兵部少輔

比志嶋紀伊守 比志嶋紀伊守

豊美城

江洲

池城 摩文仁

名護

西來院

人依御懇望差下候事』 『此日琉球國江之覚書ニ付、貞昌・重種・國貞ゟ被遣候内ニ、醫者兩

1019

「家久公御譜中」

1018 猶述其事

伊集院半右衞門久元爲使節赴駿武、今投山口直友、書中 台許家久今茲之上洛、 因爲奉謝之、 且以有要用、先是使

1017

「家久公御譜中」

「御文庫廿三番箱十七巻中御案文」「家久公御譜中ニ在リ」 追而申侯

存候事、

先書如申候、 我等妹今月必~罷上事候、 諸事御指南憑

貴老御事も駿府・江戸へ御參上之由候、幸候間、 儀被召烈候様ニと申上せ候つる、相達候哉、弥其御心 妹之

得所仰候事、

當年我等上洛之儀、被成御免由被 候間、 集院半右衞門尉差上候、 可被聞召届候、余者駒仲右讓演説不能祥候、 漸可致上着候、 仰出候、爲御禮伊 委細口上申達 恐

「慶長十八年」六月六日、朱ヵキ」

山駿州老

1020

「古御文書中」「家久公御譜中ニ在リ」

已上

那須主膳殿駿府へ御出仕付而御狀被下候、其趣本上州

具候、 具ニ申候処、 我等迄滿足存候、於様子ハ那主可爲演説候条、不能 猶後音之節可申伸候、恐惶謹言、 御取成被申、 那主膳殿仕合殘所無之之由

間、

「慶長十八年」
六月十九日 嶋津陸奥守様

参貴報

山口駿河守

「家久公御譜中」

1021

先是 大樹秀忠公降 命而出諸侯之質、於是家久胥議家

「正在琉球國國司文庫」

當年之嘉祥珎重、、、猶以不可有盡期、抑如示曉舊冬幸

之方物不違記錄、銘、領受之畢、誠芳志之段不知所謝 小兒誕生之悦不過賢察、自茲遣使翰、達其祝詞加之數信

委曲付使華之舌頭者也、不宜、恐惶、

「慶長十八年」季夏初九日「朱ヵキ」

少將家久(花押)

進獻 中山王

兄之命、曰國家爲、雖女子、子不顧粉骨碎身、義以爲貴 故速應命、先月發廳府而赴于江都、以故家久先感賞其志。 君惟新、 而命妹姫千鶴、以爲當家之質如江府、是曰君父

而遙投和字之感牘而授之、如左、

「正文在鳥津勘解由久當」「家久公御譜中ニ在リ」

たなく心をそへ候ハんまゝ、めてたくこゝろにまかせら はかりなき事にて候へとも、後の代まてのめいよかんし 入候ハす候、一身をなけうたれ、よろつこゝろつかひは にたうけ三十代にをよひ候へとも、かやうなるためし御 まてこされ候事、ちうこうこれにすくましく候、まこと しやう、ことにおやこともに、はるかなるむさしの江戸 候つるところに、すこしもしたひなく、すなハちりやう たうけのしちとして、くわんとふへまいらるへきよし申 入候、申まてなき事なから、御おやこの事ゆくすゑふさ

慶長十八年六月廿三日 まいらせ候いもと いゑ久(花押) たくて、筆をそめ候、あなかしこ~~、

るへく候、いくたひ申ても、ちうせつの禮ハ申つくしか

まいらせ候

むつの守 いゑ久

1023 「義弘公御譜中」

揚遠帆於久見崎、而十一月十六日参着于江戸云ヶ 内大小路、其翌到久見崎留滯于此地者廿日、七月十九日 於加治木赴於武州江戸、今夜寄一宿於蒲生、明日宿於川 慶長十八年癸丑六月廿四日息女及孫女爲當家之質、首途

1024 「廿三番箱十七巻中」「家久公御譜中ニ在リ」 尚々乍輕塵琉球線五十把進覧候、任寸志候、

不祥侯、 候由被聞召付、薰衣香十銘之御心付辱次第候、猶期後音 仍萌黄之葛袴被懸御意候、御懇志難申盡候、殊小兒誕生 望至極候、來春者可罷上覚悟候間、以面上彼是可申入候、 從東國御歸京已後不能向顏、床敷存候處、芳墨披見、本 恐惶、

「慶長十八年」七月十二日「朱ヵキ」

難波殿

ハ元和二年六月御誕生、此年ノ七月カ」 「慶長十七年十二月御長男兵庫頭御誕生ナレハ、其翌年比カ、光久公 候間、

其段委申達候つる、其上も如何ニ与貴公様被思

何篇ニもそなた様御欠事候様ニハ被成間敷候由、

而被仰候處三、

御跡目なと御欠事候ハヽ、

御一類中成共

御内へ

1026

『在官庫』

1025

「正文在髙橋七郎右衞門種十」 「家久公御譜中」

其後者御左右不承候処、 御上之由、御大儀察入候、 駿府へ可有参上候由、 御狀委得其意候、 從本上州被仰越候付而、 定御仕合可然可相調候間、 仍御煩少能候

近日

御

嫌能一段之御仕合共ニ御座候、 上候處、不謂御機遣共之由

御一人ニ而ハ御徒然ニ 御兄弟衆如何程も御出

可

定而言上可被成候、今度ハ伊集院殿ニ被仰下候間、 以其儀御失念不被成候、其通去年伊勢兵部殿へ申達候、

又申

御諚被成、

如何ニも

召候付而、

御暇乞之時分御直ニ被仰談候キ、

將軍椽今

有御座候間、

無御油断御稼被成、

「慶長十八年」七月廿七日]待入候、恐く謹言、

羽柴陸奥守

高橋右近太輔殿

「慶長拾八年」(元和二年)

御心持御養生専一:侯、此一言之儀ハ惟新様へ不相聞 來候樣:、肝要之御事候、併御身命御草卧不被成候樣:、

候

御隠密可被成候、恐惶謹言、

本多佐度守 正信(花押)

羽柴陸奥守様

御息樣御誕生之儀、公私之大慶不過是候、去年伊勢兵部「慶長+七卿生」兵庫君也」

尚以何様御面拜之節、積御事共可奉得尊意侯、以上、

「此正文御文庫二番箱家久公二巻中ニ在リ」

家久公御譜中ニ在リ」

1027 「義弘公御譜中」

御息

「案文在蒲生衆本司源右衞門」

様定而御出來可被成候間、御領掌無御座候キ、其上も達

請度由御申上候へ共、未そなた様も御若御座候条、

去時分當地へ御下向之節、御國様を貴公様御跡目ニ被仰(韓川忠長) 殿御越之刻も、御養子之儀被仰下候間、其通申上候処ニ、

りむかひ申候、さて!~いく度申候ても、 むつのかミ殿より御つかひさしのほせられ候間、 家の御奉公に御のほり、さりとてハ比類なきと申計に候、 このたひは御 一筆と

こま~~長ふミにかゝせられ候て可給候、せめてけんさ り候て、一たんられしく存事に候、その外めしつれられ そのはうハ、ふなこゝろもわろく候ハぬよしうけたまわ **うちは、定而そのはう氣にあはさる事も御座有へく候** れかたく候、それよりかち木へまかりもとり候ても、 **ゟちうとさき/~の仕合、よろつ心つかひに存候事ハ、** んのときと存、かた見にミ申たく候、くれく~こゝもと はかり申候、申さすなからたよりの時はかならすやうす 候ねうはう衆、いつれも船うちのけうくつ、是よりをし なはちけんさんのやうにおほえ候、く見さき出船の日は、 しふか并いくさかうらよりのふみくへしく見申候而、す し、結句今さら物おもひのたねになり申候、まつ~~う とも、つゐに一度もわれらのはらを御たてなき事存いた いよ~~せんかたなく存計に候、まことに多年そひ申候 はうふたん御座侯所なとも心からミな/~まへに相替、 させられ候時分、いとまこひ申候様子とも、いまにわす /〜つくしかたき事可有推量候、とりわきくミさき出船 れらすてに此よはゐになり候て、名殘おほき事、申而 殊親子ハ一日のわかれさへ其おもひあさからす候、况わ 其

> 門のかう あこ ちよほ ŧ はめしつれらる」ねうはう衆、 なくはや~~御のほりつきの到來まち申計に候、しかれ おいと まつなミ 五位 つほね 大瘨 新大夫 あやゝ はりま あちや!~ おふち おちやち ひせん ぬひ 右衞 おい

かわ

野分 さゝなゞ をとめ こてふ せきや

あさ

ち

7 P

大かた推量にてよませらるへく候、よろつめてたく、又候、よめましく候へとも、あまりの御事に筆をそめ申候、りをはしめ、このたひの御供しんらうのいたり、中くくうをはしめ、このたひの御供しんらうのいたり、中くくうをはしめ、このたひの御供しんらうのいたり、中くくいとへに賴存よし、一く、おほせきかせられ候て給へくいとへに賴存よし、一く、おませいつちらのかぇそれ外上井二郎さへもんのせう・かまちひつちらのかぇそ

何事も是ゟあさゆふ存いたし、うハさ申計に候、此尚々千菊のかたへもふみにて可申候へ共、同前候、かしこ、

ξ,

さかしく候、かいふん心を添可申候間、きつかひ候夫よりのふみくハしく見申候、母并せん次郎一たんよし御こゝろへ候てあつかるへく候、又申候、新大

さら~~ふてにもつくしかたく候、先くちうとなにこと

く候、今よりうら~~とまり~~にていさゝかゆた ん候てハ、くせ事のとをり舟うちのものともに可被 候ておとろき申候、さりなからやかてとりけち申よ れゟ存くらす計候、次七ツかまニてそのはうのりふ し候条、うれしく存候、是は過ぬる事候間、せひな ねにをき、ゆろりの火もえつき申候由、さて〳〵承 こそ、まことにこしかたゆくすゑのなこり、たゝこ 女の上にて世にためしなき事候間、しんらうきうく ことなから西のはてゟあつまのおくまてのたひハ、 聞候、只今此ふミとゝのへ申候うちに、七ツかまよ つなとゝ申儀さらにミしかき筆にえもつくしかたく りのふみともたしかに相とゝき申候、さて〳〵くり く候へハこそあそひ申由候間、此旨はゝへも可被仰 し申候、此ころも煩の様子見せ申候へハ、氣合もよ もわれら乍斟酌、そのはう被仰まゝくすりをつかわ 次おいまこのはう打立候ときハ、手そとはれ申候つ 傳候、なを申而も~~余有事候条、筆をとゝめ申候! 巨細ふみニて申あけられ候へ、まちゐ候よし可被仰 其後いかゝ承たく候、あけまきの子のわつらひ

仰聞候、ひつきやう其方御打立、このかたはちうと仰聞候、ひつきやうにと祈念、せい/ \をつくし申候、空而さやうなる神慮の御かこと申事候、しかれはく定而さやうなる神慮の御かこと申事候、しかれはくに見え申候為のこハせいちいさく候哉、うけたまわに見え申候為のこハせいちいさく候哉、うけたまわに見え申候為のこハせいちいさく候哉、うけたまわに見え申候為のこハせいちいさくを哉、うけたまわに見え申候為のこハせいちいさくを哉、うけたまわいふとくあるへきと見え申候条、いかゝと存事候、いふとくあるへきと見え申候条、いかゝと存事候、いふとくあるへきと見え申候条、いかゝと存事候、いふとくあるへきと見え申候条、いかゝと存事候、いふとくあるへきと見え申候条、いかゝと存事候、いふとくあるへきと見え申候条、いかゝと存事候、いふとくあるへきと見え申候条、いかゝと存事候、いふとくあるへきと見え申候条、いかゝと存事候、いふとくあるへきと見え申候条、いかゝと存事候、

ましく候、猶重而もたよりの折節ハ、其元のやうす

「慶長十八年」 御自筆 御つかひ によっキ」

むすめのかたへまいる

猶こ於種子嶋小筒御用之由被仰越候、急ニ者皆こ難「御文庫廿三番箱十七巻中郷※次」「家久公御譜中ニ在リ」

調御座候間、次第二可申付候、輙御用之御事候、

1028

座候由、目出候、仍 御所様被成御上洛之由候間、定可其後者御左右不承候処、預貴札忝候、先〻其許御無事御

上

相積儀可得貴意候、恐惶、 儀無御座候、來春者必駿府・江戸可致参上候条、以面上 上野介殿此節者罷上儀可爲無用之由、堅被仰聞候間、其 爲御供候、我等儀不圖罷上可致 御目見得候処、從本多

「慶長十八年」八月七日

松平河内守様

義弘公御譜中_

外うらくへつたへくへにて、をのくへ御念比之とをり承 みあひとゝき、くハしく見申候、まつ~~寺澤殿色ゝ御 たよりにまかせ申のほせ候、せんとよふこゟ、紀州のふ(呼 子) よふこ出船このかたのたうらい、今日まてはあひきこえ まことにたこくのおほえと申、一入られしく存事に候、 ねん比の様子ともうけたまわり、是ゟーたん畏存候、其 案文在蒲生衆本司源右衛門

> のおりふしハ、いつれのみなとへ舟かゝりなされ候らん はんまて、こゝもとことのほかの大かせにて候つる、そ さきおほいのすけさしのほせられ候間、こゝもとのてい 間、定而をの~~ゆたんなく、をひ~~に御左右申あけ 雲のけしきはけしく見え候つる間、水主も其かくこつか と、心つかひあめやまに候、しかしなから其日は朝より らるへきと、待かね申計候、かこしまゟも三日まへたか けたまハるへきため、さいはいこふね一そう付のほせ候 まつり候ハんと申事に候、かやうなるときのちうしんう ハふてをのこし候、よろつめてたくかしこ、 ハ其みきりこまかに申のほせ候まゝ、まつ~~このたひ

申候ことく、御こゝろ得候てあつかるへく候! ち備中のかミいつれもしんらうのいたり、さきにも のねうはう衆、其外上井二郎さゑもんのせう・かま 尚々上らう・つほね・大貳・新大夫をはしめ御とも

むすめのかたへ

片時もゆたんなく付のほせ候つかひを、さしくたされへ

まハりたく候間、申さすなから大坂へつかせられ候ハ、' る計に候、はや!~めてたく御のほり付候、注進うけた す、このころハいつれのうらまて御上候哉と、明暮存や

「慶長十八年」「朱かき」

八月八日

上別府せんさゑもんのせら

まいらせ候

き事まち申候、しかれハ今月三日とりのこくほとより夜

1031

猶口上申候間不詳候、 三千斤是者其許舟共御調之節者可立御用と存、任寸志候、 惑仕候、仍太刀一腰・馬代進覧候、 遠方御懇意之儀共難申盡候、其後取紛彼是御禮申後、 當年之嘉祥珎重、 慶長十八年二八月八日 、仍先日者我等繁昌共候爲祝詞、 恐へ、 御祝義迄候、將又鉄

同肥前守殿 松浦法印

ハ馬代十枚汔

御隣國珎敷事共御入候者、可被仰知候、次來年 以使者雖可申入候、題目無之候故不能其儀、上方其外 當年未申通、積欝無極候、仍其表相易儀無御座候哉、 「御文庫廿三番箱十七巻中御案文」「御譜中ニ在リ」

切

1033

妹其地へ罷越候已來、

到來無之候間、爲見廻企使札候条、

乍次用一翰侯、其許相替儀無御座侯哉、此表一段無事侯、

御上洛可有之様、其沙汰候、其許如何相聞得申候哉、 儀相知候ハ、可預御注進候、 將又雖輕塵侯、 御太刀一 E 腰

「慶長十八年」八月八日 長岡越中守殿

馬一疋・生糸一丸進覧候、

誠表御祝義計候、

恐惶、

迷 於 1030

「御文庫二拾三番箱十七巻中御案文」「御譜中ニ在リ」

1032 「御文庫廿三番箱十七巻中鄒案文」「御譜中ニ在リ」

替儀無御坐候哉、珎儀候ハ、可被爲仰知候、此表一段無 其後者不申通候、 候間、爲可承企使札候間、乍次用一翰候、駿府・江戸相 猶~迦羅一斤令進献之候、聊書信之驗迄侯、 仍我等妹江戸へ御越候已後、至來無之

猶期後音候、恐惶、

遣候、江戸へ妹罷居事候間、

下~無緩様可被仰遣事所

事候間、可御心安候、佐州老可被添御心候条、

雖不及氣

「慶長十八年」八月廿一日

本田上州老

恐惶謹言、 可御心安候、將又妹之儀、 「慶長十八年」八月廿二日 被成其御心得無御用捨、 萬事可爲御指南次第由申聞候 御入魂所仰候、猶期後音候、

將軍様

本多佐州老

「義弘公御譜中」

かまかりよりかちはらさしくたされ、文ともくへしく見

候、心さしのほとうれしくおほえ候、次かうむり五ツこ に御さ候、それゟまいらせられ候文なとすなハちあひと それゟ心つかひあるましく候、かこしまも一たんしつか さいにこれある事候、しよくなともいつものことく候間、 うの御かこと感申事候、われらも此ころハーたんとそく のあくしに行かはり候らんと存候へハ、ひとへにてんた **候ハ日ころのしん~~ゆへ、定而神仏のめくミにて、よ** へてすこしも心にかけられましく候、衣裝なとのすたり とぬれそこね候とも、いさゝかくるしからす候間、 下なに事なく候間、衣裝其外の道具なとはたとひいかほ さて〳〵其時分の窮屈さこそと推量申候、しかれとも上 てひきやくまいり候条、やうすこま~~ふぇに見え申候、 んと大風のおりふしハ下関におハしましたるよし、やか すく大坂へのほりつき給ひ候ハんと申事候、まつ~~せ はやほとちかく、舟ものりよき事に候間、此ころはたや ハりなきよし、一たんめてたく候、かまかりより上方ハ 申、なゝめならすうれしく候、ことに舟路する~~とさ **ゝけ候、又ゝ申候、水入二ツ并やうし二ツをくりこされ** かま

> るよし、よき仕合に候、殊下のあきみしかく候ハヽ、お これよりよろこひ申事に候、ゑの子ハせいふとくならさ かしく候らんとをし計候、よろつ又あふ坂の関の戸の明 さかしく候て、道すからせめてなくさみになり候よし、

暮つてを待ゐる計候、めてたくかしこ、

神、右の三社ニもかんすい三折つゝ仰付られ候、打 大威とくの法廿一座、そのゝちしやうてんく一七日 尚くわれらきねんとして、へつたうへおほせられ、 立まへことしけきなかはにも心さしのほと、一入う しゆせられ、その上霧嶋・伊作の八幡・ほう現大明

此ころこゝもとへ參候、此とをり母へも仰きかせら やうしやうの事ハすいふん心をそへ申候、あけまき くさいに御さ候、まつ~~御れい申事候、又く申候、 るへく候、次このたひ御物舟はそんニ付、色く道具 らくすりをつかはし、はやよく候ておふちめしつれ の子のハつらひも、そのはうおほせらるまゝ、われ ち兩人のふくちうは、いまたしか~~なきていに候、 ミかわハつらいこの比ハはやよく候、はつね・うす れしく候、さやうなるいきとをりにて、いよ!~そ

なととゝのへられ候ハヽ、定而しはしミやこへとう

「慶長十八年」八月廿二日

御自筆

三原二郎左衞門御使

へ計に候

尚くねりくり一きんまいらせ候、いさゝか文のしる

うハさ申くらす計に候、又ゝめてたくかしこ、 く候、たゝ日にましそのはうの事、いよ!~めつらしく はうわれら一たんそくさいに御さ候間、心つかひ有まし やすくのほりつき給ひ候へんと、めてたく覚え候、この

1035

「全上

に事なくはや~~なには立ちかくなり候間、此ころハた かまかりよりのふミ、うれしく見申候、まつ~~舟路な

「慶長十八年」「朱ヵキ」 てに候び しきなからねりくり一きん、まことに文のしるへま るへく候、これ又御心えのために申のほせ候、これ なされ、ミやこのうち所~~見物させられ候てしか ことに候間、紀州・二郎左衞門・備中守へたんかう 八月廿二日 御自筆 三原二郎左衞門御使

1036

「全上」

かまかりよりのふみあひとゝき、いつれも~~なにこと

むすめのかたへまいらせ候

て申さるへく候、又くかしこ、 し心得有へく候、なを便のときハそこもとのき巨細文に たしなミ、ゆるかせなきやうに、ほうくうかんようのよ 供の衆もそれを存ふくゞ、宮仕たのゞ申候、其外諸事相 申もおろかなる事に候、しかしなから御れう人おや子さ まことにかきりなきたひのやつれ、道すからのけうくつ なきよし、くにもとのよろこひさらに大かたならす候、 へかくのことくならわぬたひに立給ひ候間、みな~~御

「慶長十八年」八月廿二日「朱ヵキ」 るへく候、江とへつき候ハ、、かいふん手をならハ 尚く万つるこさかしく御とも申候よし、一たんしか せあるへく候、其外きまかせなきやうに、せつかん 由断あるましく候 おなし御つかひ

つほね

まこのかたへ

りうあるへきかと存候、さやうに候へハさいわいの

たよりのまゝ筆をそめ候、かまかりよりの御さうともく ハしくあひきこへ、何もなに事なきよしうれしく候、定

而此ころは大坂へ舟もつき候ハんと、注進待遠にこそ候 へ、國元ミな人〜無事に在之事候、舟并妹善二郎一たん

心懸しかるへく候、便の折節ハかミかたのやうす、きか ひ候ましく候、一かたに其元御奉公ゆたんなく、よろつ さかしく候、何篇心をそへへく候間、此はうへハきつか

まほしく候間、文にてくハしく申され候へく候、又~か

尚くかすかに候へとも、たうのつち一はこ・嶋くし

んられしく候、此方にてハ御奉公ことに夜おきいた ちや / 〜 ゟつくりはな并丁子上申候、念比之儀一た 一ツをくりこし候、まことによすか計候、せんとあ

たうのつち一箱・しまくし一ツをくり遺候、此よし し、しんらうの通いまにわすれ候、あちや~~ニも

「慶長十八年」八月廿二日 心得候て申とゝけらるへく候

おなし御つかひ

しん大夫

1038 全上

しく候、ことに娘・孫一たんさかしくわたり候よし、め なに事なきよし、かまかりゟ文にて申され、一しほうれ

心安候、たゝ御れら人おや子のほりの後ハ、爰元さひし てたく候、われらもいよく~そくさいに在之事候間、

可

文ニてこまかに申上られ候へく候、このはうニて申つく さ推量候へく候、便のときハ其元の音つれきゝたく候間

し候ことく、よく~~たしなミニて、はうくうかんよう

のよし申つたへ候へく候、又くかしこ、

尚々大貳・おいま・ちよほより申上候通うれしく候、 おいま手のはれ候つるも、やかてよく候哉、一たん

「慶長十八年」八月廿二日「朱かき」

おなしつかひ

よき仕合候、此よし心得ニて申さるへく候、

おちやち

あふち

1039 『在官庫』

(本文書ハ七三二号文書ト同文ニノキ省略ス)

1040 『御譜中』

世

「ハ金銀を以被續家事ニ候間、内々不入事ニ物之入候

ならわし候間、

はたと可被及氣遣儀可有之候、就中當

如此大果報:被打任、心遣無之候ハ、、寸善尺魔与申 又ハ切~之出仕も無之、諸人之羨不淺事たるへく候、 『在官庫』

(本文書ハ七三四号文書ト同文ニノキ省略ス)

之躰ニ而候、内へ之儀ハ大方ニさせられ、少成共其入『イサイン』

る様子与相見得、又被召仕候女房衆衣裳等も餘り結構

儀可有用捨候、以事之次申候、

貴所諸道具手間之入た

目公儀之用『被立、國家之ため』成候様『御分別尤存

(本文ハ七三三号記事ト同文ニノキ省略ス)

致極老忘前後躰ニ而、 而候間、 存寄通申事候 近頃乍斟酌餘二 御家之儀氣遺

御家代くと乍申、 長久儀専一二候事 道殊:者先祖之御守深故候間、 久敷家者皆 < 滅却之時節、繁栄之事者二三代 = 候、 **貴所家督之様誉有事者無之候、** 弥被重天道可被祈家之 誠 =

候処ニ、當家者數ヶ國被領、 も被相勤、又ハ年ミ駿府・江戸江参上、其苦労不勝計「可く」 思慮肝要ニ存候、其故ハ一天下之國衆毎度之御普請を『ぱい』 之侭之男子誕生、寄特共中~難述言語候、因茲平生之上年十二月九日兵庫君生と」「之種共」 此頃こいたるまて子孫無之間、 一度も御普請不被仰付、 大かけ道と存候處、『慶長』

> 候半事、みてるをかくにて候間、 忍任難成、人〻述懷も可起候哉、 ご内く之花麗共候ハ、、世上見かけとりさた、又ハ堪 候、諸士も切く之出物ニつかれはてたるよし候、然処 天道にもかなひ、 少たらぬとおほされ 國

家子孫之祈祷 - も可成之事、

當國之様を見申候ニ付、近キ御親類之中ニも或氣任或『ティ』 右ニ如申候、貴所御代之様ニ自他國之とり持も有之儀、 等念比に候ハ、可然存候、 も他國之使ニハ被入御念、自身振舞をも被寄合、『雲鷹』・『』 処ニ、自他國之使者被遣候事、不大方懇切候間、「遠共」 人衆無沙汰無之樣、 前代未聞ニ侯、誠ニ公義ニ付、諸國辛労をかけられ侯 連く可被仰付候事 惣別他國之客人 - 鹿兒島役 會尺

又歴へ之中『も御用』可立人多も無之、少御爲』可成『者』 の儀何共氣遣千万□候、御分別之前不及申儀□候へ共 と存候衆ハ、はやくとしより申候、 被構大欲心躰ニ見得候、 免角御爲可成人見及不申候 しかるときは往ゑ

「御文庫三番箱宝鑑中」「家久公御譜中ニ在リ」

先可申を泉坊。ことつて申候一冊、

無吴義下着候よ

し、多幸/〈、

餘り心遣之侭申事ニ候、『候』

右條3内僻書而已ニ可有之候条、『事キ』『事共』 以御用捨可有御

陸奥守殿

「慶長九年四月被任陸奥守、惟新公者元和五七月御死去也」

惟新御 判

猶く右之様子者鎌左京亮様存候儀:候間、

御熟談被

届候而可預事賴存候、恐く謹言、

合申上候へ共、于今御返事無御坐候、此節一兩人被聞召 立候、左様之御侘被申候条、先地頭鎌田玄番助殿へ以談

成候て申候、賴入候、

二月廿九日

忠嘉(花押)

市來八左衞門尉殿「上書」 豊後守

鎌田左京亮殿御宿所

覚

1045

先高麗入之中、 自力を以罷渡、 鎌田杢助殿:付二年在

陳仕候事、

登、御下向迄御奉公申候事、

先年大牆へ御在陳之刻、鎌田玄番助殿ニ付自力を以罷

右御侘之旨豊後守殿を奉賴候故、 かち木へ訴申候、

爲御返事知行方之事者鹿兒嶋へ訴申可然之由候条

1044

412

帖佐衆中安樂五郎左衞門先高麗入大牆兩所へ自力ニ被罷 「帖佐士案樂五郎左衞門藏

覧候、恐惶謹言、『^ィ』

「御譜中未見當」

八月二日之芳札•段子三端•線香十包高崎弥六郎持來候; 目候、維新老御心中察申事候、在洛中相應之馳走可申之 篤情共欣悦之至候、將又妹君至江戸御越之事、大儀之題

申 猶其節可申越候、かしこ、 誠無御隔心承事、本懐之至候、近日長門下國申由侯

「慶長十八年」九月八日

信尹

鹿兒嶋少將殿

1046

慶長十八 九月九日 又く豊後守殿を賴存、 訴議申上越候、 已上

安樂五郎左衞門(花押)

相良日向守殿

覺

琉球之儀雖申旧候、被對日本疎略依在之、遣人數令破

此方次第候へ共、被離舊邦可爲迷惑事銘心肝、歸國さ 剩王位至日本渡楫候上者、如何様 『可有之も、

せ申候間、其懇志不可有忘却事、

王位爲藏入、知行過分二相定進候間、向後不弁二無之 其國之儀諸式日本二不相替様二可被成法度事、

様、被仰付肝要候事、

百姓連~困窮候由、其聞得候間、不謂儀:百姓不致辛

勞様、可被仰付事、

每年渡唐船之儀時分相違故、海路不易由候間、 後者以番賦船頭被相定、若時分はつれに渡唐、 又歸帆 自今以

仕候者、其科可相懸事,

如舊規判形無之商船着岸之時者、被相改少も自由ニ無

『在官庫』「三番箱中巻四」「家久公御譜中ニ在リ」

竹木不切盡やらに可被仰付事、

紙在之、

王子衆并三司官之子共餘多爲人質可被差上候事、

委別

被入念尤候事、

とく可被送候、若又船なとうち破候者、荷物不取散様 帆之刻、依逆風其地へ於流着者、可成程早く日本のこ

已上

慶長十八年

「正文在琉球國國司ト御譜中ニ在リ」

1047

「家久公御譜中」

「正文在那須甚左衞門跡」

以上

其後者不申通候處、預御狀披見、得其意候、然者其地又 節何欤と候へハ、結句 就其從陸奥守以一人見廻可申之由、雖安儀候、如此之時 、悪黨人有之而、夜討放火等之致狼藉候哉、無心元存候。 天下之御沙汰如何候間、不能其

之様、番衆被付置、此方へ可有注進事、

從長崎邊自然 公方様御存知之商船、

唐・南蛮より歸

1048

儀候、 天下而之悪逆侯条、可成程可有討罸事尤候、定指儀者有 山中之儀自公儀各へ被相任上者、一揆之企畢竟對

間敷候間、

頓而可爲静謐候、猶期後音候、恐く謹言、

九月十七日

伊勢兵部少輔

比志嶋紀伊守

奈須休太郎殿

奈須左近將監殿

家久公御譜中」

「正文在琉球國内鬼界島荒木本横目浦治」

知行目錄

鬼界嶋之内

高拾石

弥抽御奉公者可有御恩賞旨、 右知行之事於其地別而依被召仕、被充行异、四坪有別紙 所被 仰出也、仍目錄如件、

慶長十八年九月廿四日

伊勢兵部少輔

三原諸右衞門 |「墨印」

1049

「在琉球國國司」「家久公御譜中ニ在リ」

覚

佐敷被成在魔嶋、諸事琉球之儀可有沙汰由被 今度以兩使被仰越儀、能、被成御熟談肝要候事、

仰出候、

因茲新地千石可被進由候事、

< 兩人へ被仰含候事、

毎年渡唐之船頭被相定候事、

付右船頭衆へ御法度之條

池城・豊美城・佐敷へ被相付、替/\可爲在麑嶋候事、

惣別御支配有之事、様子在別紙、

質人可被差登せ候事、様子在別紙、

王子衆・三司官・侍衆自分之持具御免許候事 兵具御改之事、付鉄炮堅可有禁制事、

謝納子共此方へ可被差渡事、付無御免日本之者其地へ 被召置間敷事

琉球へ日本より人衆被差渡、

御企之通爲注進渡海仕候

御赕之事、

生糸之代銀毎年大黒にて、 王位御藏入御算用被仰付、每年御仕分被相定可被進由、 **壱斤付 可爲拾匁充事**

よひと

儀ハさつまゟ被懸御目事候間、ちや入數多所持可申候条、 被申候、又此中江戸・駿府ゟ被罷上候衆被申候ハ、我等 1050

以上

慶長十八年九月廿四日

兩使へ可被仰含候事

三原諸右衞門尉

是非一个所望可申由、

切く被申、何共返事ニ申かね候躰、

伊勢兵部少輔

「慶長十八年」九月廿四日「朱ヵキ」

山口駿河守

惟新樣

参人こ御中

後音之時候、恐惶謹言、

可被成御察侯、委細之様子ハ伊兵少可被仰上侯、

尚奉期

三司官

御文庫二番箱義弘公五巻中」「義弘公御譜中ニ在リ糺合ス」

所之由、本佐州父子ゟ懇゠被申越候、御滿足奉察存候! 者相添、 東へ被罷下候処、於駿府江戸 御前之仕合無殘

當度伊兵少御上せ被成候、

則本佐州・上州へ我等る案内

被下候、誠忝奉存候、乍去連~所望之方わりなくとられ 於我等大慶存候、然者兵少御上之刻ハ、かたつき弐ッ送

申候故、中/\我等所持仕候事不罷成候、千万申かね候 しかられ申候事、中~~此まへかとのやうなる御事にて へ共、御茶入又~御上せ被成候而可被下候、爰元之衆ほ

ゆへ、見事ニ出來申候とて、 ハ無御座候、其段過御進量申候、貴老様御好よく御座候 たゝ今ハ尚以方くより所望

1051

「家久公御譜中」

「正文在山口五郎兵衛

雖加養生候、終不得驗遠行候、 先書ニ可申候を、取紛申後候、 田舎へ數年被有之難堪候 御同五郎兵俄積起、

種く

上、如此之成行ほひなく存候、 人之儀候間、可致入魂候、恐惶謹言、 貴老御心中察入候、息成

「慶長十八年」

九月廿四日

嶋陸奥守

家久(花押)

山駿州老

「御文庫廿三番箱十七巻中御案文」「御譜中ニ在リ」

1052

就小児誕生、爲御祝詞預御使札、殊御札守、 一并樽一荷被懸御意候、 幾久目出存候、至我等も御札守 見事之小袖

筋之儀相調候哉、御滿足察存候、猶期後音不祥候、恐ぇ ・諸白二荷、於遠路御懇之段、難申盡候、將又當山袈裟

「慶長十八年」十月一日

「元和二年六月光久公御誕生之時敷、然ハ其年ノ十月ナルヘシ」

「義弘公御譜中

案文在蒲生衆本司源右衞門

又~此ころの音つれらけたまハりたく存、わさとつか

き返し~~見申、うれしく存候、まつもてなミ風おた ひをさしのほせ候、さきほと大坂より度くの文ともま

ろのねかひ、さなから神慮にかなひ申候、猶すゑ~~ やかに、ふねを心のまゝに御つけ候事、われらひこゝ

一大坂へ舟おりの宿すまいなとよく候て、御きに入、ゆ

めてたくこそ、

是よりうけたまハり候てはる~~の心やすさにて候、 候、さやうに候て船中のけうくつもすこしのひ候へハ、 る~~とくつろかせらるゝよし、なによりうれしく存

> さしと存候へハ、やかてひらき候て座席の興をもよほ 荷・たらのうを三ツおくりこされ候、遠つ国まての心

し候、又其後千左衞門尉下着申候おりふし、らうそく

秋永しまのせらまかりくたり候時分、もろはくたる一

見事なるほうさうとりそへをくられ候、是をさけ候て わかやき候ハんやうすとも、かた!~へ見せ申たきと 五十ちやうならひに、まこ殿よりちやのゆをひ二すち、

申候へく候、うちつゝき便ことに心よせのほと申のへ **う箱をくり給、一たん見事にて候間、かいふんひさう** 存いたすはかりに候、伊集院半右衞門尉くたりにもか

あつまくたりの用意も、大かた此ころハあひ調候する と申事候、さも候ハ、今一入ほと遠くなり候て、いよ

かたく存事候、

ら、このたひの御ほりへわりなき事ともに候、まこと /〜ゆかしさもまさる〜く候、けに/〜くりことなか

にと御たのミ候へハ、いさゝかわたくしのかへりミな 中すいりやうのまへに候、しかしなから御家の御奉公 に古郷のなこり老父のなこり、かた!~さこそと御心

るゝことく、よろつむつのかミ殿御一人の心つかひに き事、世にためしすくなき分別ともに侯、しろしめさ 紀州をはしめいつれも供衆御奉公そいなく候哉、

尤し

候てのほりゆへ、御國下~~まて心やすく在之事候、見え申候處。、そのはりおや子たやすくりやうしやり

ひとへにそのはうのこゝろはへと感入事候

一くにもと=てたんかうのやらに、筆者のねらはう身からよき人を御やとひ候哉、らけたまハることく、うちらよき人を御やとひ候哉、らけたまハることく、うちらよき人を御やとひ候哉、らけたまハることく、うちんにて候哉、さ候ハ、大かたきんちうなとのありさま人にて候哉、さ候ハ、大かたきんちうなとのありさまもつねにものかたり申されへく候間、けんしたくひのさうしにて、御心得あるへく候、あはれ其分にゆくする貞心なる人=て候へかしとそんし候、

さっく矣、 山とりのおのしたりおのなか~~しく御よろこひ申かれ俟ハんを見申たく存計候、なをいくとせもかきらすれ俟ハんを見申たく存計候、なをいくとせもかきらすいつくしきをめきゝ候て、おや子ともに御とり候よし、一とし~~のかれいにてまいらせつけたる正月の小袖、

たく申わたすへく候、

いるへく候、猫以このたひ旅中男女ともによく/ 、かかるへく候、猫以このたひ旅中男女ともによく/ 、あきひしく仰付らるへく候、當時は…なむかしにかいり、きひしく仰付らるへく候、當時は…なむかしにかいり、して御座候事候間、むつのか…殿いもうとの御のほりなとゝあまねく申ちらすへく候、しかるときい御供衆なとゝあまねく申ちらすへく候、しかるときい御供衆なとゝあまねく申ちらすへく候、しかるときい御供衆なとゝあまねく申ちらすへく候、しかるときい御供衆なとゝあまねく申ちらすへく候、しかるときい御供衆なとゝあまねく申ちらすへく候、しかるときい御供衆なとゝあまねく申ちらすへく候、しかるときい御供衆なとゝあまねく申ちらすへく候、御とりさたもによく/ 、あとうで、もし又さやらに御入候いねい、かねて諸人の心にくもかへりてひたゝけわたり、御いゑのきすたらんかと存候、よきらへにてもよきやらに中のほせへく候、たた衛門尉へも文ニて内儀承やらに申のほせへく候、たた衛門尉へも文ニて内儀承やらに申のほせへくは、ためるへくは、猫以このたひ旅中男女ともによく/ 、あかるへくは、猫以このたひ旅中男女ともによって、

のほせ候条、よろつ大儀に存へく候へとも、おほせらくなく候處、笑止存候、それにより五ひやうゑのせう一節めしとゝめられたきよし、うけたまわり候、まこ一をうゑんわつらひかましく候哉、めしつかはるゝ人す

得のために候、るゝ事候まゝ、その通わけて申きかせへく候条、御心

申付へく候、

一そこもとわつらひ色くはやり申候よし、笑止:存候、 けたまわり候、いつれのわつらひも、その人のていに るゝことくさやうに候ハ、、長道をめしつれらるゝ事 うけたまハる分ハ、大事なるきあひにて候、おほせら けさせ候へく候、なには事にはかにわつらひ出し候哉、 よりてこそ、くすりのかけんもこれある事候へとも、 よし尤候、まかりくたり候ハヽ、かいふんやうしやう のことく五ひやうゑのせうに仰きかせられ候て、御つ もあひとゝのへ、こま~~かきつけのほせ申候条、そ をしあてゝのくすりハ、おほつかなく候へとも、これ なによりやすきほとの儀と申事候、さらに此はうより ミはれものわつらひ候哉、そのやうすとも見申候ハ、、 まつ~~うけたまわる事候条、のほせ申候、次まつな んなく候間、これよりてうかういたしのほせ候へとう とはやり申よし候、しかれとも瑞仙くすりも一ミちけ よく/~やうしやうさせらるへく候、ことにおこりな さりなから瑞仙そのためにまかりのほり候間、被仰付 ハ、とてもなりかたかるへく候条、御くたしあるへき

よひ申よし候、又きあひもそとよく候ときハ、六七度ちうすきとくわい起申さす候、夜の間にも十度ほとかわ事ハ此ころハきあひもよく候、こはきハいまたふくミかわ・こはき・うすちのほせ申へきよし承候、ミか

ほとつゝかよひ申候、此ふたりは冬中は今すこしやら

中候、このかた御ゆかしさは月にそひ日にかさなりて、 申候、このかた御ゆかしさは月にそひ日にかさなりて、 中候、このかた御ゆかしさは月にそひ日にかさなりて、 中候、このかた御ゆかしさは月にそひらにか、た」な ことにてうはうかたもいたりて、きようにもこれなき よし候、たいもく手つき、あまり見くるしき事に候条、 よし候、たいもく手つき、あまり見くるしき事に候条、 はうにめしをき候ても、すこしのほうくうもつとめす はうにめしをき候ても、すこしのほうくうもつとめす きふてにかきつくされす候、あまりくた/へしくこっ ろのほとを申候へハ、かへりていま/へしく存つ」し きなてにかきつくされす候、あまりくた/へしくこっ たとなふうちくらし候處に、くミさきこていとまこひ 中候、このかた御ゆかしさは月にそひ日にかさなりて、のほ

ではたるなくさきも心にそます候、そこほとはりよからなんきなるうちにも、富士の雪にこゝろをのへ、むさし野の草と見てハ、もえいつへきはるはさこそと、おもひをうつさるゝおりもやありなん、しかはあれとおもひをうつであったるなるを見る事とかきけれは、さそくつたの下道ららふれたまひなんとおもひやるはかりに候、あはれ今一たひけんさんいたし、あつまかたのものかたりともうけたまわりたきと存計に候、よろのものかたりともうけたまわりたきと存計に候、よろつめてたく又こかしこ、

なく〜ほうくうねんころに申候間、御心やすかるへいふ・あふち・おちやちをはしめ、御奉公ゆたんなくつとめ候よし、一たんしかるへく候、窮屈ハたひらのたひと、何も存候てかんようたるへく候、なにのならひと、何も存候てかんようたるへく候、窮屈ハたひりゐ候衆、御めゝ・ふち・ころく・ゐかこ・ちよし、りゐ候衆、御めゝ・ふち・ころく・ゐかこ・ちよし、りゐ候衆、御めゝ・ふち・ころく・ゐかこ・ちよし、ける候衆、御めゝ・ふち・ころく・ゐかこ・ちよし、と申きかせ候、一入かたしけなきよし申あけ候、ぶく申きかせ候、一入かたしけなきよし申あけ候、ぶく中きかせ候、一入かたしけなきよし申あけ候、記べしい。

にて、よろつめてたきと申事候、猶たかひに御よろと被仰候而、一たんいはひ申候て、うはかさねにつかまつるへく候間、うれしく候、むつのかミ殿おなしくわかきミへも御ふく一重つゝむつのかミ殿おなしくわかきミへも御ふく一重つゝむいらせられ候条、やかてこれよりかこしまへ進上申候、一たんの御よろこひ。て、よろつめてたきと申事候、猶たかひに御よろこひ。

十月十日 御自筆御つかひ有馬奉繕兵衞尉

こひ申候、うけたまハるへく候、

る事に候、あつまへくたり給はゝ、ほと遠くへたゝりて たへ御さ候へハ、せめており~~の御さうもうけたまハ うあひそへ送存候、こゝろさしといひ一たん見事にて候 ハり、うれしく存候、ことにちやのゆをひ二すちほうさ 大坂ゟ文ともをひ!~にくたし給り、御音つれらけたま **隨分ひさういたし見申へく候、さて/~京大坂のか**

候て申へく候、かいふんおいさきめてたくさかへられ候 千とせをふるやうにめつらしく存はかり候、たよりのと する事をこひねかふはかりに候、又くめてたくかしこ、 きハかならす文をあつかるへく候、けんさんいたすと存 /〜のほられ候のち、日かすはさのミつもり候ハねとも、

いよ!〜ゆかしく可罷成侯、まへにも申候ことく、かた

猶くいぬともさかしきよし、文に見え申候、ちいさ 者あいらしく候ハんと存候、いかにも候て今一たひ く候と、さきほとうけたまハり候ツる、その分:候

1056

「御文庫拾七番箱十八巻中」「家久公御譜中ニ在リ」

「慶長十八年」十月十日 見申たく存たる計に候、

1055

「御文庫拾七番箱拾八巻中」「家久公御譜中ニ在リ」

右御同

猶く種く御懇之儀共忝奉存候、

去七月十三日之尊書拜見仕候、御帷子三被下候、被思召

之由候、來春者定早~可被成御上洛候、奉待候、於此方 御用等可被仰付候、此等之趣可然樣可被仰入候、恐ゝ謹 筝護厂等被仰付候、御祈念無御油断候、此旨能く可申入 乍斟酌相調申候、次從 御門跡様以御書被仰入候、於大 **珎重存候、就其御判紙被成御上候、御文言以下各談合仕** 從公方様被仰留、御延引之儀御面目之至、御外聞実儀 寄每~御懇之儀共過分存候、先~今度可被成御上洛處;

「慶長十八年」十月十二日

如(花押)

伊勢兵部少輔殿

若輩与申田舎人之御事候之間、萬端奉憑候、 追而同小平次事、將監父子以分別至御家致奉公候条、 可恐る

御書畏令頂戴候、 外聞実儀候、隨而如此之段被聞召及、遠路迄被 仍從高橋同名玄番父子被討果候、寔失 仰下候

則申越候者也、

「慶長十八年」 丑

京都ら江戸まて「御譜ニアリ」

板伊賀()「墨印」

1057

忝次第中<不及言上候、殊忰山之儀者紀州日向相境之御 御家之御旨山之儀被罷居候之条、 從他方非分之吸出來之刻者、御年來之儀与申、 一入被加御憐愍奉

進上 「慶長十八年」

十月十五日

伊

.勢兵部少輔殿

賴侯、此旨可預御上聞侯、

恐惶謹言

奈須紀伊 祐金(花押)

御意可然之由

如御指圖於江戸申入候二付、

大御所様

仍

去年以伊勢兵部少輔、得御内意儀共御座候処、佐州老へ得

「古御文書中」「家久公御譜中ニ在リ」

尚々御自分之馬之外之駄ちん馬之事、 しも遅くなき様御いそきの事候間、ちそう申さるへ 馳走候てすこ

走申さるへく候、右之分懇『本多佐渡守殿ゟ申來候間! 駄ちん馬ハ何程も入次第調出候、路次遅くなきやうニ馳 て、自分之小荷駄五拾五疋女房衆をのせ御下候、此外之 弐三百疋入候間、宿<ニ馬なき所候へハ、路次遅<候と 嶋津陸奥守殿御いもうと子江戸へ御引越ニ付而、 駄賃馬

> 1058 去夏之比者以使者申入候処、 「御文庫廿三番箱十七巻中御案文」 御懇之御返詞共忝存候、

宿く年寄中

以伊勢兵部少輔申入候、被聞召達弥御入魂所仰候、委細 懇之様子共ニ而御座候、然者最前之筋ニ而候間、今度又 者相達口上候間、 老へ右之御返詞共於有之者、被仰知度之由申侯ニ付、 輔事者罷歸候、 へ被伺 上意、追而御返詞可被仰聞由候而、 其後兎角不被仰越侯間、先日之使ニ佐州 不能祥侯、 先く兵部少

御

十月

本多上野介殿

其後者不申通候、然者去年以伊勢兵部少輔、 尚以乍輕塵綾子五十端進覧候、書信之驗迄候、 佐州老迄得

1059

御意子細共御座候間、

貴老も御存知之由候、

就其去夏之

出候、 比以使者、右之一儀御返詞共御座候者、被仰知度之由、 佐州老迄得内意候処二、被達 尤早、致参上御禮雖可申上候、 上聞、 當年無餘日候間 別而被入御念被仰

先、佐州老迄以兵部少輔申入候、弥 可然様御取合被仰候、猶於委細之儀者相含口上候間、不 御前御出合之時者、

十月

能祥侯、恐惶、

土井大炊助殿

去年以伊勢兵部少輔申上子細共御座候処、其刻者御返詞 も不被 仰出候間、先日以伊集院半右衞門尉、本多佐州

へ得御内意候ニ付、則被伺

上意、別而忝

御諚之由被

1060

仰越候条、左樣之御禮共爲可申上最前之首尾候間、今又 兵部少輔差上候、細、申含候条被聞召届、弥御入魂所仰 侯、將又雖輕薄侯、段子拾端令進覧侯、書信之驗計侯!

恐惶、

十月廿五日

山駿州

「義弘公御譜中」

1061

「案文在蒲生衆本司源右衞門」

伊勢ひやうふ少御つかひとして、ふとまかりのほられ候 まゝ、よすかよく存筆をそめ申候、此比高さき大炊のす

> け・市成かもんひやうゑのつままかりくたり、そのはう 京へ御のほりのよし申候、其外文ともくハしく見申、一 たんめてたく存事に候、ミやこへのとうりうはさのミこ

ら、あつまかたの在宅ハよろつ心つかひ一かたならす侯 のいたり、さこそと推量申候、又いつものくりことなか 候、まことに道すから露霜雪をしのき、色/\けうくつ れあるましく候、はや~~ゑとへくたらせらるへきと存

そのゆへハ、京はふりにし里となり、日のもとの大ミや

りさたをし、又秋の夜のなかきをあかしわひてハ、人の おそきをくらしかねてハ、堪の口すさひにも、諸國のと つらね、所せく風情とうけたまわり候、されは春の日の うたちこと~~くゑとにめしよせられ、門をならへ軒を よしあしをいひかたらひて、日をおくらるゝより外はあ

るましく候条、諸事よきにつれてハよき名をひかれ、も 左候へハー身のミならす、国家のきすをもとむる基たら し又あしきにつけてハ、あくミやうをとらせらるへく候、

うはうとも、あまためしつれられ候間、定而きまかせの んか、ことにこのたひは、こなたかなたのにいまりのね

間、かたく申わたされ、御奉公すこしもゆるかせなくつ ミこれあるへく候条、上らう・つほね別而たのミ申事候

供衆大かた人役まてに心もしらぬ太山木のやうやく杣い んのせうよく~~ねんを入、その人~~を見はからひ御 たしたるへく候条、かまち備中のかミ・上井二郎さゑも とめ候やうに申きかせらるへく候、中にも諸所よりの御

奉公可被申付候、たいもくなんによミたりかはしくこれ

なきように、下知かんようたるへく候、さいわいひやう

たんそくさいに御座候条、其元ゟ聊きつかひあるましく にて申わたし候、御心えのために候、老躰事今日迄ハ一 ふの少まかりのほられ候条、何も御供衆へ右のむね口上

存事に候、くハしくはひやうふの少申されへく候条、筆 け、つかるやそとの濱まての御ものかたりきかまほしく

候、たゝ~~こひねかひ候ハ、日ころへすして再會をと

をとゝめ候、めてたく~~又ゝかしこ、

尚く上らう・つほね・しんたいふをはしめ、御とも

れ候て給へく候、弥御奉公此時に候、供衆何も其心 のねうはう衆へしんらうのよし、のこらす仰わたさ

のうを一しやく・たらのうを三ツ・ミのかミ百てう 得候て、御奉公たのミ申候、しかれはたかさき大炊 のすけまかりくたり候に、もろはくたる二荷・さけ

下給候、しけ~~の音信かしこまり存候、心さしの

「慶長十八年」十月廿五日「朱ヵキ」

ほとさらにみしかき筆につくされす候 御自筆御使伊兵部

1062

高橋殿御法度被相背付而、彼居城知行家材等可被相改之

「御文庫廿三番箱十七巻中御案文」「御譜中ニ在リ」

由、稲葉殿貴老へ御當ニ而彼地へ御越候由、御大義ニ存

候、

殊從関東到來共御座候通、

細く御知せ畏入候、何様

期後音候、不祥候、

「慶長十八年」十一月十一日「朱ヵキ」 相良左兵衞佐殿

1063 「義弘公御譜中」

「案文在蒲生衆本司源右衞門」

ゆへ、申度儀も存やりたるはかりにうちすくし候處に、 ひさしく御をとつれうけたまハらす候、まことに遠つ國

心つくしの御事まてに候、そもしわれらかたへ御入候ら 御つかひ御のほり候まゝ、うれしく存一筆とりむかひま ちは、心ハやミにあらねとも、何事もまよひはて、大か いらせ候、さてく、かりそめのえにしをあつまへむすひ、

くちおしく候、しろしめさるゝことく、 國御家にきすを付たまハん事を存出候へハ、身もしまて まいらせ候も、 ねたしとてさのミりんきのすきぬれはつまにハかるゝは さる引ことなから、 **ゑひす心にてそれをかこちたまハんハ本いなくこそ、入** かれさる人ハ御座なきよし承候處に、他のかへりミなく、 まふ、ことに此比ハ大名たち御手かけを五人十人めしを にて候、それむかしよりをのこハ色にそミ、香にふれた 三の家なしと申候て、女のくるしひはなへて世のならひ とこにしたかひ、さて又老後には子にしたかふ、これを やしなハれ、親にしたかひはしめて、人となりしよりお す候、更に身つからとしてハ、まはゆき申事なから、女 くうけたまわりつたへ候、定而女のならひしつとゆへに 比かうちのかミ殿へむつましく御入候ハぬよし、あまね たのいさめにて、うちくらしまいらせ候つる、されは此 しるへにて、京はふりにし里となり、國々の大名たち江 しめとをしれ ハ五障のつミの外に三從とて、いわけなきほとは深窓に 候ハんとおもひまいらせ、これより心つかひ大かたなら かやうにことくさをかりあつめ、吴見申 かならすそもしひとりのためならす、御 竜伯さまあそはしたるいろは歌に、 御代のおさまる

一方の御うへさも定而出合へく候、さらはよき名をひかれるたきをくらしかねてハ、堪の口すさひにも諸國のとりおそきをくらしかねてハ、堪の口すさひにも諸國のとりおたをさせられ、又秋の夜のなかきをあかしわひてハ、さたをさせられ、又秋の夜のなかきをあかしわひてハ、されば春の日ののかたをすきかとなされ、門をならへ、軒を戸・するかのかたをすきかとなされ、門をならへ、軒を

候て、ゆくすゑ奥州さまへ御ねんころ、さゝれ石のいは候条、聊御そむきなく、したしくかうちの守殿へ御そひはとへたゝり、なに事もそのかひなくをしうつりまいらはとへたゝり、なに事もそのかひなくをしうつりまいらはとへたゝり、なに事もそのかひにおほせられ候へとも、はとへたゝり、なに事もそのかひにおほせられ候へとも、たまハ、、御りれしく候へとも、たゝ今のそねミふかき

ハねらはう衆もまかりゐ候へとも、かうちのかミ殿たまふへき御事候處に、承候へハかもし御留主の時くり返しそもし事、かうち殿御心のまゝにしたかひ

しもいかほとめてたくこそ、猶かさねてかしこ

ほとならん世まてもかはる時なくまし~~候ハ、、身も

し候てしかるへく候、申さすなから、此ふミなをさ しの名もくたし給ひ候条、はや丿〜此かたへ御くた ての御とりさたにも、かのつほねゆへにこそ、そも まつ!~かたへにめしをかれ候哉、とかくこなたに ね事色~~心まかせゆへ、當しつかうまつりたかへ、 さこそと、それよりすもし有へく候、又申候、つほ かミ殿へしたしく候ハ、、身もしの事はかすならす せ候条、此うちの心をあらため給ひ候て、かうちの 候へハ、身つからの心のそこゐをうちさらし申のほ き事すもしのまへにて候、まことに親子のあひたに たに御入候ハヽ、とてもゆく/〜むつましかるまし こそ、他のきこえもしかるへく候へ、さやうにはし ねうはうたちもなミゐ候て、念比に宮つかへ申候而 おく座へ御入候ときハそもしの事は申にをよはす、 御留主には、女はうたちもかけにゐまいらせ候とも、 をおそれ候ての御事たるへく候、たとひかうちとの き申まいらせ候、定而つねにそもしのねたミふかき て、女は一人もまかりゐさるよし、さて!~おとろ いしんさま むつのかミさまの御よろこひハ

> ハ、、ミつからのられしさ、此御事たるへく候、 見させられ、一~~御かへりことにうけたまハり候 りに思ひ給候ハ、、ほいなかるへく候、けちめなく ふんこの守

内へ御わたり候へハ、ミな~~御まへをしりそき候

「慶長十八年」神無月つこもり「朱ヵキ」

かけかわ三のまるにて御つかひいせ兵部少とうとをミ

せ申候、上らう・つほねなとつれくへの時よりあひ候て、 さらあんにて候間、その方へもけんさんに入たく存もた るゝ吴見のふミ、われらあひとゝのへ候て進之候、その 1064

懸かわ三のまろへふんこのかミ殿ふくろよりまいらせら

見給ひ候てしかるへく候、

むすめへ いしん江戸にて

1065 「義弘公御譜中」

遠路のけうくつ、御奉公とは有なから、御しんらうの儀 たよりのまゝとりあへす筆をたて申候、さて~~寒中に 「案文在蒲生衆本司源右衞門」

とも、さとからぬ筆にはあらはしかたく存候、はや此こ

1066

「御文庫拾六番箱十二巻中_ 尚く京都御打立より以來、 見物衆無申計候、

美申候間、爲御存知候、以上、

御着候、次日者雨降候て被成御逗留候、 幸便之条申入候、仍十月廿三日「京都被成御打立大津 明廿五日二大津 =

より草津ニ御着候、廿六日ニミな口へ被成御着候、ミな

計候、われら事も一たんそくさいにこれ有事候間、それ ろはするとなく、ゑとのかたへおもむかれ給はん哉と、 此たひハよすかいそかしく御入候て、くハしからす候、 より心やすくおほしめされ、めてたかるへく候、まつ~~ と、こま!~文にかゝせられ、しきなミに御さうまち申 中途さき~~の御仕合共、ね覚にもいかゝと承たく存候 東國のやうすは申にをよはす、道のゆくての御事な 様 •

間、

むすめのかたへ 吉としもくゑもん御つかひ

言

いか程も數限有間敷候、

爲御心得候、

恐惶難

「慶長十八年」 朱カキ」

「此御書月日ナシ」

なる御さう申のほせ候へく候、よろつめてたくこそ、 やかてつかひをまいらせ候ハんまゝ、そのおりからまめ

か

知候、

霜月二日 南郷淡路守

本田源右衞門尉殿(親商) 参人こ御中

本田源右衞門尉殿加治木ニて

皆く褒

南郷淡路守

三河之國吉田より

其より霜月朔日岡崎まて、二日ニ吉田迄無何事、 日桑名へ御着候、卅日ニ尾張のミやまて、 口より廿七日ニ関の地藏まて、廿八日ニ四日市迄、 但船渡七里、 廿九 御析

御合候者、 候て可申上候、將又吉田より懸川へ三日ニ者可有御着盛 からすよりも多候て、人ニおぢ不申候間、 にて候、次者歴々御供衆皆々無事ニ御供被仕候、爲御存 隨而者爰元路次中之鴈・水鳥者御國本之すゝめ **驚**目候、 鷹二

此等之旨御出合之時者、能様ニ御取合賴存候、委者罷下

御孫上様御女房衆被成御着候、何も無事ニ御座候、

1068

1067 「古御文書中」「家久公御譜中ニ在リ

以上

謹言、 給候、 相良方兩人ゟ以書狀申入候、爰元逗留中猶追而可得御意 分入組之由候間、自然高橋領之百姓懷年貢、其方御領中 近背御法度被成御改易跡識爲御改、 從是以書狀可申入覚悟候處、預貴札本望:存候、高橋右 立隱候儀も御座候者、自是可申入候条、急度被仰付可 如仰其以來以書狀も不申入、 則致入城、只今家財知行分相改申半二候、就其御領 御同右馬充殿へハ此方近邊之儀候条、右之趣今朝 無音所存之外候、 相良方兩人至縣參着 恐惶

「慶長十八年」 羽柴陸奥守様 十一月十六日

御報

1069

稲葉彦六 典通(花押)

「古御文書中」「家久公御譜中ニ在リ」 上候、已上、 何ニ候へとも、御領内宮崎つゝき諸事御法度不及申 ものとも候ハ、、可相改之由候、 追而高橋奉公人令先納、又ハ百性已下他口へ罷のく 爲若輩ヶ様成 《儀如

> 別而相替儀無之候、爲御存知候、 **侯段、江戸御奉行衆より被仰下候へ者、則此地へ罷越候** 十二日之尊書今日鳥之刻:拜見申候、 高橋居城知行物成改、 稲葉彦六殿御同事ニ被 恐惶謹言、 從中途御注進如申

十一月十六日

相良左兵衞佑

羽柴奥州様

候、 別而賞翫仕候、 義同國之小笠原信濃守殿へ爲加増被下之由候、 信濃石川玄番と申人隠田被 公事あいての酒井出羽いまた御番付申之由ニ候、 於江戸立花左近殿へ御預ヶ、冨田信濃殿岩つきへ御預ヶ、 之由、早、被仰聞候、 て、居城爲請取稲葉彦六殿・相良左兵衞殿被 去十日之御書拜見申候、高橋右近殿於江戸仕合悪御座候 「古御文書二十二巻ノ中四通アリ」「家久公御譜中ニ在リ」 色くの事にて御座候、 何茂重而可得御意候、 爰元へも夜前到來御座候、 將又密柑四加籠被下候、 聞召上、身躰相果、 恐惶謹言、 如此申來 仰付被參 高橋殿 跡職之 將又於

廣高(花押)

霜月廿四日

427

|御文庫二番箱義弘公五巻中」「義弘公御譜中ニ在リ

猶以去年ゟ此表『相詰申』付而、以書狀も不申入、

羽陸奥守様

1071

『在官庫』

御下様江戸エ證人ニ御詰被成候節、 但慶長十八年六月廿四日御立、十一月十六日江戸 御國元ゟ被進候、

· 御着

于今江戸『罷在候へ共、又當年も娘只壱人御座候を、

乍存罷過候、將又我等せがれ巳ノ年ゟ質物ニ進上申′

公、さぞ御迷惑被成候哉と、御心中のほと乍恐察存 此表へよひ下し申候、貴老様御息女様此表への御伺

并てうかき。ておほせこされ候通り、くわしくうけ給 り届候、そのゝちうちつゝき下し給候文とも、いつれ 南郷あはち下ちやくに、其ちのやうすまめなる御ふミ

も/\其心を得申候

大御しよさまへの御しん物、 なからす候 しいたされ、大名達御しゆつしの中ニて、御言葉をそ 御とりなし。て、御あけなされたるよし、めてたく存 めていよ~~御仕合かわる儀候ハしと、まんそくすく へられ候よし、過分のいたりかたしけなく存候、さた 申、ことに御きけんよく御入候而、少兵衞事御前へめ 候、おなしく しやらくんさまへの御しん物もあかり 江戸ニおゐて本田さと殿

御留守居衆へ其通重而も可被仰下候、何茂御普請致出來 請中ハ是ニ可罷在候間、 來年當地御普請、何も上方衆へ被仰付候、我等事も御普 於歸國仕者、 「慶長十八年」 國本ゟ可得御意候、 何にても相應之御用可承候間 恐惶謹言

今無御座候、隨分御着/〜の旁へ申談疎意を存間敷候、

座候、然共我等萬事無調法ニ御座候故、御心付仕事も于

罷在候、幸之儀ニ御座候間、何にても御用可承覚悟ニ御 子様此表へ御伺公、先以目出度存候、拙者事于今此表 六月廿五日之御懇書拜見、忝存候、隨而御息女様并御孫

候、以上、

羽柴左衞門太夫

十二月十四日

いく度申候へとも、女の身にて在江戸ハあさからぬ御

428

羽柴兵庫頭様

我らも同前。存事候、とかくくにもとゟきんすしのほ

は、一身の事ハ申ニ不及、國ニてそんせさるさいしに 御意をそむき、きまかせのふるまひ仕るものこれあら 公仕候へと、きひしく申付られしかるへく候、もし又 備中をはしめ、そうゑん・五兵衞なと談合いたし、 いたるまて、其科のかるましく候条、連く其通役人中 つれも御おきめをまもり、よく~~あいたしなミ御奉 め申候さふらひ・中間・小者たくひハ、さためて其内 るへく候、しかれはたひ~~申ことく、そこもとへつ つきやうそのほかなに事も、すなほに仰らるゝ故と存 きをちかへす、御奉公つとめ申候よし肝要ニ存候、 候、さりなから御とも衆も今まてハ、こゝもとのかた 衆あまためしおかれ、ものことに御心つかいたるへく つら!~存やりたる計候、ことにちたひきまかせなる しんちらの儀:候、されはいつとなき旅のけらくつ、 きまかせなる衆もこれあるへく候間、次郎左衞門・ 弥よろしきやうにかたくおほせきかせられ、尤た

江戸の逗留ハさらに際限なき事ニ候、 くしともに銀子ならてハ相調ましきと御心遣のよし、 **ゟかたく申渡さるへき事せん一:候、** 然時ハ公義わた

> たるへく候条、遠く候へハ彼是申上せ候儀 おくれ立事候条、其もとかれこれ時儀能様ニ談合たの へニ候、いつものことく、國ならひの油断候而ハ笑止 せ候ハてハ、諸事不如意千萬たるへき事、かくこのま ハ、何事も

※ 申候通り、仰傳候て給へく候、

そこもと御宿のすまい御らんあわせられ、おくかたへ を入られ肝要ニ存候、 御番相勤よし、可然存候、とかく御はんハよるこそた 行かよひ候所ハいかゝにおほしめされ、そうゑん・五 左衞門へ御たんからなされしゐて被仰付、又く夜るも にそんし候よし申上候也、しかしなから少兵衞・二郎 兵衞にとのゐ被仰付よし尤候、然ハ夜の御番ハ御わひ いもく。て御さ候、申さすなから番なとの儀、御ねん

曽木五兵衞かわりの儀承候、実もふと御供仕候条、尤 申付さしのほせ申へく候、 其外ニ誰そ心付も無之候、若其方も隼人事可然思召候 候、たゝし東条はやと事、しかるへく候ハんかと存候 からひ候へとも、さらにさやうなる人見およひ申さす = ハ、、巨細に御返事ニうけ給るへく候、秋のすへにハ 存候、乍然五兵衞代り被罷登御奉公可仕、 色く見は

事候、あちや/〜もとうせんに縫物受取、仕立候而しくなきよし、一たんうしく存候、以外御供衆御奉公別而辛す其ふんに候ハてハと存候、其外御供衆御奉公別而辛ず其ふんに候ハてハと存候、其外御供衆御奉公別而辛ら、かれ是ぬい物に一入辛労申候由、是より神妙に存ら、かれ是ぬい物に一入辛労申候由、是より神妙に存ら、かれ是ぬい物に一入辛労申候由、といいかわらくなきよし、一たらう・局・しん太夫・あふち・ちやち御奉公そりや一上らう・局・しん太夫・あふち・ちやち御奉公そりや

一きらい申候、左様成人ハ必君の御爲を忘るゝ物ニてニふか/\しく念比を仕る事、又中あしき事も我等第てなから女房達へ申候式、心にふくミ、あるひハ傍輩んららいたし候よし、かんようにそんし候、又ゝつい

- 存事候

よし、かたく可被仰付候、被仰聞可然候、もしその上にも取わけ念比仕者曲事の

候条、傍輩へ分而知音ハ無用たるへく候、此旨皆ゝへ

・のわき・さムなミ・おとめ・こてふ・せきや・あさる筆にハかきつくしかたく候条、其御前ゟ上らう・つる筆にハかきつくしかたく候条、其御前ゟ上らう・つないと・五あ・あちや/\・ぬい・右衞門督・あこ・ちいと・五あ・あちや/\・ぬい・右衞門督・あこ・ちいと・五あ・あちや/\・ぬい・右衞門督・あこ・ちいと・五のかき・さムなミ・おとめ・こてふ・せきや・あさ

嵩手へ系设十丘のやくこと、ふつかいのよしむこ奏、たもしかるへきやうに、かいふん心かけ賴存候、候、いつれも常に御ほうこうねんを入、世上のとりさち・もゝ・さゝ此衆へ一くしんらうの通り被仰傳へく

て、手もやハらかに候つるよし、是又一たんまんそくも霜はれさせられ候へ共、去年ハさやうにも御入候ハ時、御心やすかるへく候、しかれ者其方事、冬ハいつ夫ニよりきねんの事承候、かいふんせい/\申へく候一當年ハ孫殿十五のやくニて、心つかいのよし尤ニ候、

申候、慥『御受取可目出度候、然者あはち下りの時分、成候而、親子のまもり二被進候条、此たよりにのほせ般若寺別當いつものことく當年も御きねんせい/〈被

別當へ小袖一被遺候、誠ニ御心さしのいたり、さらに

札十枚はいちゝ并供衆の守六十三あけ申候間、此度同一ほくさいへ祈念之儀被仰付候、是も成就申候而、守二んなく、其とおり申上せ候へと賴ニて候まゝ、如此候、御礼をも申得かたきよしに候、かならす我等ゟしつね

一ちいさきゑの子そたて申候ハヽのほせ候へと承候、從前ニ上せ候、旁爲心得候、

是も内く其かくこって候つる、ゑの子ともあまたうみ

ゟ承り悦申計候

妙圓寺へ小袖一被進候、殊の外よろこひ゠て候、誠゠

一おんそ一重おくり給り候内、なんと嶋如仰一領見事ニきも入被成候様ニと談合申事候間、御存のためニ候、申候、そのうちを見合候而、少きを二疋むつの守殿御

~~とま遠におれる絹なりとも送り申へきところに、承り及候つる間、過にし冬にもしつはたおさのあらて御さ候、これよりこそ東國一しほさむく御入候よし

箱送り預り、是又珎敷とりはやし申候、かへりて旅よりの心さし不淺存候、殊に大なるくり一

そうゑん・五兵へ御奉公そいなきよし、しかるへく存へきやうにと談合申さるゝよし、肝要の儀ともに候、并少兵衞・二郎左衞門・備中いつれも 公義かたしかる

めて旅のなくさミニもなり候ハん哉とそんし、如此候、入御奉公此時ニ候、御存のことく犬このほせ申候、せ

ほへと申、面目之至此事候、

間、そうゑん・五兵へなと心のくまなく、そに入細に

候、誠に御とも衆の内、別゠めし仕れへき人なき事候

いつゝさかしく候て、少シなくさミになり候よし、是もうか子ニて候、次ニそともとへ被召列候、かうむり白きゑの子ハミすていか子ニて候、ふちいぬハちやう

かうへもきる物一くたり給り、一たん忝きと御礼申上東堂こゝもとへ越給ひ、御賴ニ而候まゝ如此候、りんかく御座候よし、我等前ゟ能〻御礼申上せ候様ニと、御心つけの忝さ、しゆミよりもたかく、さう海ゟもふ

候、いつれも御心得のためニ候、

二尺・かき一はこ、其後有川平右衞門下り候砌、印籠田はた杢兵衞罷下り候時分諸白樽二・厂二・さけの魚

島二反音信ニ預り候、誠ニそこほと萬不如意たるへき

たうらん・せと香合二給候、わた七兵衞下侯時、

、小倉

文をこりはしめ申て 上意なされたるよし、他家のおへ仕、一たん仕合よく候て賴とも、このかた御當家の一いせ兵部の少其地へ罷下り、やがて 將軍様へ御目見計候、

れハ不及申、上かたの御普請一圓=なれさる事=て候事候、承様=諸國并御普請被仰付候ハ、、御國のつか由、扨ゝこゝもと上下の満足これに不過候、必竟その歯年も國ゝへ御普請被仰付候へとも、當國ハ御宥免之當年も國ゝへ御普請被仰付候へとも、當國ハ御宥免之

共御念比の 上意かたしけなきと申も、中/〜おろか仰出、彼と云是と云御國のやすまり一方ならす、何れの守殿當年の御上りも御延引ニて、しかるへきよし被処、きとくなる御冥加ニて御普請も被差置、其上むつ間、迚もそこもとのはすに逢間敷と、内ェ心遣此事候間、迚もそこもとのはすに逢間敷と、内ェ心遣此事候

なる御事候

かしさになそらへて、せめてよしなきことはをかきつれもふぇの断りさハりなくきこへ申候、長文にて申のまき候で、おもハしから立のほとも更゠申つくされす、ほセ候、しかしなから心のほとも更゠申つくされす、ほを候で、おもハしからなくきこへ申候、長文にて申の一たび~〈御返事の長ふぇともくりかへし致披見候、何一たび~〈御返事の長ふぇともくりかへし致披見候、何

ひ心かけのよし、一段神妙に存事候、此たひの文とも

らね、申くするはかりにこそ、しかれハ、孫殿手なら

候様ニ、よろつ御心つかいかんようたるへく候、へハ、題目むつの守殿御外聞と申、御慶是ニ過間敷候、へハ、題目むつの守殿御外聞と申、御慶是ニ過間敷候、見申、すなハち其しるへあらはれ見事ニ候間、尤然へ

であるなか、さらぬたにこれよりも其方の事のの衆物語申あへり、さらぬたにこれよりも其方の事のの衆物語申あへり、さらぬたにこれよりも其方の事のの衆物語申あへり、さらぬたにこれよりも其方の事のの衆物語申あへり、さらぬたにこれよりも其方の事のの衆物語申あへり、さらぬたにこれよりも其方の事のの衆物語申あへり、さらぬたにこれよりも其方の事のの衆物語申あへり、さらぬたにこれよりも関係している。

様ニ親敷候つる親子の間を、今あからさまにあつまのの衆物語申あへり、さらぬたにこれよりも其方の事の腹をたてられす、孝行ふかくましく〜て、三伏のいな、誠に年久しく側に置申つれとも終に一度も我なりぬ、誠に年久しく側に置申つれとも終に一度も我なりれ、孝ありし事共今更少もわすれす候、され者かの衆物語申あへり、さらぬたにこれよりも其方の事のの衆物語申あへり、さらぬたにこれよりも其方の事のの衆物語申あへり、さらぬたにこれよりも其方の事のの衆物語申あへり、さらぬたにこれよりも其方の事のの衆物語申あへり、さらぬたにこれよりも其方の事のの衆物語申あへり、さらぬたにこれよりも其方の事のの衆物語申あへり、さらぬたにこれよりも其方の事のの衆物語申あへり、さらぬたにこれよりも其方の事のの衆物語申あへり、さらぬたにこれよりも其方の事の

15

\$

ひせんにたまハりたるよし尤に存候、とかく

といひしも、大かた心ハひとしからましと申ハかりに 朝日に君をおもひ出て、かたふく月にわれをわするな れハ彼中なこんみちとしとやらんか歌に、さしのほる 申うけ給るへきまゝ、けんにおなしかるへく候、しか く候、もとよりその跡たえす文ニて、たかいしけ〳〵 るためしハ世のならひとおもひかへして、其方もた つりはりのいとみしかくてこそしかはあれとも、 かたへたひ立給ひぬる、このかたのなこり筆の海ニ <^花の春もミちの秋に心をなくさめ給へん事然るへ <u>ታ</u>ኑ Ŕ

其方おや子にたいし、懇に奉公申され候よし、是又 何よりもつてうれしく存候、いよく~諸事たのミ申 なを!~きやく人さいせんのやうに、あいかわらす

なをよろつめてたくかしこ、

りって、大かたなおりたるよし、かんように候、定 而日にまし快氣可仕と存候、又申候、まつなミ短慮 ふとわつらひ出し候や、しかれともずいせんのくす 候よし、御心得にあつかるへく候、次ゑへもんのか

5

1073

か にまかせて、やゝもすれハ下女をはうくわひにあつ ひ申により、たの身もしおり給ひ、下女もとりは

> ましく候、いつれとも御ふんへつしたひに候、 く思召候通、 まつなミ事ハゆくすゑめしつかわるゝ儀、 せに候ハヽ、とてもみやつかへはつかまつりとゝけ 巨細承置候、けに一くつさやうにきまか なりか

「慶長十九年敷

「此御書御譜何年ニアルカ」(張紙)

1072 『雑抄ニアリ』

家久公慶長十九年正月之御案文之内二、上床藤右衞門 入道殿・曽木五兵衞尉殿・上井次郎左衞門殿・蒲地備

中守殿と宛書之御案文有之候、皆御下様の御供之人數

かと存候

『在官庫』 慶長十八年十二月朔日

人衆賦帳

番備

弐百人桑馬拾疋

六十六人

二百七十二人乘馬拾四疋

『高壱萬八石』

『高壱萬三千五百八拾石八斗弐升』 伊集院衆

433

十一人 高城衆 拾人	四人 吉田衆 四拾三人	十人乘馬一疋 "畜王百不"		拾人乘馬一疋		拾人乘馬壱疋 "高四百五拾不』		三拾壱人	四拾壱人乗馬二疋新納次郎四四拾壱人乗馬二疋	拾三人	六十五人	『\ 廿三人』『\桑馬一疋』	二百六十七人乘馬十三疋 北郷加賀守二百六十七人乘十三本 龍潭高三十三百五搖不四三	十七人	二百九拾人乘馬五疋	五拾五人乘馬三疋		六拾人乘馬三疋	十四人
羽月衆	人 高尾野衆	平野六郎左衞門入道	吉松衆	上原昌拾郎	栗野衆	阿多甚左衞門	飯野衆	馬越衆	新納次郎四郎	山田衆	限城衆	『相良玄番助』	北郷加賀守	山野衆	出水衆	権山久太郎権山久太郎	大口 衆	伊集院半右衞門	宮之城衆
三百七拾三人乘馬十八疋 又四郎殿	#一、『高壱萬八千』 二 番 備		人生 人名英巴托 人名英巴托 人名	古篠門	目を立己断り百八拾四石。	h	暂 討	備并 普 清奉门	十三人乘馬一疋重存坊『高五百四拾四石七斗八升三合』	三恰三人桑亭上川上左京亮。高千六百四拾岂不五斗五升。	御使番衆	十六人右同 頴娃長左衞門	拾人右同 五代勝左衞門	八人乘馬一疋佐多越後守	横目衆		六拾七人桑馬三疋 「新三十三日	- 	九人 敷根衆 五
又四郎殿	六百八拾九石三斗六升』		4 郭思第七指三縣	受しないこれ		二人右同 葛西 安右 虧門。『高百三拾六石六斗壱升』	十人右司 长良逢设功『高五百石』		台。	十四人乗馬一疋宮原吉右衞門』・『高五百四拾四子七斗ハチ』			十二人右同 本田伊賀守	拾人乘馬一疋高崎大炊助	『おいはるはいに	鹿兒嶋衆	根占右近太夫	了新三斤三百七合式G营护大仆。 小六人 阿久根衆	五人 加久藤衆

を00	•																	
三拾二人	弐拾二人	八拾四人乘馬三	『高四千百九拾壱石弐斗』 弐拾人乘馬一疋喜入吉兵衞尉	拾人名同寺 山田	『高三百六拾三石』	恰人乘馬一疋猿渡新助『高五百石三斗壱升』	拾四人乘馬一疋。高四百	弐拾二人衆馬/本属/本	三拾二人乘馬一本『高千	弐拾八人乘馬一本 『高千四	七人右同相良勘解由次官。高三百八拾石。	弐拾九人乘馬—疋吉利 <u>李</u> 右衞	弐拾二人右同 『唐千	弐拾人乘馬一疋桂山城守	『高千弐才フノ	七百弐合六人	三拾九人	百廿六人乘馬六疋
市來衆	小林衆	四人桑馬三疋肝付長三郎	·百九拾壱石弐斗』 喜入 吉兵 衞尉	石。守	拾三石。	渡新助 三斗壱升』	本田大炊太夫	产鎌田玄番助	三拾二人乘馬 疋新納右衞門佐『高千五百石』	正村田刑部少輔 [百毫石臺斗]	物解由次官 院拾石。	疋吉利 <u>李</u> 右衞門	人右同 大膳亮 "离千百拾ま石九斗六升。	桂山城守	·拾壱石』 乘馬三十八疋	七百式合さん。緑三十八本 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		足
拾七人	六拾四人	三拾一人	弐百拾一人烹思	士 入		六人	弐拾一人	三拾一人	弐 拾 人	弐拾人	弐人	三拾弐人	拾九人	六拾八人	1980年	化耶恩皮字象 "石壱斗七升"	清敷衆	避谷石見守ハ斗五升』
阿多衆	伊作衆	野尻衆	八 國分衆	色 古 兼	i 4	横川衆	曽於郡衆	清水衆	川邊衆	田布施衆	根占衆	市來衆	高原衆	高山衆	7	可		ন
已上	合人數三千人	三人 加治木	弐拾人桑馬一疋 土持左馬權	備并普	三人 加治	十四人乘馬一疋伊	『高四百六拾四】御使番衆	九人乘馬一疋伊地	弐拾人桑馬一疋村	₹ 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	『高千三百石九斗八升』 横目 衆	外百七拾五人	備并普請奉行三人	四百八拾九人	弐拾人	拾三人	拾三人	八人
	八 曻七拾七本	 	持左馬權頭	備并普請奉行	加治木衆	[人乘馬 疋伊集院助右衞門	四石壱斗四升』	、乗馬一疋伊地知四郎兵衞尉	『 「 八 東馬」 平村田三郎右衞門 で で で で で で で で で で で で で	刘二克孙.	一百石九斗八升。		并普請奉行三人	加治木衆	串良衆	内之浦衆	松山衆	百次衆
	乘馬衆八拾五騎		七人乘馬 柏原			四人右同 川上	『高弐百九拾三石』	十四人右同伊勢内記	八人乘馬一疋諏訪神七	五拾人桑馬 疋敷根中務少輔	『高弐千				四人	六拾九人	五拾四人	四拾九人
	五騎		柏原周防入道			占有京亮	九拾三石』	労の内記がある。	成訪神七十	5.4.5.4.3.4.4.3.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.	五百石』				姶良衆	末吉衆	大崎衆	財部衆

四人右同徳永助右衞門尉 七人右同平山三五郎 四人右同本田隼人佑 『高三百六拾石六斗七升六合觚三五郎也』『高弐百弐拾七石五斗』六人右同一和 六人右同國分拾右衞門 六人右同一和 『高三百代石』 九人右同丹生新三郎 七人右同八木丹後守 四人右同伊地知治左衞門尉『高弐百五拾壱石三斗四升、民部左衞門家敷』『高百八拾壱石』四人右同長井弥三郎 拾一人右同吉田貞左衞門尉四人右同長井弥三郎 拾一人右同吉田貞左衞門尉 五 Б. 四人乘馬一疋市來清十郎『高弐百五拾弐石六斗八升』 八人右同八高陽仲三郎『高四百拾石九斗九升』 四拾人桑馬一疋三原諸右衞門 八拾人乘馬二疋中務太輔『高四千石八斗』「中書 五人右同勝目志摩介 馬式百四拾三石六斗八升、 基右衛門家敷。 基右衛門家敷。 六人右同寶泉坊 三人乘馬一疋伊集院藏人『高百五拾九石五斗九升』 四人右同遠矢金兵衞尉四人右同下村主水佐四人右同下村主水佐 · 『高三百石六斗五升八合』 、人右同小野左京亮 · 『高三百石六斗五升八合』 《右同米良休右衛『高三百拾石六斗』 『高弐百五拾石』 『高弐千七百石壱斗六升』 四千石八斗』「中書イ」 衛門入道 信高城主馬首 "高六百石武斗五升」 "高五百拾弐石武斗九升、惠前守家敷」 "高五百拾弐石武斗九升、惠前守家敷」 "高四百四石五斗六升」 也人右同高城主馬首 四人右同肥後与次兵衞尉四人右同肥後与次兵衞尉四人右同門附及兵衞尉四人有司即, 四人右同上井甚十郎 六人乘馬一疋壱岐勝三郎 『高弐百拾七石』 拾人乘馬桂民部少輔 Ŧī. 六人右同堀弥右衞門尉 六人右同大田新太郎『高三百石壱升』 【人右同 人右同法 元二右衞『高百九石八斗壱升』 人右同鎌田主鈴 町 山 I縫殿 助 八人右同有川大炊左衞門高四百弐拾壱石四斗』 弐拾 五拾 四 阢 兀 几 |人右同\ 後備 鉄炮奉行

|人右同平田吉左 (乘馬一疋)猪俣爲右衞| 尉 門尉四 五 [人乘馬一疋大久坊 『高弐百石』 |人右同右松慶丞

『高弐千七拾六石壱斗弐升』 - 藤井助四郎 四 (右同帖佐弥左衞門)『高百五拾石』

二人乘馬 | 疋北郷宮千世人數計 とととと「一本無之」

八人乘馬一疋喜入攝津守

横目衆

六人乘馬一疋 遊谷 周防介。"高千三百弐石壱斗七升。

弐拾人右同本田甚兵衞尉 『高五百九拾石壱斗弐升』

御使番衆

弐拾人乘馬—疋諏訪治部『高千三百石』 沙輔

八人乘馬一疋平田藤七兵衞

尉 拾人右同野村但馬守『高五百拾五石八斗七 六人右同平山 十四人 展市來八左衞門尉 藏

『高七百拾弐石九斗八升』

八乘馬一疋白坂式部少輔『高弐百九拾六石三斗弐升』備并普請奉行

八人右同村尾源左衛門 入道

三人有同鈴木宇左衛門尉

拾人右同東鄉拾左衞門尉 弐拾三人乘馬一疋菱刈大膳亮「十三ィ」『高六百五拾四石四斗 元 六人右同新納四郎左衞門尉五升』 『高三百石六斗壱升』

廿六 拾人右同岩切与次郎『高三百廿石』 拾六人乘馬一疋野村弥兵衞『高七百卅六石弐斗壱升』「平1」 六人右同勝目兵右衛門尉 四 五. 八人乘馬 ·拾人乘馬一疋佐多伯耆守『高弐千五百石』 [人乘馬一疋関主殿助] 人名同鮫 嶋孝 左衞門 七人名同伊東源四郎『高四百二石五斗六升第右門跡也』『高三百四拾六石八斗』 、人右同吉田長四郎 『高千弐百九拾八石弐斗』 人乘馬一疋本郷伊与守『高千三百七石七斗壱升』 以上人數六百七拾七人 左備之分に 番右備之分 (乘馬一疋野村市右衞門尉『高九百五石弐斗九升』 〈乘馬一疋平田民部左衞門尉『高五百五拾石』 二疋町田甚兵衞尉三百五石四斗六升』 玉藥渡奉行 曻奉行 鑓奉行 八人右同比志嶋彦太郎『高五百石四斗壱升』 拾弐人乘馬一疋鹿嶋典次郎『高弐百六拾弐石』 弐拾三人乘馬|疋 相良彦次郎『高千百三拾石弐斗八升』 曻拾弐本 七人右同鬼塚典藏 六拾二人乘馬一疋 鎌田又七郎『高三千百廿一石三斗五升』 五人乘馬一疋入佐鄉左衞門。『高弐百拾石』 匹 ^{【人右同平田狩野介}『高弐百五石』 『高三百六拾五石六斗九升』 五 4人右同三原七左衞門『高三百石壱斗』 乘馬六拾六騎 五人 八人右同流聞老岐守

八人右同流聞老岐守

八人右同流聞老岐守

八人右同流聞老岐守

八人右同一大嶋孫次郎

六人右同伊地知勝八郎
『高三百拾四石五斗三升』
『高三百拾三石六斗壱升』 匹 四 四人右同河野猪右衞門入道。高三百拾四石。 六人右同大山六右衞門。高三百石弐斗弐升。 拾一人右同税所助七。『高五百五拾石』 Ŧi. 四人右同肥後内膳正四人右同肥後内膳正 四人右同川 上喜左衞門尉 六人右同米良權助 『四人乘馬一疋市來小四郎』 |拾六人乘馬一疋山田民部少輔『高千八百六拾石四升』 人右同田中平次郎 、右同黒田友右衞門尉 『高弐百八拾九石九斗八升』 、右同東鄉長門守 『高百五拾七石三斗六升三合』 「高百三拾五石」 「高百三拾五石」 《右同曽木權之助』 、右同肥後吉兵衞尉。『高弐百三拾九石五斗』 (右同\岩本源六)。『高三百八拾五石』 「山て」 跡備 『異本如是也』 四人右同猿渡嘉左衞門尉 四人右同日置吉兵衞尉 五人右同八山田土佐守 五人右同肥後長次郎四人右同有川源五郎四人右同有川源五郎 四人右同土持平右衞門尉 六人右同川上彦左衞門尉 四人右同否笠新次郎『高弐百石』 兀 四 匹 [人右同相良民部左衞門尉 『高百拾六石九斗四升』 |人右同有川仲右衞門尉 『高弐百五拾三石弐斗九升 人右同鎌田典左衞門 人右同野村才右衛門 『高弐百石』

八人乘馬一疋田代刑部少輔八人乘馬一疋田代刑部少輔	六人乘馬 疋和田乘助 四人: "高三百石壱升』 鐘奉行 鐘奉行 拾人乘馬 疋伊東二右衞門尉	『高五百四石八斗弐升三左衞別五人右同兒 玉四郎 兵衞尉五拾四石弐斗』	拾四人乘馬一疋平田安房介 《高子石弐升》 《高子石弐升》 一张炮奉行 一人有同伊地知献右衞門尉	拾人乘馬一疋弟子丸治助備并普請奉行『高三百七拾九石』備并普請奉行五人乘馬一疋川越右近將監	四人乘馬一疋税所弥右衞門尉武拾七人乘馬一疋本田弥六武高式百石。『高弐百石』(明本本田弥六年)。如使本来(明本本田弥六)。	拾五人乘馬一疋伊勢弥九郎『高弐千五百三拾壱石』横目衆
	四人右同鮫島大藏丞『高弐百石壱斗九升』	門跡也』	四人右同大野左近将監『高弐百廿石』	七人乘馬一疋二階堂城之助『高四百三石四斗八升』	十人乘馬一疋伊地知理兵衞尉『高四百石壱斗四升』弐拾人乘馬一疋 毛利内膳 正弐拾 八縣 正	十六人乘馬一疋別府舎人助『高八百石』
慶阿弥 塚田加五右衞門 丸の 大田彦右衞門 、「五十六石四斗四升三合』『六十七四・七升、相 二人『九十石四斗七升、相 二人『九十石四斗四升三合』『六十石四斗四升三合』『六十五四・十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五	一人「重く」 一人「重く」 一人 「一人 「一人 「一人 「一人 「一人 「一人 「一人 「一人 「一人	日	陸、原子小	外御曻百本 二治本外御曻百本 二治本	千六百十四人 「三百一人1」 千六百八十四人	右備之分四人乘馬一疋大野少外記 五
に加五右衞門 丸田伊豆守は一大田伊豆守に金右衞門 黒田百左衞門 黒田百左衞門 黒田百左衞門 黒田百左衞門 は金右衞門 黒田百左衞門 は金右衞門 はのから、 は、	一人『セキ九石五斗一升』 一人 日高主税之介 日高主税之介 一人 一人 一人 一人 一人 一人 一人 一	では、 アンドン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン	竹迫吉兵衞尉 『六十九石六斗六升』 『三十九石六十六升』		曻拾一本 乘馬六拾弐疋	4人乘馬一疋渡邊市左衞門。『高弐百七拾弐石四斗弐升』

条郷甚左衞門 三人『六十七石五斗+ 長江休右衞門 | 純可 | 紀丁 | 岩切監右衞門 長江休右 勘イー 菛 五升三合』 重子 T て合い 八合品 升 長濱弥三郎 和田与介和田与介 初山種兵衞尉 一人『六十五石六斗・ 一人『四拾石』 一人『四拾石』 一人『四拾石』 國分民部 勝目 平田 肝一付人 谷山 重信丹波守 『七十 元孫左衞門 助左 大右 宮内左衞門 田 人 兵 掃 掃部介 衛門 衙門 左衞門 衞 尉 菛 松田女 莊 鎌田弥右衞門一人『五十二石四斗弐合』大迫九郎次郎 尉 高崎民部少輔瀬戸山儀左衞門一人 益滿平七 岩切彦七 一人 一人『五十石五升三合』 一人『四十石』 一人『四十石』 一人『四十石』 一人『四十石』 梶原七左衞門一人『六十石一斗七升』津曲八郎三郎一人『四十六石』 武助五郎 石神善吉 井尻藤 — 染人 川 慶養 业 一人『五十石五升』 東郷覚右 田 源允 弥兵 人 太郎 兵衞尉へ『七十五石』 『六十 大藏跡敷。 衙門 石

相鼎

伯良彈兵衞尉,卅石六斗九升。

左

衞

ΡĨ

加 沿屋六

丞

一 人塚『四 田四

表十

《右衛門 一石三斗六合』

竹下弥六 『廿三石四斗三升』 『女野左近將監 平^人 田 否笠彦左衞門尉 「卅九石五斗五升』『右 本藤七兵衞尉 有馬寸 大追清太左右 『廿三石一升』 大追清太左右 久保七兵衞『百五石壱升』 宮里弥平次 原孫三郎 I 与 九郎 下カ』 衞 菛 木藤次郎介相良彦八郎 川上泰介 梶原善左衞門高城岩右衞門 枝次九郎左衞門山内源介 別府金右衞門一人『四拾壱石八斗三元一人』四拾壱石八斗三元一人 귰툿 宮之原拾郎一天『四十二石』 津留佐丞 上村助 藤崎善介 伊人 町 町田弥兵衞尉八『百四拾石壱斗八 玉 利竹! 上与十 野主税 ·院新 兵 **五郎** 助 衞 郎 尉 八升』 点 野. 宮内六兵衛門一石九斗八升。 大迫清三郎井尻勝右衞門二人 奈良原符员 橋 原 野吉左衛門 本 上二左衞 仙太郎 助右 衞 野 介

(馬阿弥) (東京十五石) 日高大左衞門 宇都弥七 阿多源左衞門三人『百六十石』 東郷三左衞門 本田治部左衞門 伊地知助五郎 鳥丸利兵衞尉二人 荒武覚右衞門 武与七兵衞尉二人 久留伴五左衞門三人 野元源左衞門二人 郷田源七兵衞尉二人 簗瀬兵右衞門二人 伊集院小右衞門二人 平田次左衞門 押川 友野休兵衞尉 柳田利兵衞尉 權兵衞尉 門
永吉半兵衞尉
長濱与兵衞尉三人『百壱石三斗六升弐台』 折田六左衞門 川野文右衞門二人『百十七石五斗三升』二人『七十石』 丸野善太郎「尾ィ」「五ィ是也」 池上平右衞門 三嶋林右衞門人 二人『四十八石五斗四升九合』相良淡路守 有川助丞 二人 休阿弥 祁答院二郎兵衞尉 西原甚兵衞尉 町田源六 佐久間勘右衞門 松山次右衛門 谷山官兵衞尉 市來半右衞門 谷山杢左衞門 桐野葉右衞門 中江主水佑 海江田乘兵衞尉 海老原銀兵衞尉 田半助 二人『百石五斗四升』 市來 宗七 宮内源助一人一人一人一人一人一人一人一人 三人 賣阿弥 ・ 将答院平介二人 「年イ」 川上藤七 肥後弥八郎 三原仲右衞門 久永吉左衞門 伊集院宮内左衞門 山口主水左衛門 新原新次郎 -村藤八 湯地五郎次郎 郎

八人外夫七人

串木野衆

拾七人外夫十六人

頴娃.

衆

中野新吉

合人躰二百八人

外内之者九拾六人

從外城之陸小姓衆

四人外夫三人 牛根衆 壱人外夫二人 大村衆四拾三人外夫四拾三人加世田衆 七人外夫六人 向嶋衆三拾五人外夫三十九人 福山衆

四拾三人外夫四十二人 指宿衆 四拾八人外夫四十七人谷山

三人外夫二人 水引衆

外夫弐百三拾七人

從外城之御道具持衆

拾人頴娃 壱人永吉 拾三人伊十院 拾八人清敷拾五人市來 九人田布施 廿人加世田 拾九人指宿拾八人谷山 弐拾人伊作 九人川邊 九人阿多

五人百次 拾二人高城 八人宮之城 弐拾人帖佐 廿人串木野 拾七人隈城

七人山田

生

有馬熊千世 古後平七郎 野石馬熊千世 古後平七郎 野田勝兵衞尉 一八 『高百石』 一人 『高百石』 一人 『高武百世 一人 『高武百世 一人 『高武百世 一人 『高武百世 一人 『高武百世 一人 『高武百世 一人 一人 新納殿 十人 六人向嶋 九人吉松 拾九人財部 拾一人曽於郡 一人大村 山口相左衞門跡人『高百廿石三斗』 人串良 少 輔 鹿兒 合五百八拾六人 五拾 合弐百弐拾五人 百人 世 傷御道具衆 御道具持又内より出分 諸所之町 但 田 人 梅 衆中拾人間 伊 地 廿人小林 廿人根占 廿八人末吉 一人牛根 人横 向井弥右衞門跡人 知平右衞門跡 廿一人國分 の 上人 ЛĬ ほ りさし之賦 = 原源右衞 川邊 人ツ、人役 拾八 廿三人高原 廿人馬越 拾九人高 石三 拾 五. 入松 人敷根 人栗野 Ш Ш 三人 六人吉田 廿二人福 六人恒 九人内之浦 拾三人大崎 拾六人清 \mathbf{H} 吉 布 山 施 水 五 弐八三 二人 拾壱人新納殿『高千五拾八石三斗九升』 四人 四人 伊集院左近跡 内一人橋本助右衞門高三百石八斗弐升五合、内六石右同』 四人 妙春 内一人岩本彦高弐百石八斗八升七合、内五石右同泰助 一人梶原孫二郎 合六拾一人 | 百梅 内一人木藤次郎介|||拾五石壱升弐合、内三石殿役分』|| |人折田理兵衞尉 二人うき 高原 串良 阿多 蒲 伊 一人有田清丞 一人四弓五 一一人有田清丞 一人不笠彦右衞門 原新二郎 助 御臺所付衆合弐拾五 御小者衆合弐拾八人 十院 人大迫清三郎 È 生 一人丸田新作 一人坂元壱岐拯 人岩本彦右衞門内五石右同』 六人 四 人 X 一人大迫清太左衞門 財部 大崎 横川 清 伊 人 作 一人桐野葉右衞門 御 人うき 中間衆合三 一人丸尾善五郎 人竹下弥六 一人玉利竹兵衞 六人 六人 人榊三右衛門 二人 一拾五人 末吉 栗野 宮之城 高 市 一人川 人上村 Ш 來

人新

Ŀ

一人 有馬熊千世 内『高弐百石七升弥六兵衞子也』 一人 有馬靏千世 一 弐人 古後平七郎『高百四拾六石五斗九升、藤養坊 弐人 上原源右衞門入道『高百五拾壱石』 九人 談議所 内『高千六百八石三升六合、 · 壱人 向井弥右衞門跡 内一人山下兵左衞門『高九拾八石四斗八升、内一石右同』 式人 伊勢上總跡 『高八拾四石四斗八升六合、 弐人 伊地知平右衞門跡 內一。『高弐百弐拾三石五斗、內五石右同』 右衞門 一人頴娃早左衞門 四人 野添弥吉跡 內一人上野吉左衞門 崎善介 衞門 安房介 人うき 人姶良新二郎 乘院 一人有川藤七郎 一人宮里勝兵衞尉 內一人尾上二左衞門 内一人長倉藤五兵衞尉內四石右同』 一人新納助右衞門 一人白濱分右衞內五石殿役分三百石御免許三百石護摩』 内一人稲津甚丞内二石右同。 内一人白濱才右衛門 人相良彈兵衞 人うき 內一人山本勝左衞門 内一人岡村治右衞門 一人田中玄蕃允 一人うき 一人梶原善左衞門 一人枝次 人野 一人川 間 人竹下主 人渡邊 九郎左 勘允

一野監

一人

弐拾八人 福昌寺 内一人宮之原助八郎 一4『高千七百三拾七石八斗七升、内弐拾石殿役分三百石御免許』 兄薫允 一人梶原七左衞門 三人うき 豆守 彦十郎 税助 源兵衞 吉右衞門 人肝付金右衞門 人種子田掃部助 人東郷覚右衞門 一人谷山宮内左衞門 人関十郎 一人平田二兵衞尉 一人重田彦右衞門 一人武助五郎 一人黒田百左衞門 一人木藤帯刀長 一人大内田内匠助 一人竹迫吉兵衞尉 一人初山利兵衞尉 一人薗田 一人染郷勘左衞門 一人上別府甚六 源 一人丸田 人伊 太左衛 人日高主 一人石 一人川 地 Ë

人

拾二人 泰平寺 刀左衞門 二 九人 净光明寺 内『高五百四拾壱石四升九合、 左衞門 人うき 人松田佐太右衞門 一人字多小左衛門 二人うき 内一人坂元孫左衞門一八、內拾四石殿役分百石御免許』 一人和田与助 一人藤山藤右衞門 人敷根十 人染川帯 郎

衞尉 左衞門 人山元六左衞門 人押河權兵衞 人有馬寸右衛門 人河上九郎右衛門 二人うき 一人竹内盛右衞門 人内山 人岩永弥七 利 右衞門 人中嶋孫

内一人別府金左衞門

人愛甲次兵

人有川大炊介

人簗瀬二左衞門

人井

八人南林寺内一一八人 人慶阿弥內百石御免許。 人津曲八郎二郎

衛門 人春成兵右衞門 一人山田弥兵衞尉 一人長濱弥三郎 一人肝付大右衞門 一人浦川金左

· 壱人 宝持院 皿良善介 高百六拾三石壱斗九升、内百石御免許、 人うき 三石殿役分

一人 多質領 國分民部左衞門『高五拾七石九斗七升七合、内壱石殿役分』 壱人 大興寺 染川源允

八人 妙谷寺 内一人井尻藤太郎『高五百弐拾石三升七合』 一人 大明寺 平田弥平次

人新納式部少輔

人湯地五郎次郎

一人岩切彦七

人川上治部

四人 興国寺 内一人村岡2『高弐百弐拾石三升七合、内八石殿8日 一人調所内記 一人村岡城介 一人 二人うき (大迫九郎次郎

一人 不断光院 勝目助左衞門『高五拾石五斗五升三合、内壱石殿役分拾石御免許.一人重信丹波介 一人うき

一人 恵燈院『高六拾石四舛九合』 人鎌田筑後守 人本田与藏兵衞尉

岩切監右衛門

上山寺 倉野平次郎

妙圓寺 内一人純賀 一人吉井郷右衞門 人

部少輔 岩城与次右衞門 一人芹生与八郎 人春山久左衞門 一人野村玄蕃助 一人高崎民

> 拾人 廣濟寺 一人徳田大兵衞尉 内 一人加治屋六丞 一人山田源介「丙イ」 一人西郷 一人田中 八郎左衞

うき

一人赤松彦市 二人うき 源八左衞門

一人宮内六兵衛尉

人染河彦兵衞

山休左衞門 人江月跡 人木村玄蕃跡 宮之原十郎左衞門 一人渕村甚兵衞尉跡 末広甚兵衞尉 一人木村平右衞門跡「太夫ィ」 一人松田亀介 塚田表右衞門 瀨 芦

源十郎跡 河内織部佐 新納大藏 一人壱岐千世跡 一人森乘介跡 益滿平七 鎌田弥左衛門 一人奈良原

道 八人有馬次右衞門 二人土持若狹守 三人別府主殿助 二人鎌田右兵衞尉 二人阿多周防入 三人有川 七

内藏助 人御乳持 一人本田出雲入道 人石原嘉 左衞門

一人桑幡刑部少輔

二人黒田才丞

一人野村

右衞門 右衞門尉 人丹生亀千世 一人御臺屋 一人弁官助八郎 一人森小左衞門 人勝目甚 一人本田

右京亮 人竹崎播广守 一人肥後乙千世 一人薗 田

与七左衞門 人前 田四郎兵衞尉 人谷山孫右衞門 一人筿原善内跡 一人中嶋善左衞門 一人本田利左衞門跡「ᡨィ」 人益山八右衞門 人横山 長右

大場市兵衞尉 一人家村造右衞門 一人宮原忠兵衞尉

場主水佐 一人泉昌坊 一人松田万右衞門 一人本田一人福崎小左衞門 一人向井勘解由左衞門 一人長谷

二右衞門 二人川上長門守 二人木上掃部介 一人大杢介 一人井尻宗五郎 一人岡本茂右衞門 二人有馬

山稲介 二人平田九郎右衞門尉 二人蜜乘坊 二人松

二人徳永源兵衞尉 一人山口相左衞門跡 一人永誾 本彦左衞門 二人中村喜兵衞尉 二人市來善兵衞尉

勝兵衞尉 六人護摩所領 七人東霧嶋

人兒玉五右衞門尉

六人吉利杢右衞門尉

七人

町

田

右弐百六拾六人

内百三拾五人賦付 百三拾一人浮夫

八拾人御臺所付ゟ出夫 七拾人國分御藏入ゟ出夫七百七拾人御藏入ゟ出夫 弐拾人御荷所付御藏入ゟ出夫

五拾人加治木方ゟ出夫

内弐百九拾三人 外城を之御道具持衆冮右九百九拾人

渡分

弐拾人 のほりさしへ渡分七拾五人 御道具衆へ渡分

拾人 御小者衆へ渡分

拾二人 御中間衆へ渡分

八人 御荷所道具持衆江 渡分

五拾人 御番所道具持

五拾人 納殿道具持 百三拾人 御臺所

渡分

廿人

御厩

へ渡分

七拾人

具足持

三拾人 百矢臺持 五拾人 引藥持 五拾人 楯持 三拾人 玉藥持

九拾二人 うき夫

下背こう

三番備之分

合四千三百四十二人

船手

合千人 船數大小四拾六艘

右之乘衆

串木野御仮屋 野入備後介 寺田市右衞門 衛尉 宮原典兵衞尉 神川御假屋 兒玉次左衞門尉 所謂如仮屋 京泊御仮屋 兒玉次左衞門尉 一時出版屋 京泊御仮屋 紀玉次左衞門尉 一時祖仮屋 京泊御仮屋 秋日御仮屋 一年獨仮屋 八志御仮屋 秋日御仮屋

都合壱萬三百五十人

曻百八拾一本 乘馬二百八拾八疋

『薩隅諸縣郡高究

京竿 惣高六拾壱萬石 付惣合百七拾壱萬二千拾七俵

依

殘り四千拾七俵餘分

內百七拾萬八千俵、

京竿高拾石ニ付廿八俵ツ、

已上

慶長十九年三月廿二日

御留守居衆

豊州 相良日向守 新納五郎右衞門入道 鎌田加賀守 伊集院肥前入道 伊集院宮内少輔

備之賦

一千 人 乘馬七拾三疋 番京竿之高ニメ千四百三拾五石分』 三千 人乘馬八拾五疋

三千 五百 五拾人乘馬百三拾疋 内御道具衆籠

船手御船大小四十六艘

御藏入之夫

七百五十人并荷馬三百疋

都合壱萬三百人乗馬二百八十九疋 千人

御馬廻備之次第

番

一番

玉藥箱三拾荷

五番

引薬玉箱五十荷但五萬はなし

百矢臺三拾荷 具足長持弐拾合 四番

楯五拾帖

八番

七番

のほり五拾六本

拾番

鉄炮三百挺

弓二百張

鑓弐百本

御馬拾五疋

御手廻道具

拾一番

御かち小姓鹿見嶋二百拾三人

かち小姓外城衆弐百四拾三人

乘馬衆百三拾騎

ト朱ヲ以テ五字補ヒタル本アリ、季安按ルニ、大坂 右慶長十八年十二月朔日人數賦帳ノ肩ニ、大坂御出陣

役十九年ノ冬陣ニハ、十一月十七日 家久公鹿兒島

御出馬アリテ、豊後ノ森江ニ至リ玉寸、和平ノ左右ヲ

ラス、又元和元年ノ夏陣ニハ一萬三千八百ノ軍衆ヲ將 聞セラレ御下國ト也、 其時ノ御人數賦ハ散失シテ傳

ヒ玉テ、五月五日ニ鹿兒島ヲ御出馬マシ~~、

肥前

445

平戸マ テ到ラセ玉フ時、大坂落城ノコトヲ聞カセラレ、

軍衆ハ差歸サレ、 御馬廻マテ召列ラレ、 大坂ニ出張シ

王 質トシ居レルヲハ、倭人ノ姿ニ變ゼラレ、 <u>ا</u> ハ伊勢貞昌ナド御供也、 此時ノ御人數賦モ散落シテ無シトナン、 折フシ琉人ノ國頭按司廳府 國頭左馬 御家老

水マテ到レル時、 頭ト称シテ從軍セシト也、又穆佐ノ士四位大藏行盛所 百五十人ヲ率ヒテ四月穆佐ヲ發シテ、 落城ニテ出陣ニ及バストノ御下知 臼杵郡赤

∄

ij

歸國セシトゾ其家傳ニ見タリ、

又横川

ノ酒匂平右

直 其時加治木ヨリ川上四郎兵衞殿・阿多内膳正殿 衞門景明カ覺書ニハ、諸軍勢ハ皆平戸ヨリ召歸サレテ、 家久様御上洛マシ~~玉フ時、景明御供奉仕也、 • 南

供申サ 家久様御登城被遊候ト見エ、此加治木ト穆佐トノ人敷 神戸五兵衞殿・白坂大學坊都合加治木ョリ二十人御 V タリ、 其節大御所家康様エ、 京二條御城

内匠殿・辻伊佐

|衞門殿・猿渡喜右衞門殿

羽島藏,

人殿

月賦置ル アノ賦っ 即此御人數賦ニテ御出馬アリシナラン、其故ニ後 、筈ナレハ、 非サルハ明ケシ、 冬陣 十九年ノ賦ハ十八年ノ十二 ノ御賦ハ傳 ハラストイエ

陣

據テ、

右ノ人數賦ヲ校考ルニ、少モ合ハサレ

モ

安粗按シテ斯ノ如ク記オクモノ也 人追考シテ、大坂御出陣ト朱ヲ以テ補

> ル = ヤ 今季

「右寛永軍徴稽古ノ巻ニ載セテアリンヲ、抜写シテ此ニ記置也

殿

Ξ

た

の

3

·申候而、

御老中二上申候儀御返事承候、

助生

出

被成候由承候、

同

五日二祗候申候得共、

門殿兩人ニも相申候、

兵衞殿・二次才左衞門殿相申、

田

日 与 九郎殿 『宗》』

同名吉左衞門殿兩人火之祈念之儀二付、

談

敷根之様。太郎四郎歸宅申候、

平

武助五郎殿・竹内十左衞

御隙入候て、

御指出無之候間、

不懸御目に傳右衞門

(表紙) 編後 慶 舊 長十八年 記 雜 日 錄 記 高 巻六十九 帳

狩野介殿も御座候、

Ŀ

|様加治木゠御越之由承侯、

番之様子申候、

其後川九郎右衞門殿ニ

咄に罷申候、

女良 濵

船借申候人より、鳥目二百疋請取候て、九右衞門持來候、

語中、

罷歸候て岩才藏殿たのミ申候而、

町

||田神兵衞殿智|

左様成様子物 てうけ給候、

殿中より歸宅申ニ

助右衞門殿二寄申候而、

衞門殿ハ

氣相

=

而

指出

無之候間、拙者一人。

1074 伊 地知周坊守重康

橋口勘左衞門殿:火事御座候由承候、 慶長十八年 日記 至十二月廿九日前尾残缺自六月四 左京殿二罷申候而 П

咄申侯、 門殿ニ罷申候、 使新藤、 九右衞門「小麦之代三百文くれ申候、 左京殿くうかきより、『鎌田政徳ヵ川上久林ヵ』 やかて染代二百文新藤ニ持せ申候、 但燒酒振舞被成候、 拙者袴出來候て參申候、 大野清五郎殿も御座 大藏殿ぶく 上様御茶 平田吉左衞

> 申候而、 事申候、 尉罷越申候、 に、町神兵殿・新式部殿ニ相申候、道ノ山より次郎左衞門 御座候、 呗 但 被仰候間御座候、 藏殿御座候而、 五月分ノ鳥目にて候、 刑部少輔殿 刑部殿ハ伊兵部少輔殿より御振舞ニ 鉄炮之目あてすり申候、 同六日二御留守之故祗候不申、 夜入候て与九郎殿・彦右衞門殿へ火用心之 神兵衞殿返事承候、 それより弥右衞門殿同心申候而歸宅 咄に罷申振舞被成候、 長田久左衞門殿御座候、 罷歸申ニ 弥右衞門殿同心申候 大寺主計助殿 道にて津留九 染川神殿二 御座候へと 其後才

合ニ 部 殿御出被成候、 御出被成候、 園田清左衞門殿より火之祈念之事注進 向之嶋より源左衞門兄桃ヲ持來侯、 刑

藤七兵衞殿ニ 候而 候而、 懸御月ニ 衞殿同心申候而、伊勢弥九郎殿あ『重賢』 御誕生講二而候、『家久公十一月七日生玉 うけ給候、 ら = 参申候、伊 清左衞門殿 新藤濵よりきすつり候て參申候、 りすくこ 下主水佑殿咄ニ 府神兵殿 由承候、 三十錢渡申候、 参申候、川上左京亮殿より火の祈念ノ錢請取被成候間 日ニ祗候申候而懸御目ニ 而 龍中 火ノ 岩本弥右衞門殿罷申候而、 帹 申 田狩野介殿くうか『宗弘』 大藏殿よりきす 御 御 座 目= 番ノふれ之事談合仕申、 申 は ・与九郎殿・吉左衞門殿・『平田』 -候而 ん 玉か 地知四 罷申、 拙者馬乘申候、 申 それおすぐっ 候、 つらノ 咄申候、 与九郎殿よりきすノ魚給候、 留守之故罷 上様壱花二御成之由承候、 上様加治木より御歸宅被成 [郎兵衞殿ニ藥取ニ 川九郎右衞門尉殿同心 それよりすぐこ 唄之本借申 1 申候、 魚 火 歸申 **ぶくり** ()人儀。 其後出 伊助右衞門殿『集院』 候、 、助右衞門殿・伊四郎兵『紫龍』 『地知』 『地知』 『地知』 付留守 まち 候 それよりうはきし 被成候、 それよりすぐニ分右 同八日ニ 式部殿 仕申候、 藏人殿御人衆罷 لح 新藤遣申侯、平 被成候間 か 司 九 = ミより兵蔵祭 日二 車 あ ふれ御座 七兵衞殿 出 それ 仕申 用 ら田 庭迄 段御座 袛 それよ 見舞 より 候 넩 ょ Ē

ŋ

而

十日

=

衞門

殿

様二 遣申 將殿・小分右衞門殿大こ けんしくよう小分右衞門殿・大藤大郎殿、 罷 持せ被成候、 殿 助右衞門尉兩人ニて渡させ申候、 ·与九郎殿·『平巴』『宗敏』 集院助右衞門殿より御番衆不參之人衆か 古御座候、 申 被仰候間、 \sim 持 歸宅申候、 候 では申、 罷歸候て七兵衞殿・与九郎殿・吉左衞門殿 但とか はや~~四はん御座候、 りしんノ宿に火事出來申侯間、『粉陽理心』 拙者罷 使助右衞門、 判すへ候へと承候間、 3 ねこ遣申 の御料人の 中候而、 候、 川左京亮殿より火ノ祈念の札『上』『久林』 地神京さつとう参申『経座頭』 それより東郷長門守殿『重位』 かたひらって候間、 にて候、 相良彦次郎殿二 判す うねめハ 大小介殿 へ候て助右衞門 つら殿より判之 兵藏殿とかミ之 山りは大左近 吉左衞門殿 て唄稽 兵藏 候 • 清左 Æ 伊 茂

申 \mathbf{H} \$ 申

申

き-

か

たひらの染ちん六百

國分 被下候

ラ

御

莂 同

不申候、

傳作ふせっ

百文、

拙者内へより被遣候、『利安/女』

勘解兵

番衆 り兵藏參申候 國分之様ニ九右衞門遣申候、+郎重利コトナラノ、左アレハ九歳ナリ』 見たんしやう日ニ而候間、左京殿ニ振舞申候、 ふれさせ申候、拙者一度ハ号場まハリ申候 共 候 候 付候由承候間、 分帯刀殿御座候て 候て御門『才藏殿・久左衞門殿・『岩本』 罷出申候、 拾一人御座候、 日三 殿よりうけ給候、 せ候て道ノ山源右衞門も歸宅申候、 しら坂式部殿より 九郎右衞門殿 老中 しやう日ニ而候間、左京殿ニ振舞申候、とかミよ甲候、拙者一度へ馬場まぐり申候、一世上」『利田者佐多越後殿・本伊賀守殿兩人にて被仰出候、「忠智」『忠智』 『現改』重田彦殿参相候て火はんの但火事之儀被仰出承候、道ノ山より軍助石持來候、 ň 左様っ 御番請取 不 御 衆何 申 番処ニ 申度候、 上様はんニ諸右衞門殿『三原』『重種』 それより入申候、 但談議所御祈念ニて候間、『大乘院』 中、 も御祗候被成候、 それより御番衆ハ助右衞門殿『伊集院』 國分二迎船罷 但助右衞門殿内衆一 罷居申候、 殿中山 助右衞門殿參相申候而、 才藏殿ニて被成候、 上様諸右衞門殿より御歸宅 = あやしきもの入候由被聞 御門迄何茂 申候由らけ給候、 うへの山 拙者御番処ニ 拙者罷居申候処 御番ノふ へ御成被成候、 人。て被ふれ 其外ハ御番処 も狩被成候得 つゝき衆御座 すうしや 但琉球米乘『曽於郡ナリ』 ñ 御はん衆 参候て 助右衞門 主水佑 被成 夜入 Ġ 候 同 國 御 拾 召 =

> 宅申ニ 罷居 勘解由兵衞殿越 本田大炊大夫殿『元親ヵ』 宅申候、 唄稽古之觸御座候へども、 藏歸宅申、 但利兵殿ゟ持せ被成侯、 し被成候、 からめ被成候由、 候間、 弥市殿御出被成候、『山田』『有真、后八主計コト』 しぶや周坊介殿ニ火事御座候由承候間、『※谷』 宗兵衞殿内へ國分より歸宅ニて候、 申 寄申候而 候、 見舞ニ 朝六ツ時分二七兵衞殿宿にあやしき物入候て、 但 勘解兵殿振舞、金剛寺より茶ノ袋二ツ被下 昼 同拾三日ニ女良縫殿助殿ニ)被成候、 罷申候、 事 • ノ御小番衆ハ吉田長四 殿中二て与九郎殿物語被成候、 新納右衞門佑殿兩人ニ『久産カ』 ハり申候而 少左衞門殿より 見も召つれ申候、 はんニ左京亮殿宿ニ 又の 上様南林二御庭二 罷歸宅申候、 び候由被仰候てふれな 郎 て候、 とかミノ様ニ兵 源左 御番渡申候而 殿 左京殿 山 = て 御出之由承 民部殿 勘解兵殿 殿中より 衞門も遺 候 國分よ うけ給 八御 Ì 夜 番

越中

九右衞門大山

六右衞門尉殿うはきし

やうより

ッ

b

申

同十一日ニ

袛候申候而

懸 御目

れ承候、 郷長門殿御振舞進上被申候と承候、 同拾四日ニ 大藏寺右衞門佑入道殿此人衆ニ 被參候、 傳作ニ利安茶とう之儀ニ『出家ナラン』 傳作御座 勘介やくノ 坐候而、可以 しまより書狀被遣侯、 利安老ニ茶とう被成品。『正忌日ナレハセ』 御座候由もの語被 付 勘解兵殿 新藤 遣 Ж 中候、 ハ (候間祗 刑部 内御供 成 候 但 東 ኤ

座

御逗留被成候、 加治木『て御供衆』御振舞被下候、宿者土佐守殿・左京加治木『て御供衆』御出と承條 切彦兵衞殿しそく・高城采馬丞殿・肥後九郎右衞門殿此 船へ公儀之御船『乘申候、山土佐守殿・平与九郎殿・岩『田』『有真』『田』 供ニ拙者も罷申候、神左衞門殿も御座候、其後歸宅申ニ、 御座候、左京亮殿『五代少左衞門尉殿振舞被成候間、『友蓁』 とも、 候而参申候、九右衞門國分より歸宅申候、和田乘介殿た留守之故歸宅申候、伊集院光三寺『 火つけ申候人からめ 人衆乘相申候、 土佐守殿御供ノ談合申候、それより罷歸候て、与九郎殿『平世』『宗麿』 よりすぐ歸宅申候 御目に申候、市來八左衞門尉殿川内御供之由被仰付候『宗友ク』 のミ申候而、 よりかま土所望申侯、 殿國分之様ニ歸宅被成候、 も御供談合申候、 拙者同宿仕申候、 加治木御供『被仰付候、御老中へハ不參候、 加治木ノ御供前ニて候間、 拙者馬乘申候、 小者ハ相中ニ、拙者新三郎一人乘せ申候、 加治木衆申 はんニ 徳永助右衞門殿へ罷申候 同拾六日二加治木二御供仕申候、 出仕被成、 暇乞 · 御出被成候、二郎殿宿 禮ニ御出被成候、左京亮殿も 御供仕申候、 同拾五日二祗候申候而懸 左様ニ被成候へと申候 兵後守様御指 同拾七日 へとも、 殿中 出 相

被成候

はんこ

坂本

罷申候へハ、

飯振舞被成候

へと承申、大平左殿口からを助右衞門殿ニきかせ申侯、

かれ之由兵部少輔殿『七介殿以被申候へハ、さす』『座王』 殿中ニ祗候申候、くまより御供被參候、『读』 申候、 之儀=付、大平左殿・大圓坊兩人=て承候間、 = 殿ニ談合申候、其後本神兵衞殿ニ唄稽古ニ罷出申候、 申候而談合申、但新納式部殿 **袛候申候、** 殿振舞『罷申候、土佐殿・神左殿・源左殿・善左衞門殿 殿・拙者松原ニ鉄炮き見ニ罷申候、それよりすぐニ左京 殿・川善左殿・鎌源左殿『軍』 御番ハ不申宿にふせり申候、 んふ平次郎殿・織部殿、二人しつか左近將殿・喜七殿 参被成候、衆中衆も何も御迎ニ指出被成候、 郎殿・岩切采女允殿・拙者乘申候、御船本迄御老中衆御 船ハ与九郎殿・肥後九郎右衞門殿・土佐守殿・肥後長次 て樽懸御目申候、但御頭殿ノへいノ役被仰付候間、「常」 御番ニ参被成候、狩野介殿ハ歸り被成候、 **袛候不申侯、** 立田分右衞門尉殿・織部殿にて定家、 同廿一日ニ夜うちニみう國寺ニ参申候而、 懸御目に申、すぐニ助右衞門殿ニ御番之事罷 弥市殿・大京坊御出被成候、其後阿神左 ・町田神三殿兩人より御番 同拾八日 "御歸宅被成候" ひら狩野介殿・左京亮 但神右殿・ それより歸宅 助右衛門 同廿日 同拾九日 拙

道 それより大將監殿ニ罷申候、 成候、 ニさしころし申候由承候、 留守之故歸宅申候、 申候、本杢介殿:樓こひ之養生:入れ候て罷申候へとも、 殿御上洛二付、 清左衞門殿同心申候而、 御座候、 さすニ参候へとも國分ニ御参被成候て御留守ニて候、 心申候而、川彦左衞門殿ニ罷歸申候へとも留守ニて候間、の申候而、川彦左衞門殿ニ罷歸申候へとも留守ニて候間、 式部殿なとも紀伊守殿御座候、 左衞門殿 越申候、 同廿二日 『松原 『御鉄炮き見 『罷出申候、 れニも拙者ハしら坂殿ニ寄申候而、 ノ山之様。助左衞門・次郎左衞門歸宅申侯、 殿も御座候、 而歸宅申候、 様川内ニ 九右衞門國分二罷越申候、 拙者馬悩申候間、 三百四拾文出申候、但壱石ニ付二文ツ、にて候、 其後神七殿ニうつり被成候ニ、 · 將監殿同心申候而參申、 御打立被成候二、 鈴壱對持せ候て參申候、 留守に鉄炮き見の 加治木ノ御いもと様御上洛ニ 助右衞門も召つれ申候 つけ紙仕申候、 いなつとのたのミ申候而養生『稲津』 中村喜三殿も御坐候、 道ノ山 道迄參申候而歸宅申侯" 道ノ山より助左衞門罷 それより民部殿ニ 先より伊 ふれ御座候由承候、 より弥在郎も替 見舞 - 罷申候而 才右衞門殿 夜入候て紀伊守 上様も御出被 5四郎 兵殿『地知』 付 其後阿神 同 一二日 其後 出 • 参 そ + 錢 =

それよりすぐっ

四郎兵衞殿:振舞:罷申侯、

それより

同

中二 到來 左殿 被成候、 衆とあらため之儀。 て候へとも、 申候而、 被成侯、 而ことハ しやうちう被下候、 候、 べは、 御はん渡申候而、 番のふれさせ申候、 し合ニ御出被成候、 参被成候て、 = 何も火ふれノ人衆にて候、 夜入候て御門番ニ 咄 成 り承候、 三原右京殿・藤七殿昼御座候、 一候由被仰候て御持せ被成候、 其後伊清右衞門殿御座候、其後四本太兵殿御坐曲者のはの「昭寺は人の留守に大千坊より姫白酒持せ被成候、 御はん請取申候、 罷 同廿五日ニ女良縫殿人殿・町田縫殿助殿兩 白宗兵衞殿・三原右京亮殿・『坂』『妻ハ重康妹也』 申、 御番衆あらため被成候、 其後神之丞殿・是介殿なと御門迄 山民部殿御出被成候、 付 助右衞門殿内衆同心申候而 歸宅申候、 其後三原左衞門尉殿御門迄御坐候 久左衞門殿· 拙者番中入くミ御座候 同 廿四 御はん衆ハ九人 日二 御そら地坊主者順賀 清左衞門殿より小 助右衞門殿 神兵殿 は 歸宅 御小番衆日記 ん。民部殿より はんニ 阿多藤七 被成候て 拙 御留守 へとも調 拙者 者罷 御道具 新藤 殿 御 參 値 囲 同 居 人 番

申

候

ほ

同廿六日二小野二罷申候、 其後左京亮殿咄ニ 罷申候 共、留守之故道より歸宅 同心衆宮内左衞門殿・与九郎 中候、 不参『仍何もへも不仰候、伊平三郎殿門迄御出之由承候、『蝋型』

心被成候由承候へ共、

ふくちうあしく候間不罷候、

泉房ニ兒年祢の錢四拾八文持せ申候、罒』 鉄炮參申候間、 庭ニ御出被成候、 御頭殿へいノ役ノ儀に付、談合ニ罷申候、歸宅 れより歸宅申候、 四郎兵殿も左京殿も御座候、はんニ鉄炮き見仕候而、 得者振舞被成候、 但新藤・新三郎兩人のかたひら之代、其後助右衞門相中 國分より九右衞門歸宅申候、 間、罷出承候、 殿内衆火はんふれ申候ニ、高場ニて入くミ御座候由承候 殿・吉左衞門殿・弥四郎殿罷申候而、ふろに入申候、 より小野ニ禮ニ遣申候、拙者ハ白坂式部殿ニ咄に罷申候 京亮殿くうかき゠鳥目三百文之代持せ申候、使九右衞門、 被成候、小者迄ニも振舞被成候、清左衞門殿も御出ニて 兵殿も御座候、 刀ノうゑ之礼ニ鳥目三百文持せ申候、使助右衞門、 罷歸申ニ道にて鉄炮き見仕申候、夜入候て清左衞門 ひら与九郎殿・勝目兵衞殿咄に御出被成侯、 左京殿ニやかて持せ申候、 大藏殿もあら田より小野ニ御坐候、 九郎殿・清左衞門殿それより歸宅申候、 山民部殿川内二御参被成候由承候、 鹿普請奉行衆御座候而算用被成候、 同廿八日ニ大山六右衞門殿よりうり 同廿七日伊四郎兵衞殿江 御水天二祈念ため 助右衞門使二 才藏殿 大品 兒 そ 伊 左 七

> 殿礼参『大山六右衞門殿『鉄炮歸し申候、 þ 右衞門殿兩人ニ振舞申候、國分より新藤歸宅申候、 不参候、山土佐守殿より鵜一ツ給候間、伊四郎兵殿・清 上様御歸宅被成候、御迎ニハ不參候、社役當り申候而 御座候、歸宅申ニ大橋にて大將監殿ニ相申候、 ニ参申候而、 さや木持せ申候、使新三郎、はんニ大泉坊ニ見舞ニ 被成侯、 大京坊も御座候、左京殿より鉄炮き見ノ事承候へと「鱧」 本神兵殿ふくにて候間、態不参候、喜入津守殿 へいノ役の稽古仕申候、川上彦左衞門殿も 同廿九日二伊四郎兵殿同心申候而、御諏訪 使 川内より 左京 龍中

馬場御とうり被成候、 衞門殿・御代川彦左衞門殿・神事奉行民部左衞門殿、此 殿よりすわら参申候間、 成藏人殿借用被成候て、 人衆それより御頭殿御供仕申候而御諏訪ニ參申、御内之 新三郎・伊四郎兵衞殿同心申候而勝目兵衞門殿宿ニ 七月朔ニ祗候不申候、但社役ニ付伊清右衞門殿前より市 罷申、振舞御座候、喜入吉兵衞殿・頭人伊集院宮内左 したく仕申、 それより拙者ハ民部左衞門殿宿之様 拙者:借被成候得共、拙者左京 清右衞門殿之様ニ歸し申候、使 上様ハ殿中ノ橋より御見物被成 罷 审

候而、

に使助右衞門、

園田清左衞門殿:藥所望申候、

阿神左殿

候

兵後守様ハ天しより御見物被成候、

御屋 - 御出被

衛門殿 衛門殿 て付紙仕申候、 被參候、 但 別府舎人殿ニ 候て 部左 白式部殿より 候 より 而 助 申 四日二 ・左京亮殿何も鈴 仕申候、 馬守殿川内より 祗候申候得共、 右衞 南 候 日兵衞殿 E林寺 衛門殿 町 单 約束申 菛 候 = 七三殿より誘引被 大嬴殿ニ 神 左京亮殿より久左衞門 **踊稽古見物申候て歸宅申候、** 同 芒 開^(編カ) 物 それより左京殿ニ る宿に 禮 土佐守 濵 見舞っ 候得共、 殿 新米取 日 1 門迄御 大藏殿ニ罷 船 候 = 見舞 左京亮殿 歸宅被成候、 殿 = 借 九 一壱對 野 右衞 被成候由被仰付 罷 用 Ł 兀 諸右衞門 村 出 |様御指出無之候間、 咄 人より鳥目弐百疋文請 郎 申 ッ 罷 成候 [被成候、 -候而、 門道 兵殿 市 K ` 河心 申 申 右 罷 持 寄 = 衞 より へとも、 申 1 也 殿御用之由 清左 借 3中候、 御使ニ 而祗候不 申候而、 門尉殿•大將監殿罷 傧 山 申 左京殿 福昌· 用 顽 借 = 俟 衞 罷 丽 用 拙者 拙 御 それよ 罷歸 門 寺 持 隙 越 = 申 活内 松原 「座候、 申 殿 寄 更 候 世 入候而不参候 = 一被仰候 候 大せが 記申候、 • 供 殿中よ 被成候、 申 宮内左 ハさせ 人 ζ Ξ 取申 ŋ 兵藏 す 其後 平 御 鉄 南 同 わ 間 車 頭 炮 りすぐ 田 き御 林 同三日 平 ٤ Ė 候、 5 申 || 吉左 衙門 だき見 计左 屋 候 夜 申 寺 田 か 侯 そ 座 使 民 候

> させ ノ伊助右衞門殿内衆同心『地知』 にんノろうそくノ代持せ 至中、 殿よ 舞被 間 門夫丸一人借 やうも 新 宿 座 候、 = 申 藤 K 軍 そ 成 候 仍 一助敷根 禮 拙 但大藏川 候 御座候、 候 れ 処 而 者 = 同 ŧ 内 阿神左衞門 仍 下 心 遣申 い ζ 而 ζ 殿内さはんしゆう被成内に御使に参展由事候 見舞 用 不 ·踊見物 6 迄も 伸、こ 不 大藏殿宿にも 酺 申 候 参 봔 被 = 候、 (候) 候 罷 成 振舞被成候、 ī 候 Ξ 殿 心させ申 勘 申 ハ民部殿より 罷 申 Ш 解 由 鈴 同 内 候 兵衞 承候 同 同 Ŧî. 七 對持 粕 天 拙者内く 日 御使ニ Ē 殿 夜入候て歸宅って 候 米 日 ^ -とも、 **で、** = 夜入候で諏訪 Ξ 也 拙 袛 舛 鳥 袛 候 車 者 借 候 新藤二 寺二 目 打立被成 候 由 兩 よりまこも使 用 [拾文遣 申 申 ぶく処 承 左京殿よ久左 中 遣 候 候 候 利 御 中、 顽 而 利 兵 灰候、 治部 番 申 ,兵殿 衞 懸 利 利兵殿 御 ラふ あ 候 御 龍 兵殿 殿 番 か 目 申 少 盘 内 下 (11 候 輔 振 被

遣

成候得者、

夜

入

申

候

そ

ħ

ょ

ŋ

調

=

7

拙

者

歸

宅

申

候

れ

右衞門殿此-野ヵ』 て候、但会殿歸宅被成候、 被成候、 殿 • 次郎左見を見かり 夜ノ御小番衆ばん才蔵殿ニ酒振舞 左衞門尉殿 人衆参相候て 衛門殿 ハ Ш ハ三原左衞門尉 • 刑部 内 虫 = ほ 左衛 参被成候間、 L 仕 門殿・又左衞門殿 申 殿 但そうめん御振舞大泉房へや御座候由承候、 • 玄 相 番 良川 殿 玄書 被被 成 候 文洞

て候、 取

御書物

Ż 衆

虫ほ

ĭ

被仰付

候

伊四郎兵殿

• 來八

・大久坊『平田』

中候、

御

番

ハ

, 拾人御

坐

侯

御小番衆

ハ

市

郎

殿

--

殿

て遣申候、使新三郎、園田清左衞門殿咄ニ御座候、との申候、 こよみ召寄候、平与九郎殿へも参申候間、やか助殿兩人へ御はん渡申候而歸宅申候、泉昌坊『新三郎遣そう地坊主ハ順賀『て候、 同八日ニ町駿河守殿・縫殿

- 祗候申候而懸御目ニ申候、助右衞門殿相やい申候而、参申、兒かたひらニて候、踊稽古ノふれ承候、「同九日下候、濵ニ罷居申候玄左衞門かたひらノ礼ニ魚持申候而参申候、園田殿ニ人寄せ申候、使助右衞門小野ニて茶被

前ニしら分右衞門殿御座候、

はんこはやまこ馬乘申候而

罷申候而、

咄申候而それより歸宅申候、

狩野介殿

民部

左衞門殿・拙者、

川織部殿・新二郎殿兩人も清右衞門殿

町神兵殿:大平左衞門尉殿

返事申侯、

安右衞門殿見

利兵衞殿

舞宀御出被成候、其後清右衞門殿御出被成候、

十日ニ祗候不申、神七殿・十左衞門殿兩人指合申候間、れより歸宅ニ、七兵殿ニ相申候而き見の談合申候、同申、清左衞門尉殿・宮内左衞門尉殿・左京亮殿・拙者そはんニ松原ニ踊稽古ニ罷出申、それよりすぐニつけ紙仕はのニ御使ニ参被成候由らけ給候、民部殿より魚被下候、川内ニ御使ニ参被成候由らけ給候、民部殿より魚被下候、

振舞之処ニ御出被成候間振舞申歸宅申、清右衞門殿宿に間、はんニ清左衞門殿宿ニて振舞申、國分民部左衞門殿左京亮殿此人衆參相候て、鉄炮き見仕申候、但いまけ候人ハ土佐守殿・善左衞門殿・友右衞門殿・林右衞門殿・

「左京亮殿」咄に罷申候、税所弥右衞門殿下向之由承候、殿」に、とら持せ申、使新三郎、 但御料人氣相之由承候間、すぐ、はんニ 山民部殿ニ罷申、但御料人氣相之由承候間、すぐ、 参申候、但召ニ 新米被下初申候、 同十一日ニ祗候不申、参申候、但召ニ 新米被下初申候、 同十一日ニ祗候不申、

之様ニ歸宅申候へ共、踊ニ付留申候、 同十二日ニ踊調清右衞門殿伊頭之儀ニ付拙者ニ談合ニ御座候、神吉敷根清石衞門殿伊頭之儀ニ付拙者ニ談合ニ御座候、神吉敷根

被成候、はき原衆者兵部少輔殿・南林寺・みら國寺ニ踊れよりしみつ衆ハ談議所福昌寺老ちより諸右衞門殿江 踊れよりしみつ衆ハ談議所福昌寺老ちより諸右衞門殿江 踊車候、頭や殿中ニはしみつ衆・はき原衆一ツニ踊申、そ申候、頭や殿中ニはしみつ衆・はき原衆一ツニ踊申、そ

林寺ニ少左衞門殿より使ニ参申候間、これニ寄申候、拙十三日ニ神吉敷根之様ニ歸宅申候、國分より源左衞門南申候而歸宅申候、敷根より軍助・太郎四郎参申候、 同

罷申、鈴壱對ツ、持せ申候、歸宅申ニ同名四郎兵殿ニ土持平右衞門殿國分乘右衞門殿ぶくニ御座候間、見

出門殿

その前ニ清左衞門殿・狩野介殿兩人振舞申候、

客

舞

登被成候間、

御座なく候、其後清左衞門尉殿・宮内左衞

清右衞門殿・与九郎殿

·狩野介殿

拙者き見に罷

兩人ハ鉄炮き見ニ御出無之候、

十郎兵殿向之嶋ニよび

=

成候、

助右衞門ニ御番ふれさせ申候、

御かくら五座御

寄ばん衆入不申候間、

越申候、

同拾八日気

九郎右衞門殿・太兵殿兩人歸宅被御諏訪『參申候間、祗候不申候、

りやうニ罷申、すぐニ伊四郎兵衞殿ニ罷申候而、 それより南林寺ノたつちうニ參申候而水まつり申、 候、 り 而歸宅申、何若衆中頭や殿中ニもろかう踊被成候、 飯あけ申候而酒まつり申、 **く歸宅申ニ、** 候、それより飯あけ申候、はんニ福昌寺ニ拙者參申、 それより飯あけ申候而酒あけ申候、その前ニかゆあけ申 候而、 被下候、 座候、民部少輔殿も御出被成候、 『三原諸右衞門殿より御使被下候、 重田殿ニ火事出來申、 衞殿ニ御座候、 ハまつり不申、 其後餅あけ申候而、其後そうめんあけ申酒申、 **うちノ水まつり申候、** 助右衞門あけ申候、 はいったごあけ申候而茶とう仕候而、 、はいニ朝糒米あけ申候而茶とう仕申、水まつり申 茶とう仕申候、其後そうめんあけ候て酒あけ申候、 園田殿小野より使給候、 しら坂殿ニ寄申、 九右衞門國分より歸宅申候、 それより外ノ水まつり申候、 何若衆中御尋被成候、 弥市殿・左京殿御出被成候、 同拾六日二抵候申候得共、 同十五日 ニみり國寺ニ参申 たなニ水まつり申候而 御いはいニ糒米あけ申 徳永助右衞門殿より使 右松安右衞門殿も御 水まつり申 夜半時分 民部殿 同拾四 咄申侯 傳作 歸宅 其後 内 = ļ 日

伊頭之談合二罷申候、『居』

町源六殿・野織部殿兩人も四『世』

郎

兵

候而、 花桶植一ツ兵後守さま⁻鳥目五貫文進上被成候、伊助 『紫覧』 合申候、 談合申、 後さま御虫氣之由注進被成候間、祗候申候、何も談合申 衞尉殿兩人寄被成候、 衞門殿より御番日記持せ被成候間、 相良勘解殿指出被成候『、御進物取次申候、大かわこ二 ふれさせ申侯、但寄ばんニて侯間、 ツ・小かわご二ツ・琉球酒つほ二ツ・くうノ羽三たん 助右衞門遣申候、 殿咄に御座候、左京殿より藥合被成候而、人之事承候間 きしやうニ参申、 望被成候間、 上様御指出無之候間、すぐニ三原諸右衞門殿ニ 重田殿火事ノ時人被下候間、その御礼ニ敷根ニ九右衞 新藤・軍助遣申、 御諏訪ニ御りうくわん上申候、ごま所ニ参申候 園田清左衞門殿も御座候、 はん清右衞門殿ニ罷申候而、 四十目一分遣申、 利兵殿も御座候、 同拾七日ニ祗候申候而懸御目ニ 前はんニ伊宮内左衞門尉殿より兵 拙者船って左京亮殿よりい つけ紙仕申、すぐこうは 入水より權右衞門罷 九郎右衞門殿・太兵 請取申候而新三郎 其後木原七郎左衞門 御かくらノ様子談 礼 わら所 一申候、

門國分之様ニ歸宅申候、 同心申候而、 うくわんニ而、鳥目壱貫五百文拙者前よりとりかへ申候、 錢つなかせ申候、 しやうしゆ申候而、 伊頭役:付御番者不仕候、 置申候而歸宅申候、 清右衞門殿・玄八左衞門殿・清左衞門殿・野村藏野介殿 被成候てい被成候、 清右衞門殿同心申候而、 平狩野介殿よりも参申候間、 左衞門殿『鉄炮き見ノ鳥目百八十文持せ申、使助右衞門、 同廿日ニ薬合申、 より御越之由承候、取かへ申鳥目調申候而拙者請取申候、 清左衞門殿内衆拙者前より助右衞門同心させ申候而、 心申候而、 兩人敷根より歸宅申候、 日 = 拙者つけ紙仕申候、 清左衞門殿 御はなから進上申候、御使三左衞門殿ニて候、 座主迄參候へとも、日あしく候間、 少兵衞たのミ申候而かん所作申候、 弥市殿ゟゑんしら四拾目被下候、 それよりすぐニ殿中ニ清左衞門殿同 濵 二 俵御座候間、 御頭屋二御能御座候由承候、 ・同名弥四郎殿咄ニ はん二川東善左衞門殿・清左衞 神吉も参申候、 つけ紙仕申候、 御諏訪ニ参申候而、 拾九日ニ御番ニて候へとも、 同前ニ持せ申、 神吉番二遣申 晩っせとの 御座候、 狩野介殿も出 新藤・軍助 御かくら 權右衞 鳥目渡 次郎右 小演 候 口 相

衞門殿い頭之儀ニ付道喜老御座候、

少兵衞兒ニ魚くれ申

たく仕申候而、

頭や二参候て御供仕申候、

はんこ

=

下候、 参申、 候、 候、 頭 衛門殿· れより頭やニ振舞ニ罷申、 廿四日にすハに稽古ニ参申候、 殿・吉兵衞殿・彦左衞門殿・いつミや此人衆ニて候、 同廿三日。平三郎殿何も伊藤衆に振舞被成侯、 同廿二日ニくうりかき申候而、 伊藤計ゑぼしすわらニて候、それより和泉屋ニ宿仕申候、 = 罷申候而、 り之伊藤同心申候而、 入申候、 しゝ んこくうりに罷申候而、それより頭やニ飯被下ニ罷申候 殿御供仕申候、 つミや振舞申候、 ひ それより頭や二飯被下二罷申候、 だり之御居頭衆同心申候而、 はんニ平三郎殿同心申候而、 それより歸宅申候而、 同廿五日ニ拙者何もへ振舞申候、 ひだりの伊藤も御座侯間同前ニ三ごん被下侯、 四郎兵殿よりふろたき被成候間、 四郎兵衞殿・『重賢』 飯被下申候而歸宅申候、 とかみより御越之由承候、 献右衞門殿・清右衞門殿・道喜老、 くうりかきニ罷申候而より頭や 同廿六日ニしら坂式部殿ニふろニ にちく~三頭や三飯被下三罷申 昼ノくうりに罷申候、又は 其後頭やニ 参申候而飯被 いつミや振舞被下候、 塩いかき申候而頭屋 くうり 其後し 吉兵衞殿・彦左 かき候て、 同廿七日ニひた 伊藤人衆御座 たく申候而御 四郎兵衞 同廿八日 そ 仴

郎殿 罷候、 御料人二 やう御座候、 民部殿宿に被罷候、 の村助二郎殿も御座候、 村三郎右衞門殿へ罷申候而、それよりかふき見物:罷申、 御番渡申候而歸宅申候、利兵殿御出被成候、それより与九 御祈念御座侯、 くより参申候、 八月朔日ニ御はん請取申候、 但爱元之様:御出被成候、 市來備後守殿母しやうニ禮ニ御座候、 門歸宅申候 將監殿・大藏殿・左京亮殿・ あねしやらハ助右衞門殿之様ニ かたひら給候、 は 談議所被成候、 御進物請取二被仰付候間取次申候、 んニ 三日二祗候申候 其後拙者も民部殿宿に参申、 清左衞門殿ニ 拙者内へ入水ノ御料人同 は ん 敷根之様:神吉歸宅申 御番衆ハ十二人御座候、 助右衞門殿宿よりあ 拙者内くハかふき見物 咄申、 刑部殿同心申候而 はんニ歸宅被成候、 上様御指出無之候、 御座候、 道ノ山之様助左 心候て、 二日 入水 候 晩ゟ ね 所 L = =

> 給候、 申候、 成候、 罷候、 問殿中ニ参申候而、 内衆も御座候而談合申、 其後宇左衞門殿へ談合二罷申候へとも、 候、 左衞門參申、 与九郎殿より清左衞門殿より吉左衞門殿より風といニ 利兵殿御内〜御出被成候、 徳助右衞門殿

> 江龍申候而、 宅申候、其後宇左衞門殿爰元 = 九右衞門敷根之様:罷越申候、 はんこ それよりすぐこあねしやうハ 丹生新三郎殿御出被成候、助右衞門殿より使給 五. 日 **らへノしろニあねしやら同心候て見物ニ** 祗候申候へとも、 い普請ノ日記請取申候、 夜入候而歸宅申候、 岩本弥右衞門殿ニ咄ニ 覚左衞門殿あと之事談合申候、 鈴二對持せにて、 談合ニ 御指出無之候間歸宅申 五郎四郎も歸宅申 助右衞門殿三 御座候間、 道ノ山 留守にて候間歸 四 日三 大風吹申候 御座候 より次郎 御出 祗候不 中書 侯 候 被 使 被

新藤ニ御番ふれさせ申候、平吉左衞門殿ニ罷申候、

はん

清左衞門殿同心申候而鉄炮仕申候、

入水あねしやう

同卅日:祗候申侯、

上樣御指出無之候間日記二付申

のミ申候て大口ニ遣申候、入水ノあねしやう御出被成候、からき見物ニ罷申候

て候

同

廿九日ニ

伊民部少輔殿振舞申候、『地知』『重政』

拙者鉄炮た

部左衞門殿

上振舞ニ

罷申候、

何もミぎノ居藤人衆振舞

=

候 それより拙者ハ土佐守殿ニ 此人衆御座候、 亮殿 - 罷申候而御普請談合申、 左京亮殿ニ道にて相申候、 は んこうはきしやうこ 其後平二郎兵衞殿·野村織部殿·十左衞門殿御 其後宇左衞門殿御座候、 參申候而、其後助右衞門**殿** 罷申候、 同六日ニ 渡邊殿・ 其後徳助右衞門殿用 **袛候不申候、** 内山利右 中書内衆も御 座 衞 罷 左京 候 审 本

段御座候、

御出被成候、

その後滿乘坊ニ談合ニ

龍

助

間 同九日ニ將監殿・大藏殿咄ニ御出被成候、徳助右衞門殿 晚二 **ゟ新藤三人同心させ申候而、へい普請ノ出錢つなかせ申、** 人氣相見舞 - 罷申、 候而咄申、 田藤九郎殿・藤八郎殿・清左衞門殿・大藏殿此人衆罷申 殿ニ咄ニ罷申候、 候て佐多殿船ニ乘せ候て參申候、 兩人も御出被成候、 内左衞門殿・狩野介殿・拙者罷申、 佐守殿此人衆より振舞被成候間参申候、 り被成候、清左衞門殿用段候て御出被成候、軍助敷根之様 七日ニ祗候申候へ共談議所ニ御寄相被成候間、 山奉行衆登被成候へとも、のび申候間歸宅被成之由承候、 电 候、 遣申、はんニ左京亮殿・友右衞門殿・善左衞門殿 「衞門殿よりたのミ被成候儀、 勘解由殿ニ見舞ニ罷申、其後左京殿より注進にて候 それより前ニ 内山利右衞門殿・左京亮殿御座候而、 兵庫様御氣相ニ付祗候申候、大藏殿同心申候而 利兵衞殿も御座候、 それより狩野介殿ニ罷申候而咄申、 利兵殿『罷申侯、但向之嶋』にへ狩 宇左衞門殿内衆・左京殿衆・拙者前 敷根より俵四ツ参申候由承候、 それより民部殿宿ニ すぐ『丹生新三郎殿 將監殿・十左衞門殿 八日に 清左衞門殿 御普請つも 不懸御目 清左衞門 御料 夜入 宮宮 土 亚

罷中、

あねしやう新三郎殿より御出被成候、

弥市殿御咄

被成候、

新藤供させ申候、徳助右衞門殿礼ニ御出被成候

衞門殿より兒ニ紙被下候、

拾二日ニとかミ之様ニ歸宅

成候、 渡申、 成候、 之儀ニ付、鳥目弐貫文遣申、拙者小太ハ新藤木ノ切ても 相之由承候、 町にて國分帯刀殿・同名乘右衞門殿兩人ニ相申侯、 之様:遣申、滿乘坊:罷申候得共、留守:而候間歸宅申、 右衞門殿:罷申侯而咄申、 十一日ニ祗候申候而懸御目ニ申候、 被成候、あねしやうハそれより助右衞門殿宿之様゠御出 **うニ鳥目壱貫文借用申候、** 様小濵:御日歸り被成候、こくらしまもとめ申、あねしや 成候由承候、 進被成候間、 被成候、 被成候、高熊より木ノ切て参申候間、 衞門も罷越申候、 少左衞門殿御越被成候、 大炊左衞門殿宿にめいしやう拙者兒遣申、 利兵殿・少左衞門殿ニ見舞ニ御出被成候、 滿乘坊『罷申候而相申候、佐土原馬之丞殿』御寄 はん:宮内左衞門殿より 内山利右衞門殿を以中書ノ内衆ニへい普請 殿中ニ参申、 十日二 少左衞門殿より小袖一ツ被下候、 上様へ小濵ニ御出被成候由承候 九右衞門供仕申候而參申、 少左衞門殿・白坂殿ニ御出 はんニ孫二郎殿母しやう御出 弥市殿小濱 - 御氣相 - 付參被 兵後様御氣相 = やかて市左衞門殿 少左衞門殿指出 大炊左 徳永 付注 助 同

Ξ

罷

申 Ш 小 = 者参候得と承候得共、 土佐殿 番渡申候而 同 此 番衆 申 候 御寄相被成候、 拾三日二 ስነ 舞二 夜 拾 起明は野織部殿ニ 七左衞門殿ニ少左衞門殿ゟたのミ 人衆振舞申 L ふれさせ申候、 御觸 らっ 入候て 者 四 八三原左衞門殿二 罷申 其 内 日 同 大学左衞門殿 (後御能 拾 罷中 御 も承候、 ζ = 歸宅申候、それより弥市殿らノ鳥借用申 六日ニ 民部 候、 !番請取申御番衆ハ拾人御座候、 鈴木宇左衞門 殿中ニ 候而 組織 權 御小 殿宿に被罷候、 袛 夜入候時分ニ 右 5 新三郎『夜入候て火之觸も仕 拾五 衙門 ょ 7 |承候間、聖野寺殿ニ唄稽古ニ
弥市殿はけたけニ打立被成候、 候不申、 菱刈大膳殿御出被成侯、 畓 か • 候 て候、 お 源之丞殿・ 衆 ひ 日三 きに清左衞門殿 殿も御座 申 殿 ハ 伊弥九郎殿にて候、『勢』『真豊』 御 候、 • 祗候申 民部殿宿に御料人見舞 浦 小番処二 御氣相ニ 菱刈大膳亮殿ニ 御水天祭礼 清左衞門殿 川金左衞門殿兩人二 候、 乘助殿見も罷申、 ·候而 それ 儀 7 て参不被成候、 懸 同心申 琉球燒酒 御 より 殿中に = ٠ 相良藏助 目 左京殿 7 利 少左衞 ·候而 歸宅 候、 兵衞 夜 罷 候而 申 7 被 , 审 候 拙 御 御 申 參 申 殿 晚 殿 =

同

輔殿御座候、『貞昌』 り申侯、 宅申侯、 宅申侯、 七日ニ 右衞門殿・ 拙者も罷申候、 敷根之様ニ 分之様゠ 廿日ニ 殿 民部殿歸被成候、 \sim ζ 罷 振舞被成候、 民部殿宿より歸宅申、 民部殿御料人氣相見舞二 申候而、 又民部殿へ罷申候而泊高熊より木持せ申候 歸宅被成候、九右衞門・軍助兩人も罷奪至額違ノ山より御越申候 民部殿御料人駄火御座候、 殿 同廿一 少左衞門殿二用段御座候而 = 民部殿よりた 方ノ 御 拾 兵部少輔殿 出 拙者 日民部殿ニ 九日ニ 事承候、 被 御料人夜ニ入候て果被成候、兵部少『山田民部有榮ヶ長女』 成候、 も罷 民部殿ニ のミ 申 相伴衆ハ駿河守兵藏入水之様三歸宅申候 罷申候、 民部殿迎っ 土佐守殿も 候、 り申 被成候間、 同拾八日 被罷候、 **罷越申候而罷居申** 見も召 候、 それより宿之様ニ歸二郎左衞門道之山之様歸宅申候 御座候、 同 民部殿宿に 新藤遣申 御 鳥うた つ 岩切三 世 座 ħ 少左衞門殿 殿 候 申 即候、 昼さか 日二 宿にとま 候 く 河入道 候、 時 拙 南 同 分 但 權 林 拾

門殿 式部

振舞被

成候間、

拙

者二

Ь 御

相伴仕申、

見も召つれ

神候

内

申

候

殿

少左衞門殿

気舞 ニ

出

被 以成候、

左京殿ゟ少左衞

門

番

者仕申、 者參申 申 承 ぁ 寺 借用 候 候、 か 東堂民部 ŋ 殿中ニ 候、 被 þ 成候 晚二 候 同 それ 廿四日に 御能御 拙 南 へとも、 より 林寺に民部殿参被成 者宿之様ニ 新三 抽 座 借不· 候由 者 郎 歸宅申、 中候、 歸宅申侯、 承及候、 御番觸させ申候、 民部殿 夜 長崎 候 間 まこも 五 同 郎助 弥 市 殿 駿河守 #= 夜 日二 福昌寺 お 殿 きニ を以 Ì 殿 ŋ 中 拙 遣 皷 陰

承候、 仰候間、 木取ニ召置候、 顶 町衆酒持せ申間、 使与右衞門殿・平兵衞尉殿兩人にて、拙者内くも被罷候、 民部殿ニ參申候而、女子ノ事町駿河守殿談合申候而 それより弥市殿ニ 迄罷申候而とまり申、 向ノ嶋御狩ふれ承候、 兵部少輔殿御内さも御談合申候、 御祭礼之御供あたり候へとも、 俵乘せ候て濵ノ市三兵衞船ニ木綿壱貫百目、 付、 三番鳥ニ 参申候而、 普請場請取申候、 け 軍助前 *ስ* • 同廿五日ニ 談合ニ ! ん所ニ罷始申候、夜入候而山民部殿へ參申候而 かれニて候間不罷出候、 打立申候而、 駿河守殿兩人にて女子ノ事申候、 より遺申候、 罷申候、 はんニ 拙者も被下候、 寄申候、 御番ニて候へとも、 鹿嶋傳二郎殿より御狩下地之由被 四人普請二出申候、 土大其外へい 同 但傳二郎殿船二乘申候而、 有村迄船ニ乘申候、それより右 宿仕申侯、 敷根 民部殿ニ夜おきニさよこ けかれノ故御供不仕候、 より五郎四郎参申侯、 それよりすぐニ 辻かためも出不申候、 ノ道具はこひ申候 同廿七日ニ 民部殿御料人之儀 同 廿八日ニ 兩人ハはん迄 五郎四郎持 民部殿 抵候申 赤水よ 民部 申候、 赤水 遣 侇 但

> 越中、 禮二罷. 留守ニ 候而、 殿 小池 門宿迄參候由承候、 り船ちん之事承候間、 より一人、左京殿を一人出被成候、 河守殿ハ氣相ニて御出無之候、夜入候て竹子百□九右衞 くも礼ニ 参申候、 指出被成候ニ懸御目ニ申候、 候 部殿ニ 参申候、 にて罷申候、 松慶之丞殿・土持伴三郎殿・傳二郎殿・拙者下地仕申候、 様二 不罷候、 九月朔日ニ祗候申候而懸御目ニ 傳二郎殿 歸宅申、 赤向春 而候間申置候、 鈴二對持來候、 申、 へい見舞申侯、 それより利兵衞殿ニ罷申候 夜入候て民部殿内衆与右衞門使ニ 大藏殿よりこよミ請取申侯、
> 新九郎殿より鹿被下候、 少左衞門殿文進上申候、 拙者三人同船ニて歸宅申、 横山三ヶ名ノ下地にて候、 同廿九日ニ左京亮殿・ 但女子衆ノ侘事申候へ共不聞召候、 それより中書様ニ参申候得共、 新藤ニ持せ申候へ 同二日祗候不申候、 へい普請土ふミに いのぬりかべ仕申候間、 其後民部少輔殿ニ拙者も内 鹿嶋傳二郎殿内衆よ 申 候 利右衞門殿同心 共 共 竹子百姓兩人罷 兩人出申候、 五郎四 晩ハ 拙者主從四 參申 傳二郎殿よ 傳二郎殿 氣相ニて 兵後様も 平山 刑部]郎敷根 ||藏人 儀 御 内 民 御

り被遣候間、拙者へ入ましく候由承候間衞門・コールからしの∵順申帳

K

て民部殿=

參申候而、

駿河守殿同

心申候而女子之事侘

遣不申候、

夜入

闁

者けかれ之由

کھ

れ殿ニ 返事申

辻かためノ

御能御座候由承候、

兵後様御諏訪ニ御社參ノふれ承候『庫』

罷中、 遣申、 奥の 同匹 目二 武 候 御座候、 Ξ 殿中にて鎌左京亮殿より少左衞門殿侘事之儀返事うけ給 日ニ袛侯不申侯、 お使給候、 言 民部殿ゟ与右衞門 新兵衞殿兒も召つれ申候、 罷申候而咄申ニ、 用談御座候而罷申候而、 拙 日 = 大藏殿誘引被成候間、 申 竹子ノ百姓歸宅申、夜入侯て左京亮殿ニ咄ニ罷申侯 歸宅申ニすぐニうはきしやうニ參申、 ほり川兩人指出申、 すぐニ利兵衞殿ニ 左京殿より一人、 、者前より一人へいぬりニ出申候、 し、 同六日ニ 拙者留主に中書内衆よりへい普請日記らけ取 ノぬりかべ見舞申候而歸宅申候、 祗候申候へとも 少新殿うはき被參侯、はんニ与三ノ母參申侯、 被 仰 國分ニ 使: 上 出御座候而 様加 民部殿内衆与三母歸宅申候、 給候間、 治木ニ 船遣申侯、 氣相見舞ら 向井勘解殿に鉄炮かな物たの 土佐守殿・兵部少輔殿御出被 Ш 上様御指出無之候間、すぐニ すぐニ重存坊振舞被成候 それよりすぐニ山土佐守殿 = 日記二付申候而歸宅申 鮎取二罷申候、 御越被成候間、 民部殿ニ 罷中、 助右衞門・新藤兩・ 夜入候て左京亮 參申候而、 左京殿より らはきしや 民部殿御内 重存坊 祗候不申 候 少 同 Ś 五 人 成 納

事申

候

それ

より歸宅申候、

同三日ニ

袛候申候、

懸御

即郎 承候、 供者新藤 山御狩之故不成之由物語被成候、 振舞申候、 天氣あしく候間國分ニ不罷越、うはきしやう御出被成候、 迎遣申候、 衆ニて候、 衆ハ相良彦次郎殿 同八日ニ 給候、 右衞門殿ニ振舞ニ 黒田友右衞門殿も御座候、 參申候而、 御暇之事も申候、 弥右衞門殿ハ歸宅被成候、 神吉參申候、 敷根より船参申候、 御番請取申候、 同拾日ニ ・新三郎 白坂殿よりいもとしやう被参候、 はんニ左京殿御座候、 同九日ニ目良殿ニ御番渡申候て歸宅申候、 有川七左衞門殿を以御番衆之事申候、 鹿兒嶋打立申候而、陸路國分二罷越申、 罷申候、 ・肝付神作殿夜入候てハ又七郎殿御『鎌暉』『蘂峨』 神吉・軍助 それより御番ふれさせ申、 氣相悪候て振舞より先ニ歸宅申候、 御番衆ハ拾六人御座候、 助右衞門・新藤・ 園田筑後守殿御座候、 岩本弥右衞門殿打網被成候 夫丸 國分越度候へとも、 拙者船 同七日ニ伊兵部少輔 • 弥三郎召つれ 氘 軍助 拙者前より 罷申候由 はんニ 御小番 鈴壱對 ·五郎 或 春 申 早 殿

之様ニ國分ゟ歸 衞門殿宿ニ 候 民部殿内衆市之丞 勘解由殿御座候、 し申候、 ・拙者酒くれられ候、 拙者敷根二罷申候、 同拾 日二 弥 馬ゆあら 五郎道 は ん 少左 ラ山

候、

濱ノ市ニて宮内助兵衞尉殿寄せ被成候て、

酒振舞れ

申 同拾六日ニ飯牟禮權右衞門殿ニ鈴壱對持せ候て、 殿・拙者・左京亮殿鹿本池より振舞被成候間罷 宅七兵衞殿を以左京殿地行之儀被仰候、 同拾五日ニ宮内少輔殿鈴壱對持せ候て御座候、 少左衞門殿も御出被成候、道にて相良彦四郎殿ニ相申候、 宮内ニ礼ニ参申、鈴二對持せ申候、 申、それより少左衞門殿宿之様ニ歸宅申、 申候へハ、 振舞と承候へ共、隙入候て不罷候、 勘解兵殿も御出被成候、左京殿ニ相良彦四郎殿より拙者 助右衞門、 衞門殿ニ被參候、國分行之留主ニ船之鳥目四百文請取申、 申 候、 せ申候、 申罷歸り、 右衞門殿・岩与平次殿・左京亮殿國分ニ罷被越候、少左 新三郎召つれ申侯、 鈴一 鹿枝一ツ持せ被成候、 昼時分ニ伊兵部少輔殿より御はたまし之儀ニ付 對・魚持せ申候、供ハ九右衞門・新藤・ しもうすミより上原勘解弥四郎殿本池ニ越被成 振舞被成候、 勘解兵衞殿ニ寄申振舞被成候、 同拾三日ニ少左衞門殿宿に本池振舞被成侯、 はんニ紀伊介殿振舞被成候、税所弥 弥四郎殿ニ拙者初ん鈴壱對持 同拾二日ニとかミニ禮ニ 留主殿振舞被成候 はんニ本池ニ はんニ少左衞門 拙者鈴壱對持 同拾四日 神候、 本池ニ三 礼二 咄ニ罷 軍 助 罷 參 괃

K

使參申候間、

酉之刻時分:國分打立申候而、

夜半ニかこ

候申候へハ、

上様御指出無之候間歸宅申候、

伊神左衞

神右衞門殿より御祝ノ道具御持せ被成候、

同九日ニ

申候、 振舞御座候、 隼人殿・伊賀殿おやこ・同名宮内少輔殿にて候、 御りつり被成候ニ参申候而、 それよりすぐニ利兵殿へ氣相見廻ニ罷申候、 二郎右衞門殿へ罷申候得共、留主ニて候間内衆ニ申置候、 れより御代官所ニ罷申候而談合仕申候而、 申候而、それより同名神左衞門殿ニ罷申候而談合申、そ 出被成候、それより歸宅申候、利兵殿ニ氣相見舞ニ罷申、 京殿も歸宅ニて候、夜入候て左京殿御座候 ノ御屋作見舞申、それよりすぐニ民部少輔殿ニ見舞ニ ニゑ切ニ御出之由承候、 と承候間、 七日ニ兵部少輔殿ニ參申候得者、別府舎人殿ニ相申候 新三郎・軍助ニて人召つれ申、 しまニ着申候、餅太春より夜ニ入申、供衆ハ九右衞門 殿中ニ祗候申候而御わたまし、馬ノ刻時分ニ 國分ニ召置申、新藤も船ニ付候て召置申候、 本伊賀守殿へも罷申候、 殿中ニ祗候申候而、左京殿へも舎人殿ニも相 それ召出しニ罷出申、 はんニ 御わたまし仕申候、 國分ゟ拙者船参申候、 拙者船ハ左京殿乘被成候 殿中三祗侯申侯而、 其後本田名字ノ衆指 それより友野 同 上様谷山 其後御 火ハ本 拾八日 同拾 左 罷 奥

間、

兵衞ニ大京坊兩人ニて、 弥市殿・大京坊御座侯、 城 衆ハ拾一人御座候、 申候而參申候、 うはきしやうニも拙者**参申候、** 内

く

氣相

見舞

ニ より次被成候' 船遣申候、 より御移徙之道具持せ被成侯間、 藤右衞門殿下被成候間、 田 又七郎殿御はんニて候、 (御番衆ハ加世田衆三人) 御登被成侯、 代刑部殿見舞二御座候、 岩切彦兵殿二少左衞門殿賴被成候知行之事談合二 鈴壱對持せ申候、 道にて伊瀬知殿ニ相 それ 軍助・新藤兩人罷申候、 小番衆ハ相良彦次郎殿御はんニ而候、 より大藏殿同心申候而、 被罷候、 同 同廿日二祗候申候而御番請取申、 一廿一日ニ駿河守殿御番衆ニ渡申候而 新藏ニ御移徙、道具下しニ参候 國分の金剛寺も御出被成候、 民部殿ニ 左京殿も御座候、 東 拙者歸宅申候、 鈴二對、 御番衆ふれ有間敷由、 一人ハ山伏にて候、夜入候て 新三郎ニ御番ふれさせ申侯、 鎌田 新藤谷山より薪船ニて I 主馬殿 仲兵ノ事侘事申候、 請取申候、國分二 但壱對ハ母しやうニ、 上様向之嶋ニ みら國寺ニ 曽木甚右衞門殿 へも相申、 民部殿内衆平 前 く共、 それ 鶉野 其後 参申 番衆 拙 御番 は 者

候、

門

殿二

罷申候而

相

中、

其後御祝ニ

被下候鳥目參貫文、

納

より

戸より請取申、

九右衞門國分二罷越申候、

利兵殿:拙者

袛

弟年袮 被成候、 參申候、 廿六盃之代鳥目 所望申候、 り同名民部少輔殿御座候、『伊地知』 『重政』 せより歸宅申候、仲兵衞拙者ニ鈴壱對くれ申候、 利兵殿二見舞二罷申候、 登被成候由承候、 三ッ遣申、 な物たの 春ニ鶉野に御登之由承候、 新藤 **袛候申候而、** 屋久嶋よりノ船頭ハ勘ノ丞と申入ニて候、 候申候へとも、 利兵殿氣相見舞二 ノ銭、 傳言も御座候、 ミニ罷申、 軍助兩人參申候、 勘介扶持方ノ俵四ツこれも遣申候、 使助右衞門・大泉坊ニまこも使ニ遣 同廿四日二祗候不申候、 内 く祈念ニ鳥目持せ申候、 其後祖母きしやうニ 懸御目ニ申候、 御指出無之候間歸宅申候、 すぐニ民部殿ニ参申、 五十文助右衞門ニ持せ候て、 門迄罷候て歸宅 地神京めくら参申候、 やかて勘介・ 鉄炮のか 其後染川神右衞門殿ニ 同名四郎兵衞殿ニ兒服中藥 西原ニ 國分より拙者船参申 なもの拙者ニ 參申侯、 拙者前より赤物 中候、 鶉野ニ 坂本五兵衞 屋久嶋より文 使助右 兵藏たる それより 申、 むらさき 同 大口 桂民部 た 上様御 同廿三 鉄 廿二日 兒兄 炮 の 洒 3 ょ

日二

拙者も 仍新三

左京殿より鎌左殿振舞被成候間

郞

殿より御普請縄

打被成候間、

人出申候

へと承候、

候

へと承候、 人出申候、

拙者も罷申候、

神左衞門殿

源左衞門殿御

座候、 請ニ不 衛門 り同 罷中、 書申 お遺 參申候、 藤兵 川神右衞 向 玄八左衞門殿· ツ・しんほう一ツ出申候、兒服中ニ付民部殿・大泉房whammin 徙之酒も持せ申候、 殿も御座候、 罷申候へハ、 ニ少左衞 祗候不申候、 . 井勘解殿用段候て罷申候へ共、 た (衞殿 心ニて歸宅申候、 被成候書狀持せ 罷出候, 五郎四郎、 すぐニ 歸宅申ニ、 ፧ 軍 門殿より参申候書狀遣申候、 門殿へも罷申候 申 -候而 助國 船ノくぎノ事たのミニ 同廿六日ニ 刑部殿振舞被成候、 振舞被成候、 少左衞門殿 利兵殿此人衆より使給候、拙者不罷出 分言 はらい 御普請『三人出申候、 利兵衞殿二見舞二龍: 新三郎 それ 遣 申 申 审 御普請二三人出申候、 候 御普請ニ ·候間、 同 く、共、 • よりたんととうニ 候 __ 五郎 拙者遣申候文、 土持平右衞門殿・勝左衞 . 廿七日ニ兄弟氣相 四郎兵衞殿三同名次郎右衞門 か 助右衞 留主之故罷歸申候、 B 罷出申候、 罷申候、 御番之故相不申候、 四郎三人出申候、 大六右衞 きりニ 拙者四郎兵衞 よき壱丁 申 文、たのミニ 候 少左衞門 爱元召置 石 岩切彦兵衞 夜入にて兵藏 門殿もそれ 新藤 は 付 同 見舞 殿三 申 石矢弐 廿 中候、 宗兵 御普 助 門殿 湯 候 殿 五. 候 移 而 殿 В ょ

四郎

兵衞殿より遣被成候藥、

兄弟ニ

0)

ませ申候間

九郎

兒見舞二木嶋和泉殿御坐

候、

御普請二

罷出.

申候留守ニ

り餅

染 地 瓶 申候、 給候、 所望申候、 歸宅申二二郎殿ニ 故すぐニ染川神右衞門殿ニ 它對持せ候罷申候て、

稻津伊豆殿ニ罷 其後む 大泉房ニ罷申候而りうくわん立申候、 夜入候て大將監殿ニ御料人腹中見舞ニ罷申候 ゕ い勘解左衞門殿に罷申候へとも、 氣相尋· 电 竉 能申候而、 それ利兵殿ニ氣相見舞ニ 細工之事談合申候 中候 袻 御移徙之米 腹中之藥 留主之

兄弟

しゆ

院

付

殿内くより女子使ニ給候、

利兵殿母しやうより女子使

亮殿・ 殿・拙者・才之丞殿にて候、 衆相良彦次郎殿、 申候、 ニー人も出不申、 土佐殿へも左京殿・土佐殿兩人より祝餅被遣候、 茶の湯ニ参被成候、 助右衞門殿も参被成候、 もむらさめ使ニ参申候、 度漂申候、 兵殿宿より女子使ニ給候、 度漕申候、 神無月朔日ニ御普請ニ 鎌又七郎殿御番三 五郎四郎、 使乘介國分より拙者ニ文參申、 同四日ニ 刑部殿・しら坂殿・大泉房・杢左衞門殿遣 同二日= 助右衞門・ 昼より拙者歸宅申候而、 民部殿御析人たんしやう日 御普請ニ 但 御普請二罷出申三人出申候、 外城衆 新藤、 夜ノ御小番衆ハ山土佐守殿 助右衞門・新藤兩人ハ石漂ニ 而 亥 罷出申候間、 候 ノ日 四人出申侯、 但 但御番衆ハ拾四 ハ O 加世田名 御 **兒氣相ニ付祖母きしやうよ** 1 兩人ハ石漂ニ 民部殿 門番二 祝餅民部殿 同三日ニ 御番請取申 衆ニ 才藏殿 出仕不· それより不罷出、 御小者衆被持來候、 • 九 而 仲兵衞歸宅申 1 右衛門 候 祝 遣 人御座候、 利兵殿 申候、 車 ٠) 助右衞 九郎右衞門 山民部 酒 • 与次郎 罷中、 持せ被成 嶋より二 助右衞 御普請 申 兩 左京 人出 候 殿 小 門 番 ŋ 利 兩

利兵殿

母しやう兒見舞っ

御出候

由

承

候、

新藤

ハ土代

"

船

門

石漂申候、

大泉房

ノヘやも御座候

由

I 承候

坊

罷

歸

之様っ 分之樣二歸宅申候、申候而、他行被成候由被仰候 せ申候、 申候、 部殿三南林寺御出被成候間、 大坂迎ノ返ほう仕候て、 貫三百文持せ候て賴申候、 候て罷申候へとも、 用段御座 新三郎·五郎四郎、 中候、 新藤此人衆出申候、 加治 太郎次郎殿三 中候、 平兵衞殿兩人仲兵之儀二付御座候、 新藤 岩切彦兵殿二書狀遣被成候間、 歸宅申候、 候而 刑部殿よりうちノ使ニ参申、 木より宮内太輔殿も御座候、いしんさま御着被成候、御宿又七郎殿 『〇』同六日ニ ٠ 五郎 但左京殿三 御出 应 御番渡申候而歸宅申、 御普請一三人出、 なされ候、其後御普請場ニ 郎出申侯、 留守之故歸宅申、 九右衞門方も罷越申候、 氣 湯地藤兵衞ニ船ノ釘之儀、 罷申候而咄申候、 御普請二三人出申候、 相悪候て拙者不罷出候、三吉國竹內十左衞門殿も御座候、兵部少輔殿ニ御暇 拙者ニ酒くれ 使新藤方國分より三吉使ニ 渡 拙者も罷 ノ市三兵衞参申 九右衞門・ 中候、 申 左京殿内衆藏野 やがて新三郎ニ 野助次郎殿 大泉坊ニ 丹生新三郎 善左衞門殿御 何も小者共振 罷出候 同五 谷山賀兵 兵藏とか 助右衞 助右衞門 候、 も用 日 鳥目壱 も御 大京 共 參 民 段

普請調 殿二

胸申候而、

助右衞門

•

新三郎·

五郎四郎

龍

!歸申候′

山からしノ

、
さや

ノうち賴申候、

使新藤方昼時分ニ

廻

申候、 子共もあけ申候、 り女子使ニ遣被成候、 被成候、 り兵藏も參申候、櫻も歸宅申候、 見舞ニ左京亮殿加治木ニ御使ニ參被成候由らけ給候、 郎殿も御座候、 かミより祖母しやう御歸宅被成侯、 れより祖母きしやう今ニ使ニ遣申候、 殿ニ咄ニ罷申、 百文新藤ニ持せ申候、 かミニ罷越申侯由申侯而參申侯、 = 殿やすり歸し申侯、 七日二祗候不申候、 り大左衞門まこも迎ニ遣申侯、船ノほはしら之代鳥目三 『〇』同九日二祗候不申候、 新藤・左京殿・大左衞門此人衆にて參申候、 遣申候、使助右衞門、 仴 國分二拙者船遣申候、 瀇 但ようし調申候ニ仍而、 上様しもつけ御茶ノゆニ御出被成候、 ノ見きわうはしやうニ酒あけ申候、

爰元ノ女 見弟やくし二参申、とうミやう持せ候て、 それより祖母きしやうニ参申候、 『〇』同十一日祗候申候而懸御目ニ 山民部殿御出被成侯、 使新三郎、 園田清左衞門殿二咄二罷申、 左京殿も御座候、 丹生新三郎殿内衆弥次右衞門と 弥市殿御出被成候、 新藤・助右衞門・左京殿よ 園田筑後守殿三帯竹所望 夜入候て左京殿内へ 徳永助右衞門尉殿御 『○』 同八日 = 祗候不 九右衞門・ 『〇』 同拾日ニ 祖母しやう歸宅 染川神右衞門 それより とかミよ 助右衞門 但腹中 利兵衞 弥四

لح そ

申

民部殿三

申候、

0

同拾五

日二

殿中ニ祗候申候而御 ・平兵衞殿兩人に

兵衞なおし申候、 番難成由らけ給候、

使梶原藤左衞門殿

. 而 仲

晚二

夜入候て民部殿ニ参申候て、

番請取申候、

但新納式部殿より御番衆ハ拾三人御座候

ょ

申候、 供被成、酒二酔被成候間不罷成候、 候 炭取ニ遣申候、三代宗右衞門殿より腹中あしく候間、 り内=七分出銀仕申候へとうけ給候、 者ニ鳥目五十文申候、 道ノ山ニ九右衞門・助右衞門兩人遣申候、但助右衞門拙 ニ 御越被成候間、歸宅申鈴壱對持せ申、『○』 同拾三日ニ んニ伊勢弥九郎殿ニうつりノよろこひ参候へとも、 日ニ祗候不申候、道ノ山に助右衞門・九右衞門遣へく候 賴被成候間、國分ニ遣申船も借用被成候、 衞門殿ニ罷申候而、それより歸宅申候、左京殿より新藤 祖母きしやう参申候、 座候間、 歸宅申候而、諏訪治部少輔殿ニ咄ニ罷申候へ共、客人御 へとも、 はん二民部少輔殿ニ仲兵事申ニ参候へ共、 『〇』同拾四日ニ御觸承候、 天氣悪候間打立不申候、 それより平三郎殿ニ罷申候而咄申候、それより 野村市右衞門門迄見舞二御出被成 はん二民部殿ニ参申、すぐニ助右 弥市殿御出被成候、は 兵部少輔殿御上洛よ 才將殿ニ罷申候而 五郎四郎伊集院 [〇] 同拾] 鶉野ニ 谷山 御 御 胐

郎殿御兩人御出被成候、『久賀』 九日ニ == も同前ニ、 善左衞門殿、 り歸宅申候、 御成之由うけ給候、 衆三右衞門女房酒持せ候て參申候、 良彦二郎殿御番、座條 りたうふ、弥市殿小濵ニ祗候被成候由被仰候、 召つれ候て平兵衞殿御座候、 被成候、 金左衞門殿ニ渡申候、 すぐニ土佐殿ニ罷申候、 う衆ハ加世田衆三人、 様谷山には御日歸り被成候、山土佐守殿ニ振舞ニ参申候、 ・与九郎殿諏訪 | 將殿= 爱元一 使りやうゑん坊六せん渡申候、夜入候て仲兵衞 弥市殿・和泉殿・民部殿兒御出被成候、 賴申候而月待申候、 其後野村但馬守殿よりも御狩ふれ承候、 番鳥ニ 拙者鶉野二登申候、 同拾八日ニ谷山御狩ふれ承候、 夜ハ鎌田又七郎殿御はん三面 ノうしろニ 『〇』同拾七日ニ軍助・ 打立申候、 談儀所より御三献ノくきやう借用 『○』同拾六日ニ御番渡申候而、 雨 南林寺大御座候、 ふり申候間宿かり申候而罷居 集申候、 鈴壱對くれ申、平兵衞殿よ 同心 但振舞申候、『○』 与九郎殿、 八清左衞門殿 しもつけ殿・『島津下野守久元』 上様別府舎人殿 御はんハうら 傳二郎殿 新藤敷根 七分出 土佐殿内 としや 大藏 同拾 藤次 は ļ ん 銀 Ŀ =

Щ

但

٤ فر

寺尾新左衞門殿

ハ谷山ニ

上様御出ニ御供

申

而

、昼ノ御小番衆ハ相、 但七分出泉之故仰出御様御出ニ 御供被成候

(者不參候、

拙者前より召置

候、

候 御歸宅被成候由うけ給候、 くうかきに使新藤、 衞門殿御兩人ニ持せ申候、 ニ与九郎殿・大藏殿御座候て、 球米ノ儀ニ付御書狀給候、 御狩留主ニ頴娃長左衞門殿・川式部太夫殿兩人より、 それより罷 山御狩雨振候て御狩無之候間、 候ものニ、 者参候へと承候へ共、 内膳 からしノ鞘ノ礼申、 候 軍介・新藤兩人敷根之様ニ 上様御馬せめ被成候ニ懸御目申候、 道ノ山之様ニ それ 殿宿に罷申候へ 大豆二舛借用申候、 歸申 より治介殿 候、 遣申候、 利兵殿より越後守殿書被成候間、 狩に罷登申候間、 使軍介肩衣・袴賴申候、 いしんさま加治木之様ニ谷山 森内膳殿咄ニ 『〇』同廿一日ニ祗候申 使新藤御大官所二早左衞門 鹿兒嶋衆歸宅被成と承候間 阿多才兵衞殿留主番二罷 其後拙者みう國寺ニ 遣申候、 書狀調候で式部殿・ 但馬ノ、 歸宅申候、 御座候、 さよこ前より谷 船も遺 それより歸宅申 拙者ハ不罷 O 左京亮 中候、 同 参申 同廿日 'n 居申 より 申 拙 侂 佴 琉 歸 殿

歸申 宅申 軍助 其後諏訪治部 候、 候二、 清左衞門殿ゟも人参申候へ共、 道にて刑部殿ニ相申候、但市來ニ越被成候ニ 少輔 殿二 參申候而、 鉄炮き見 治部殿 ノ事申候而 客人と

見得中候間

付紙

/\

成間敷由返事申候、

は ん

民部殿

٤ فر 給候間、 歸申候、 打立申候而、 ミより上りニ付、兵藏參申候、『○』同廿五日ニ早朝より 藏野介文持來候、但上勘解兵殿より參申、夜入候てとか り山からしあまりおそく出來申候間召寄申、 廿四日ニ祗候不申候、 より歸宅申ニ利兵殿ニ寄申、それより歸宅申候、『〇』同 但五郎四郎ハ助左衞門賴申侯間、畠ニ遣申、その礼粟 指出無之候間不懸御目ニ侯、伊四郎兵衞殿同心申侯て罷 兵殿内衆小平次參申候、 立被成候、民部少輔殿より鯛一ツ兒ニ兄弟ニ被下候、 からくれ申候、 前ノ才兵衞殿宿もりニ大豆二舛返弁申候、使五郎四郎、 借用申候、使五郎四郎、 左京殿咄ニ御座候、さよこノいとこ三右衞門6大豆壱斗 部殿=罷申候へとも、 參侯へとも、兵部少輔殿振舞と見得申侯間、それより式 それニ仍て、 左京殿も留主ニて候間、それより罷歸申候、 福崎新兵衞殿に御成ニ而候、 参候て咄申、 伊四郎兵殿迄罷申候へ者、振舞被成候、 拙者馬湯あらい仕申候、左京殿松山ニ打 『○』同廿三日ニ祗候申候へとも、 上井五郎左入道殿も御座候、それ 留守之故すぐニ左京殿ニ罷申候 新三郎遣申候て、谷山賀兵衞殿よ 少左衞門殿を拙者ニ傳言被成候 『○』同廿二日 = 祗候不申候、 諏訪治部殿より使 左京殿内衆 そ 御 利

٤ **فر** 人御座候、 廿七二日祗侯申候而、 申候而米のたわらあみ申候、利兵殿御出被成候、『〇』同 平三郎殿咄ニ御出被成候、 但銀子四十五匁傳言被成候間、 衞門殿國分より越被成候三、少左衞門殿より書狀參申候 り≒付使給候、『○』同廿六日≒祗候不申候、飯牟礼權右 右衞門歸宅申、夜入候て徳永助右衞門殿よりとかミうつ 但振舞申、鈴二對・ちうはこ持せ被成候、 歸申候、 歸宅申候、但二兵殿ニ寄申候而酒被下候て、それより罷 = も登被成候、源六殿ハ隙入候て登不成候、それよりはん 鶉野ニ登申候、長野新吉殿兄弟、それより永吉半兵衞殿 より平田二兵衞殿ニ罷申、 れより同心申候而町源六殿ニ罷申候得者隙入候間、 五郎四郎・新三郎三人にて、 新吉殿・二兵殿・城介殿・伴兵衞殿・拙者同心申候 拙者酒振舞被成候、それより城介殿・しら坂式部殿 拙者隙入儀候間、鉄炮き見ニ不参候、助左衞門賴 民部殿御内~御出被成候、民部殿ハ無之御出候、 小番衆ハ喜入吉兵衞殿、 御はん請取申候、但御番衆ハ拾四 諏訪治部少輔殿より使給候 敷根仲兵殿・かさへ茂右衞門 **濵より俵はこひ申候、** 慥ニ請取申候、 夜之御小番衆ハ鎌又 道ノ山より助 助右衞門 それ 伊

七郎殿御はんにて候、

但流鏑馬當り被成候間、

御番ハ不

とも

拙者留主之故祗候不申候、

軍助敷根之様二

遣可申

=

罷

中候

而

御

カ

い

そへの様子尋申候、

諏訪治部

沙輔殿

祗候

集院日置二罷申候、軍助敷根二罷越申候、

Q

同二日

(申候而懸御目ニ申候、それより歸宅ニ、刑部殿ニしゆう菅盃半まいらせ候、使新三郎、

= 刑

部

門殿ニ 京都ニ 成候、 間 殿より 米二石壱斗ニて、 申 兩人 進物取次申候、 萱はこひ申候、 候て不罷成候、 八日ニ 礼ニ民部少輔殿 成候、 せ申候、 人にて參申侯、 参申侯、 殿中御藏二琉球米 夜も大、 慥請取申候、使助右衞門、うはきしやうノ早左衞門礼 ハ 福正寺ノ 『〇』同廿九日二出仕申候、 見舞二罷申候、 兵部殿打立被成候間、 打立被成候、 隙入候て、 御番渡申候而歸宅申候、 は 敷根より萱漂船も参申候、 ん下ノ とかミ 久長与進殿参被成候、 前 御藏二 助右衞門 ハ加治木ニ御使ニ 道 民部殿三 迄迎ニ 衆御番 二石二土儀二請取被成候、 ノ山ニ 先に歸り被成候、 ノ御料人ハ助右衞門殿宿之様ニ 福新兵衞殿も、 演より 琉球米ノ返弁申候、 兒遣申、 なされ 1 て軍助借用申 返米之事申候 參申候、 • 新藤・ 門迄見舞被成へき由承候 新藤塩い 候、 但才藏殿 さよこも蚩 **袛候被成候、** 但 軍助・ とか 但京衆被罷出候間、 .御内╭御出被成候 新藤 但道ノ 敷根之様ニ 竹内十左衞門殿 とらせ申候、 鳥目百文返弁申 ^ ξ 八 新三郎四人ニ ・九郎右衞門殿 よりうつ ÍЦ 伊兵部少輔 神吉 中候、 徳永 請取衆隙 より召寄候 0 神吉歸 助右 歸宅 軍 ŋ 但 大藏 昼 同 助三 被 酒 殿 御 被 候 て # 持 成

> 入候て大風ふき候て、 やうより使ニ喜左衞門給 より拙 新三郎ニ 被成侯間、 候 由返事申候、 候 ø 者船借用被成候 ^ 持世申候而、 か 共 で歸 新 藤 天氣悪御座候而不罷 弥市殿御出被成候間振舞申 し申、 軍助兩人遣申候、 拙 使新三 利兵殿宿ニ 共、 者船 候 感 其後まこも 家作二付入申 い たミ申 歸 越 み し申 候、 か 但 利 ん 兵殿 娭 利 使 1 入候 候 Ξ 娭 兵殿門 遣 間 伊 罷 깰 中 刺 申 祖 [郎兵殿 候 母きし 成間 刀借 はち なを 夜 敷 用

申

由

申

様御 より歸宅申候、助右衞門殿よりあねしやう御出被成候間 御指出被成候、 『〇』霜月朔日ニ 歸宅被成候、 刑部殿へ か |殿より猪召寄候て振舞申候、 見舞申候、 將監殿、 いそへ被仰付候由承候而、 鹿振廻ニ 後織部殿御座候、 それ それ 伊四郎兵殿より御稲荷御祭禮ニ付、 祗候申候而 罷申 より兒玉四郎兵殿ニ より諸右衞門殿ニ 候 吉兵衞殿 懸御目ニ それよりすぐニ ばんニ 書狀給候、 礼二 申 • 助右衞門殿之様 罷 大藏殿 候 参候て、 申候而、 助右衛品 弥右衛門 • 兵後様も 狩野 すぐ それ 門 伊 上 介

殿 殿 =

=

•

本伊賀守殿

出被成候、 清左衞門殿も御座候、 それ より同心申 候而

かさこニ 、役當り被成候で、 くわはた殿指出被成候、 夜入候て伊集院助左衞門殿御稲荷御祭礼ニ 龍 申候而、 稽古ニ 鉄炮仕申候、 御出被成候、 指宿壱岐守殿をやニ 宮内ノ留主 宮内留主殿よ 殿 指出被成 付、 ٠ ž わ ŋ t, 殿

入候由物語申候、 『〇』同三日ニ御祭礼御供ニ祗候申候、

使給候、くねぶ被下候、使藏之丞、

少左衞門殿宿ニぬす人

但四郎兵殿兩人御越寄せ仕申候、『興賢』 天氣悪候で 兵後様

御参無之候、

奥州様計参被成候、

すぐニ喜入吉兵衞殿

付福屋七介殿二鳥目弐貫文借用申、

使助右衞門、

より

神左衞門殿同心申候而歸宅申候、 振舞ニ、 阿神左衞門殿・ 刑部殿・ 道 拙者罷申侯、 ノ ш より次郎左衞門 それ

荷ノわんくの祭禮ニ 伊集院より助右衞門歸宅申候、『○』同四日ニ御稲 上様 兵庫様 御ふくろ御社の場所を 参被

ツ

ハ

少左衞門殿より被遣候、

二ツ半物ハ勘介扶持方、

使

成候ニ 吉兵殿・ 御供仕申、 拙者罷 記中候 、 すぐニ 刑部 五郎四 殿三 郎 振舞ニ、 ٠ 次郎左衞門 阿神左衞門殿 兩 人 ハ 薪

取二 遣申、松山より左京亮殿歸宅被成候、 O 同五日

しら 房ノ津とう物之儀ニ 遣申候、 ঠ› X りニ 軍助敷根二 其後民部殿ニ 人出申 付被仰付候間、 罷居申候間、 候、 民部殿仲 参申候、 それニ 兵 衞 召寄せ 03 た の 而 3 候、 新藤 申 **労國** 候 殿 中

左京殿より一人、

それよりすぐ

惠兵殿ハ着不被成候、吉兵衞殿麟宅申候、留主道ノ山より弥五郎参申候由承候

ハ被着候、

亭主ノ子ハ舎

も、留主にて候間罷歸申候、 而猪被下候、 大京坊内~之儀ニ 左京殿ニ罷申候、 それよりすぐニ源八左衞門殿ニ罷申候 付被仰候、 又民部殿より使参申候間参申 <u></u> それより又左京殿ニ 同六日ニ 民部殿内平兵 候 罷 ^ 中候 ع

房(切) 行ニ 衞殿同心申候而、 鶉野ニ御登被成候、但民部殿・ 兵衞殿談合申、 候へ共不調候間、 大京坊京都 二打立被成候、 それよりすぐニ殿中ニ祗候 大千坊ニ罷申候而、 治部殿鶉野三 大京坊ニ 申請被成候、 申候而、 上様吉野 い けん 茂

申

弥市 助 宅申侯、 • 新 殿鶉ノよりすぐニ御座候而、 藤歸宅申候、 やくノしまより参申人ニ俵五ツ半物渡申候、 神吉も参申候、 飯 權右衞門 聞召候、 日向より 國 一分を軍 歸

申候間、 助右衞門、 == 鹿兒嶋打立申侯、 それより歸宅申候、刑部殿御座候、 はんニ殿中ニ祗候申候 惠兵殿 ハ谷山にておつき申侯而 へとも、茂兵衞殿ニ 同七日 相 同 心 不

衆ニ而候、『○』同八日ニ宮より 申候而宿仕申候、 亭主ハ銀右衞門と申、 打立申候而房ニ着申候、拙者留守ニ九右衛門竹子より 佐多殿内

町迄罷·

申

候

但

|惠兵殿ちらみ之様゠御座候、

拙

者 ハ

Ш

なべ

の

宮

繁昌被成候間、御祝ニ祗候申候而日記ニ事ならん、御子藤於郎久賀女ノ誕生アリ』 日二 Ш 同拾三日二打立申候而、 入道殿持ニて候、 申候而、 同前、 申候、 兵殿百姓ニ 候て吉兵殿咄ニ被參侯、 すぐニ 惠兵衞殿ニ り茶椀壱束、 衆鹿兒より能米壱斗七合・大豆三舛持來候間、メードゥロトルヒールヒールヒ 御座候、 被罷候、 なベノ二ば迄參申候而宿仕申 祗候申 申 罷申候而唐物あらため申候、 ハ天氣悪候て逗留〇、 ·候而 同拾日ニ 惠兵殿・ 拙者二ツ仕申候間、 候而、 能米三舛·大豆一舛借用申侯而參申侯、 宿亭主ノ子ハ 惠兵衞殿 同九日ニ 民部殿ニ 戸兵衞殿より琉球燒酒瓶壱對、 逗留申、 吉兵殿同心申候而 振舞ニ 諸右衞門殿ニ 助右衞門すぐニ • 惠兵殿着被成候間、それ 拙者兩人ハとまりニ 歸し申候、 とまりよりすぐこ、 罷中、 鹿兒嶋ニ 四郎左衞門と申候、 吉兵衞殿 『〇』拾二日ニ 房打立申候而 惠兵殿はんニ振舞申候、 房ノ様子上申候、 候 鳩拙者亭主ニ 着申候、 使助右衞門 鹿兒二罷申候而、 ハとまりニ はんニ長崎 惠兵殿 乘院ニ 見物ニ 付申、 御あねさま御と云 鳩ねらいニ ハちらみ之様 惠兵殿 新納右衛門 刀 より御 振舞申候、 ノ船乘衆 慥二 か 其後懸 同拾 け 罷 んとう 同 ?拾四 夜入 請 え尋 四 申 か 郎 Ь ŋ

人殿と申候、

大雪振り申候、

夜入候て伊四郎兵

衛殿

首百

御 申

取 姓品

ょ

郎歸し 召寄申侯、 世申 候而、 被成候間、 行二 引渡申候、 御座候間不罷候、 輔殿より大藏殿同心申候而、 文大源坊 遣申候船漂せ候て、 間コ 左京殿より借用被成候、 候 へとも、 相申候、 候 借用申鳥目壱貫文あねしやうこ 次郎左衞門千石夫二出申候、 爰元二參申候間咄申候、 使助右衞門、 申候、 申候而 福 見ニ 客人御座候間門より歸宅申候、 鉄玉三ツ遣 や七介殿より新藤方借用被成候間、 助右衞門殿宿より兵藏使ニ 白坂宗兵衞殿 大玄房内 軍助 御いとま申候、 始而 夜入候て大藏殿同心申候而治部殿ニ 八遣 大豆も同前ニ敷根之様ニ神吉 `` 栗ノから召寄ニ付、 御座候間、 审 申 大泉房内へ 候 候 弥市殿振舞申候、 むしろノこて新三 伊四 山 参候へと承候へとも、 殿中ニ からし ひきて物ニ 助右衞門召つれ 郎兵殿三 、御座候 返弁申侯、 同十五日二祗候 持せ 而飯牟禮 參申候間 弥市殿 遣申 大藏殿同 电 借用之米返 郎 諏訪治部 候 より 兵蔵ニ 鳥 遣 濵 紀伊介殿 ኤ 目 拙 申 ち 1 申 Ŧi. 客人 大藏 者 不 郎 候 所 市 ì カ 參 持 け 应 而 望 房 丽 申 申 少

候、

同拾六日ニ

阿神左殿ニ

い

かた歸し申候、

木

座候間、それよりすぐニ

利兵殿ニ 殿ニ

罷申候 参申候

而咄申候、 祗候不申候、

殿同心申候

呵

治部

少

輔

咄

へとも、

藝取申候、それよりかベノ下地仕申候、 『○』同廿日 = 祗 m 申候間罷不登候、『〇』同廿一日ニ御番ニて候間、参申候 徳永助右衞門殿より鶉ノニ誘引被成候へとも、普請険入地永助右衞門殿より鶉ノニ誘引被成候へとも、普請院入世線と『郡司』殿蒙参院 候不申候、伊四郎兵殿振舞申候、 但屋久ノ嶋ゟ参申候猿、 合申候、藏作申候、『〇』同拾九日ニ祗候申侯、 久嶋より猿のあくまき被遣侯間請取申侯、 同拾八日二祗候不申候、 **うけ給候、夜入候て徳永助右衞門殿ニ** かけや調申候、 がて刑部殿ニたのミ申候而請取書申候而、 市來大日寺より真籾俵四ツ參申候間、 拾七日ニ祗候不申候、 野ニ御登之由承候、弥市殿ゟゑんしう持せ給候、『〇』 より歸宅申侯、 成候へとも、 被成侯、 加治木之様ニ御歸宅被成候、 勘解兵衞殿御越被成候、夜入候て向嶋御狩ノ由承候、ハート療兵衞殿御越被成候、夜入候て向嶋御狩ノ由承候、ホロタテニロル殿、 請取申候、 大藏殿・利兵殿兩人よりかせ衆ニ見舞に誘引被 客人御座候間不罷候、 御番衆ハ拾二人御座候、 藏ノ柱立仕申候、民部殿御出被成候 福屋殿船:乘申候而 大藏殿・刑部殿咄ニ御出被成候、 いしんさま御着之由承候、 御船本迄三 參申候、 夜入候て新藤濵ノ市 殿中ニ神舞御座侯 咄ニ罷申侯、『○』 慥ニ請取申候、 はんニ少左衞門殿 上様向之嶋ニ 弥市殿給候藥 大日寺ニ 惟新様 かけ屋 遣申 屋 Þ 鶉 由 同

貝 嶋衆少左衞門殿ニ礼ニ参候へとも、 助右衞門殿ニあねしやう祝ニ罷申候、 成候、何も日記を以御ふれ御座候間、 之事申候而、助右衞門遺申候、『○』同廿四日ニ少左衞門 鳥目四拾八文持せ申、 伊集院助右衞門殿諸右衞門殿ニ御意うけニ参候得者、後、年九郎殿、 殿國分之様ニ歸宅被成候、 助右衞門・伊集院助右衞門殿ニ御狩ノ船ニ借用申候間 ゆあらい仕申候、 相伴ニ罷申候、 廿三日ニ祗候不申候、民部殿ニ御析人の百ヶ日被成候間 支立申候、 夫丸召寄候て持せ申候、その後式部殿ニ罷申候、 平右衞門殿=相申候間、それよりしら板式部殿=申候而 歸申候而、 候、『○』同廿二日ニ嶋ニ罷渡申御狩ニ船ハ何談合申候而 番渡申候而嶋ニ渡申候へとうけ給候間、その分ニ談合申 登被成候間、 同廿五日九右衞門國分之様ニ罷越申候、あね 乘衆ハ拾一人、 國分より安すノ木參申侯間、納戸迄參申侯而 留主ニ しよいう老も御座候、 福や七介殿ニ鳥目弐貫文返弁申候、 而候、 使新藤方、田代殿ニ二千石の夫丸 但四百文ニて候、 拙者内へも祖母しやうも 上様らしねノ御狩ニ御登被 歸宅被成候間不懸 拙者ハ不罷登候 その後馬乘申候而 助右衞門殿ハ鶉 それより罷 同[0] 使 の 御

やらの宿より女子小者とも被召寄候、御料人庭ニ御座候!

原七郎左衞門殿御座候、助右衞門殿宿ゟあねしやう御出

中候而、

文書申候而國分之様ニ持せ申候、但大口ニ伊民部少輔殿「『地紀」「『重版』 生献次郎殿も御座候、 宿より瓶子壱對給候、 用段御座候而、 大泉房・大玄房・和泉殿何も内へも御座候、 加治木二 御談合ニ 申ニ持せ申侯、但 文ニ付米三舛六合ツ、ノ三用、使助右衞門、『○』同廿七 門ニ鳥目弐貫文ノ返弁ニ能米八斗二舛五合持せ申候、 うしね御狩御座候由うけ給候、 殿同心申候而歸宅申候、利兵殿内衆小平次たのゞ申候而、 十左衞門殿ニ尋申候へハ、先く入不申由被仰候間、 日二鉄炮藥合之儀二付、 西上別府ニ鳥ねらいニ罷申、 五郎召つれ申候而、小野ニ竹切ニ罷申候、 より替無之候而、 さよこノいとこ三右衞門ニ大豆壱斗返弁申候、使弥五郎、 候、『○』同廿六日□二千石夫丸遣申候而參申候、刑部 御水天御祭礼二付罷申候、 遣申候、ゑんしう之儀ニ付、道之山之次郎左衞門歸宅 少左衞門殿三 國分迄遣申候、 御越被成候間、祗候不申候、 一日ハつめかさ見申候、 祝ニ樽二ツ持せ被成候て、 あしやら御出被成候、 御ふれ承候間祗候申候而、 遣申候、 内へハ氣相悪候て不参候 見召つれ申候、 『〇』同廿八日ニ 上様も御歸宅とうけ給 拙者内くニ 但帯竹にて候、 助右衞門へ弥 御析人も丹 新藤國分 濵ノ源左衞 山民部殿 谷山刑 民部殿 上様 利兵 東郷 百 殿 =

> 申候、 持せ申候、 桶帯入ニ百文くれ申候' 大泉坊より内くニ不持せ被成候間、その使ニには鳥一 歸宅無之候間、 部殿刀指ノ談合ニ御座候、『〇』同廿九日ニ加治木より ノこ拾二 咄ニ罷申候、 たのミ申候、 使同人、 桶ニ帯入たのミ申、新三郎ニ持せ申候而、 殿中二藤兵衞殿迄上申、 新藤國分ゟ歸宅申候、 使助右衞門、傳兵衞殿ニ笠紙廿六まい 祗候不申候、大玄房か子之儀ニ付御座候、 あねしやらノ宿之様、御析人歸宅被成候、 見肩衣・袴民部殿 夜入候て阿神左殿 遣 鳥 ッ 宿

=

間もとし申候、 祗候不申候、湯地殿より船ノくき參申候へ共、ねたかく 申候、 より御歸宅之由承候、 り軍助歸宅申候、 炮持申候而罷申候、 同二日ニ御留主之故祗候不申候、 つ之儀三付、新藤使ニまいらせ候、 『○』十二月朔日ニ加治木より御歸宅無之候間′ 拙者鉄炮すりきり申候、夜入候て刑部殿ニとうせ 使新藤、 但ゑんしら六斤持來候、 目 あて付申重存坊も御座候、 鉄炮藥合申、 同三日ニ御歸宅承不付候て 向井勘解左衞門殿三 大泉房御座候、 とううすノ代ニ 上様加治 大口 抵候不 鉄 候

米壱斗七舛八合持せ申候、使助右衞門、夜入候て兒同

左京殿宿に罷申留主ニ、『〇』同四日ニ御番請取

申候、 門ニ村田吉右衞門殿・山路常左衞門殿・拙者三人罷申、 殿・野村助次郎殿、夜ハ三原左衞門尉殿御はんにて候、御 衞殿ニ笠はりノ飯米ニ五舛持せ申、 御内さより小兒ニ御析人ノ小袖被下候、使二郎殿、 藤・軍助・助右衞門内ノ浦より文参申候、吉田長四郎殿 り拙者船借用之由らけ給候得共、乘不申候間借不申候、 衞ニ御座候、其後馬場あらい仕申候、伊地知平三郎殿よ 心申候而、喜入殿ニ參申候而御尋申候へハ、のひ申候由 くぬ木原從面ノ御番 ̄ ̄、としやう番衆ハ指宿衆ニて候、 としやうよりハ御門番衆ハ又四郎殿御内衆しもうすミ、 而 はんニ敷根より拙者船歸宅申候、 被仰候間、それよりすぐニ民部殿ニ罷申、大藏殿ハ神兵 同六日ニ御能稽古ニ罷出候へと御ふれ承侯間、大藏殿同 同五日ニ女良殿ニ御番渡申候而歸宅申候、 而遣申候、 御成之由うけ給候、福かさこニつけ紙ハこ罷申、『〇』 `せ左京亮殿より、『○』同七日ニ祗候不申候、民部殿 あねしやうノ宿に御出被成候、御小番衆ハ市來八郎 御番衆拾一人御座候、 助右衞門・新藤・軍助祖母しやう兒召つれ 敷根三山弥市殿船借用申候 但弥市殿船にて候、 使助右衞門、 上樣喜入殿

紀伊守殿御下向之由承候、兒民部殿ニ參申候へハ、民部

成候由うけ給候、

殿中ニ鳥ノこ六ツあけ申候、使新三

比志嶋 傳兵 新 候 拾一日二祗候申候而懸御目二申候、但 門殿より御析人御座候、 御出被成候で、 助右衞門ニ萱もとめさせ申侯、左京亮殿御座侯、『〇』同 すぐニ鎌左殿内<氣相ニ付、門迄罷申候而傳藏殿ニ申候 候間、すぐニ紀伊守殿ニよろこびニ爹申候而、 候へとも、 田百左衞門殿も御座候、御狩日記あらため被成候、敷根 殿ニ罷申見召つれ申候、土佐守殿も左京殿ニ御座候、 成候、祖母きしやりニ参申候、兒召つれ申候、其後左京 ¨朝音房¨遣申文渡申候、『○』同九日¨紀伊守殿下向被 しやうノ宿より權右衞門とまり參申候、 殿・土佐守殿高山御狩より歸宅之由承候、但はんニあね 申候、やくしニ兒參申候、但とうミやうあけ申候、 七人共ニ振舞申候、弥市殿も御出被成候、其後門ノ橋渡 きしやうより酒給候、『〇』同八日ニ祗候不申候、七嶋衆 より清右衞門弥五郎替ニ參申候、『○』同拾日ニ出仕申 それより歸宅申候、 上様者川上左京亮殿ニ御茶ノゆニ御成にて が んノ鳥ひとつ御鉄炮ニニッあそはし被 道ノ山之様ニ弥五郎歸宅申候 左京殿より鹿給候、 ロノ嶋彦三郎殿 上様ねらい物 徳永助右衞 それ 左京 より

祖

少輔殿兒庭ニ御出被成侯、弥市殿ニ船もとし申侯、

申候、 治木ニ 右衞門伊集院·日置ニ罷越申候、『〇』同拾六日ニ御番請 殿より出仕ニ誘引被成候へとも、 之様子、大泉房より傳言うけ給候、『○』 == 用段御座候間、 之宿に庭ニ 三六・仲兵衞兩人參申候、 百姓ゟ鯛二ツ納申候、 姓馬ノ草拾二わ・年木八束納申候、 諏訪御水天ニ御塩おいとらせ候てあけ申候、 上原源入道殿船三 大泉房のでし・ 助 **袛候不申候、** 申候へハ、 右衞門· 御茶のゆニ祗候被成候由うけ給候、 使内左衞門、御析人助右衞門殿之様ニ歸宅被成候、 薪取二赤籾 同拾二日二祗候不申候、 罷申候、 敷根百姓三人ハ薪取ニ 助左衞門大ニしまニ(代カ) 振舞被成候、 其後土佐守殿内衆三右衞門參申候、 兒三人にて御日待申候、 ノ俵一ツ遣申、 O 罷申候間、 隙入候て祗候不申候、 同拾三日三祗候不申候、向之嶋 但魚くれ申候、 夜入候て歸宅申候、 新藤·軍助 見兄弟ノ御はうくわん御 日待ノ人衆ニ 但助右衛門 遣申候、 遣申候、 同拾五日ニ大藏 同拾四日ニ 兒あねしやう 但民部殿 晩に才將殿。祝所カ』 其後 助右衞門遣 新藤ニ 民部殿内衆 兵後様御虫 ハ伊集院 振舞申候 敷根 刑 軍 六 加 部 助 百 殿 助 =

> 御狩三付、 兵殿より持せ被成候間、 候由らけ給候間、 者使二遣被成候問罷申候、 衆指宿衆中、 取申候、 左京殿ゟ五匁ノいかた歸し被成候、 り渡被成候由返事 れより使祗候被成候て、 請 一番二て候、 取市來伴右衞門殿二申候 但御番衆ハ拾三人御座候、 御越被成候間、 晚二 夜ハ三原左衞門尉殿御 寺澤殿使御座候間、 承候間、 使遣申候へハ、 懸御目二 請取申候、 拙者馬借用被成候間' 宿者西田吉衞門宿ニて候、 利兵衞殿二使遣申候 ^ 利兵殿二四郎兵殿前 被成候、 其後利兵殿 にはんニ 小番衆ハ税所助七殿 伊四郎兵殿ニ O 諸右衞門殿 同拾七日 御荷所 而 る伊作 、借申候、 渡被成 外城 ノ銀子 より拙 利 そ ļ

懸御目ニ 被成候、

部屋二萱庇懸申候、

土佐守殿より猪被

蚁

吉田六郎右衞門殿ようし貞左衞門殿なり被成候て、

成候、 宅申候ニ、少左衞門殿ニ具足ノ笠持せ申候、七嶋衆ニ 俵はこび申候、 同拾八日ニあねしやう御出被成候間、 歸宅申候、 上様伊作ニ 竹子百姓も参申候、敷根より五郎四郎参申候、 五明入申こはこも持せ申、 左京亮殿咄ニ御座候、 御越被成候、 但竹子より參申候俵にて候、 岡村治右衞門殿二 あねしやうの夫駄 九衞門尉竹子ゟ歸宅申 振舞申侯、 御番渡申候 敷根 濵 百 借 より 遺 姓 用 被

新三郎

子百姓此人衆にて、新申候而俵はこび申候、

新藤向之嶋より歸宅申候、、九右衞門・五郎四郎・新

源右衛門

町田源六殿· 大鹿 咄 申候、 其後道 借用申 殿船二 成候、鹿ノみのてうつ持せ被成候、『○』同廿一 松原も狩申候、 歸宅申候、 歸宅被成候、 拾九日ニ 參申候間、 上様伊作より御歸宅被成候、 左京殿此人衆ニ 笠井茂右衞門殿 Ċ 竉 諏訪神七殿宿二 ハとらゑ申候、 助左衞門此人衆乘申候而參申候、 向之嶋より薪乘せ候て参申候、 中候、 見も同前こ 候而、 薪漂申候而參候ニ乘候て、 同廿日ニ 竹子之様ニ百姓歸宅申ニ、 山より濱ノ市迄米参申候、 城之鹿にけ申候間、 酒振舞申候、 野村織部殿・ 向井勘解左衞門 御析人ハとまり被成候間、 藤 御狩ニ 但 而 3 ・木嶋仲兵衞殿・大藏殿・十左衞門 但三郎のりうくわんニ 九右衞門兩人乘候て向之嶋ニ て それ 候、 か 振舞被成候、 罷 ハ武殿濵にて犬く 助右衞門伊集院よ 登 より武殿うしろも狩申、 あねしやうハ **声候、** 平田二兵衞殿・右松慶之丞殿 利兵衞殿より拙者馬歸 殿も咄ニ それニ それより源右衞門殿 お ちも 新 三兵衞船ニ乘せ候 伊集院小右衞門殿 K 付御ふれ御座候 藤 御座候、 わ鳥遣申候、 助 夜入候て左京殿 b ち 賴申候而御月待 右衞門殿之様 • 丽 中候、 軍助 り歸宅申 候 知行処ニ 日二 それ 龍中! 南林寺 九右衞 罷 阿神 傧 ょ i 但 候 被 ŋ 百 7 船 申

> 次殿も 左殿・ 被成候間、 みら國寺より 郎左衞門殿ニ罷申水鳥振舞被成候、平狩野介殿も 同廿二日二祗候申候 大藏殿同心申候而、 同 心申候 不懸御目ニ 婦宅ニ 歸宅申候而大藏殿同心申候而 候、左京殿= Щ へとも、 土佐守殿も爰元ニ 談合申候而平田吉左衞門殿ニ・向井勘解左衞門殿ニ・鹿ノみ みら國寺ニ もり殿ニ み のてうつ振舞申候 參申候、 寄被成候、 御茶湯ニ ひら弥 御座 木原七 御 Ш

ノ祝ニ 罷申、年ノ錢遣申候 歌ノ返歌申候、それより利兵衞殿・与五郎殿たんしやう日のてらつ遣申候、使軍助・宗兵衞ニ拙者内と、 三日ニ國分ニ 七左衞門殿御出被成候、拙者鈴壱對持せ申候、 浦川木左衞門殿・安右衞門殿・慶之丞殿『五仏』『『同』 助右衞門遣申候、 銀子之儀二付拙者祗候不廣之市よ

其後大藏殿御出被成候間、

左衞門 申候、前ノ柿仕申候、り三兵衛参申候 子ゟ百姓參申候、 道ノ山より源右衞門尉罷越申、 出銀之儀三付御ふれらけ給候、 同廿四日ニ敷根より神吉参申候 米打申候、 左京殿より大 竹

三兵より茶筌一 不申候、 袴出来申候 与九郎殿より注進被成候 民部殿同衆久右衞門參申候、 ッくれ申候、 而 :|参申候、 大左衞門持來候、 『〇』同廿五日ニ 仲右衞門より肩 民部殿内衆 け悪候て低 氣相悪候

衣

さよこ召つれ申候、

加治木より維新様御越之由うけ給候

へとも、

が

付、

新吉、 竹子・ 候而、 歸宅申候而、 右衞門、 候、『○』同廿七日≒氣相悪侯間祗侯不申、焙煤取申侯、 藤 候、 らせ候、 座候間、 はんニ左京殿兩人御座候、 振舞申候、はんニ左京亮より米打ニたのミ被成候間、 殿中ゟ新三郎ニ銀子指せ申候而、 申 但皆濟仕申候、 之事九右衞門方以申きかせ申候、 四匁五分、 柿柴切ニ 助右衞門・新三郎遣申候、 御指出被成候て酒被下候、敷根之様ニ神吉歸宅申候 『○』同廿六日ニ御蔵ニ罷申候而七分出銀納申候、 其後刑部殿兩人御座候而、 榎木その百姓も歸宅申候、 それより納申候、 『〇』同廿八日ニ祗候不申、道ノ山百姓源右衞門 刑 御番成間敷候由伊集院助右衞門殿二申候、 遣申候、國分より助右衞門歸宅申候、 部殿三 かす六夕、 國分二書狀遣申、 すぐニ石見守殿ニ参申候而、 見帯とき之儀 三付、 板四枚、 土佐守殿より参申候猿弥市殿 鈴壱對持せ被成候、 七分ノ請 餅調申候而方くニ持せ申 新藤・軍助兩人ニ扶持方 兒ニ帯とかせ被成候! 刑部殿より餅給候、 中村吉兵衞殿へ見せ 夜入候て左京亮殿御座 助右衛門使ニ 取 持せ申 銀子百 出銀之様子 氣相悪御 ŧ 使 辺 使 助 新 申 拾 =

> 鳥目五百文借用申、 門たゝみノ浦こも借用申候而罷申候、(樂々) 申 ノ 酒 • 申候へハ、魚二ツ見次申候、客人ニ付、 座候間、 袮の鈖もあけ申候、 らせ候、 三郎ニかミ 氣相付祗候不申候、 んニ兒とはしらニあけ申候、 鈴二對拙者前より刑部殿ニ紙一束、 使新藤、刑部殿より見ニ筆被下候、 鈴壱對持せ申候、 助右衞門殿ニ申分候、 其後大藏殿御座候、 たて申候、 但此外鳥目百文 刑部殿二礼二新藤遣申候、 但 殿中御番にて候へとも、 傳兵衞殿より指笠出來申候而 刑部殿より帯二 但せつがわりニ付、 但刑部殿鉄炮之儀三付、 民部殿内衆乘介ニ魚之事 但二重敷いまこっ 内マニ 『〇』同廿九日ニ 福屋内衆仲左衞 一筋兒ニ 紙 母上ニ 給候、 氣相悪御 一束ま 兄弟年 ば 参 祝 酒

て

不罷出候、

新藤・

新三郎

・九右

衙門

·神吉

1八柿させ.

申

竹子百姓・道ノ山源右衞門・軍助・助左衞門四

人

周坊守重康治左衞門、采女正共爲申人、(ママ) 前尾殘飲之古日記:別条無之、其證據ハ、此冊中:九月十 置、慶長十八年癸丑六月四日頃より十二月廿九日迄連續 殿より承趣有之、 段~心配之上大躰被致撰冊、 散居候を、 右古日記者、 者無疑候得共、 友野氏被氣寄此紙数則貰受、 舊冬誰欤童子衆於造士館習書之反古二被取 致借覧候処、 何年間何某日記と難被考付、 當越右衞門殿先祖伊地 惟新様御代、 三拾四歲二 悉及錯乱候 誰欤之日記 山 丽 田十介 書留 知

又山田民部少輔有榮公道、并其弟土佐守有貞、又ハ大泉房 候へ者、治左衞門と申頃、 茂三百石と有之、周坊守ハ鹿兒嶋ニ被召仕、 尉重房へ國分 此一件周坊守曽孫越右衞門重供代被書稜候文、先年寫賢 家久公初而被爲持候 家之近列三而、 書候ハ、 三郎重昌・利兵衞尉重光・民部少輔重政なとニ者同名と 其通候、 室者山田理安之女ニ而、民部少爲ニ者妹聟ニ候故、 と欤承及、日記中ニ上之城山ニ登り見物なと云事も見得 と相見得、 り被召移候衆、高帳ニ高百八拾壱石伊地知治左衞門尉 候趣ニ引合せ候処、混与符合、又其頃周坊守父少左衞門 八日午刻 ・大鏡坊なと山田一家之衆睦敷出入相見得候ハ、周坊守内 、鎌田播磨守政重之娘腹三、慶長十七年子十二月九日、 分而親敷有之躰被考知候、又 皆伊地知一家三候故也、 又伊地知神左衞門尉重辰・四郎兵衞尉重賢・平 當分平ノ馬場矢野清右衞門殿居宅ニ居住候人 家久公當御城地大奥江御移徙爲被遊事見得居 御上様御事、御附ニ而、 國分を被召移、 御長男兵庫頭様御事ニ被爲當、 右宅地二而爲記日帳二候半、 高四百石餘と高帳ニ茂 殊ニ利兵衞尉ハ周坊守 兵後守様と有之候 彼地三居住、領地 其比國分よ 可為 相 殿 事共、 九歳ニ 月稻荷江御社参等被遊候事、 日於朝鮮番船之軍ニ ツニ而御夭亡被遊候間、 有之、又六月廿一日ニ加治木之御妹様御上洛ニ付、 而被差置候得共、 往地頭所引取大口二移居、

拾八年ハ御二歳ニ而、

翌十九年寅正月廿八日二者御年三

大口住居之時分ニ相當、

彼是慶長十八年之日記二者弥無

山

野地頭被仰

行、

如

山野爲移と書留有之、

重政父伊地知民部少輔重堅之山野二地頭代官兼務

戦死、其時重政ハいまた拾三歳ゆへ、 此年ゟ拾六年以前慶長三年霜月十八

同十九年寅 七月廿九日弐拾

之、且我等先祖民部少輔重政、其比者大口より云〻有之 爲申上共申ニ‱意钦、此外伊勢貞昌なと上洛戊此年ニ有 産候事有之、 爲成、且朝久茂歿後程久候間、其御子藤次郎久賀後六、奥 方川上左近將監久辰女ニ而、 豊州朝久奥方 家久公御姉様ニ候へ共、此年者六拾歳被 御祝ニ祇候、御帳ニ付候趣有之者、無註ニハ難解、 相當り、又霜月十三日之場ニ 様の嶋津下野守久元室、様伊集院源次郎忠眞室、 三百四拾文出申候、 十一月十六日江戸桜田御屋鋪二被爲着候時之御登 則 御姉様御孫女ニ候間、其御祝儀彼方 壱石ニ付二文ツ、と見得候ハ、御 江戸 三 為御質此年六月廿四日御発 此慶長十八年二御女子被爲 御姉様御繁昌被成候間 是 _

茂

出錢

此十八年計二爲差限確證 御子様七月踊御覧、

此

又ハ

霜

『イ』高二千六百九十四石三舛

町田勝兵衞殿 比志島紀伊守殿

『イ』高三千四百九拾六石弐斗四舛

内三拾弐石殿役分

1075

慶長拾五六年之高帳ニ而候由、(表紙)

米良隼人殿所持之高帳ニ書付有之

候故、此段書留置也

以前之珎敷事、証忽鳥羽之反故とも可成捨筈之處、幸被 取留置、我等式迄得借覧、猶亦錯乱等考綴文言古体ニシ 此度友野氏抔不被心付候ハ、、今年よりハ弐百弐拾三年 疑證據段《有之、旁以後年何欤引證:茂可相成物:而 テ、難讀付字共免哉角讀付、右通寫取置儀、 寔ニ何之賜

氏ゟ承旨も候まゝ、此成行加愚跋差返畢、 二茂難相易、來世無窮之考證ニ茂可相成、但本書ハ山田 此冊者我家に

天保七年申

珎藏して可永傳もの也、

穴賢、

伊地知小十郎

『イ』 萬千三百石九斗二舛七合 内弐十五石右同

『イ』高千三百二石壱斗七舛

『/』渋谷周防助殿

内三十七石右同

内弐十石右同

『イ』高千三百石

内十三石右同

『ヘ』高五百石

~ ` L

桂民部少輔殿

『イ』高弐千六百八拾六石弐斗八舛

椛山權左衞門殿

『或本二慶長十八年高傑与有之』

古

高 煤帳 寫

『イ』高千三百七石七斗壱舛

内廿八石右同

『イ』高千六石四拾二石五斗五舛五合三才(音))

1 『イ』高弐千五百三拾壱石 高二千七石壱斗六升五合

三原諸右衞門殿 伊勢兵部殿

内四拾七石殿役分

高三千百廿壱石三舛二合

鎌田又七郎殿

ر الم

内五十四石殿役分

高千百四拾石

川上上野殿

ر ا

内六石右同

『イ』高千四百壱石壱斗

内二十一石殿役分

村田刑部少輔殿

川上式部太輔殿

諏訪治部右衞門殿

本田弥六殿

479

川上左京殿

『〈』高五百二石四斗九舛 伊勢大内記殿 内十八石右同	『ミ』高七百廿四石壱斗鎌田加賀守殿内十三石右同	『ホ』高六百石弐斗五舛 伊地知午三郎殿内十石右同	『宀』高四百卅石六斗八舛二合 川上十郎左衞門殿内十六石殿役分	『ユ』高九百五石五斗九舛『九百石ヨリニエロ 野村市右衞門殿内廿六石右同 『千石以上ハ十九人』	『イ』高千五百石 新納五郎右衞門殿内五十二石右同	『イ』高弐千五百石 敷根中務少輔殿内拾八石右同	『イ』高千石九斗 毛利内膳正殿内廿四石右同	『イ』高千百五拾壱石四升 相良日向守殿内拾七石右同	『イ』高千石弐舛 平田安房介殿内廿五石右同
『ホ』高六百十七石七舛 鹿島駿河守殿内十五石右同	『ホ』高六百五拾四石四斗五舛 菱刈大膳殿内十一石右同	『ホ』高六百石弐舛 川上土佐守殿内十二石右同	『『』高七百卅六石二斗 野村弥平殿内十二石右同	『ハ』高八百石 別府舎人殿内二拾石右同	『『』高九百卅弐石七斗五舛 市來備後殿跡内廿四石右同	『イ』高千三百九十石 吉利杢右衞門殿内十壱石右同	『〈』高五百五拾石 平田民部左衞門殿内十四石右同	『『』高七百十二石九斗九舛 市來八左衞門殿內十六石右同	『〈』高五百五石六斗五舛 弟子丸越後守殿内十六石右同

『〈』高五百十二石弐斗九舛 土持豊前守殿 『六』高七百九拾六石壱斗四舛 頴娃長左衞門殿 内十四石右同 『〈』高五百石	会『三』本田 甚兵衞 殿 祭須主膳殿 祭須主膳殿 一祭 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	『小」高 高 高 内 五 内 内 内 内 内 内 内 内 内 内 内 内 内 内 内	「个」高五百四石七斗七舛 『小」高五百四石七斗七舛 『小」高六百三十石 內十一石右同 內十六石右同 內十六石右同 內十六石右同 內十六石右同 內十六石右同 內十六石右同 內十一石右同
g::。高七百九拾六石壱斗四舛	頴娃長左衞門殿	『ホ』高六百三十石	· 鎌田左京殿
『△』高五百石	奈須主膳殿	『ホ』高六百卅六石八斗	蒲地備中守殿
内十三石右同		內十六石右同	1
『へ』高五百石	米良縫殿助殿	『宀』高四百六拾四石壱斗九舛	有馬治右衞門殿
内十石右同		內十一石右同	
『〈』高五百九拾五石一斗三舛六	合『ニ』本田甚兵衞殿	『宀』高四百三石四斗九舛八才三夕『℡』二階堂城之助殿	ク『三』二階堂城さ
内十五石右同		内九石殿役分	
『ヘ』高五百石四斗壱舛	比志島彦太郎殿	『宀』高四百八十七石九斗七合	伊地知甚左衞門殿
内十一石右同		内 右同	
『ヘ』高五百四石八斗二舛	伊東三左衞門殿	『チ』高三百九十三石七斗八舛二才] 伊集院孫七殿 『 ^{殊ヵ} 』
内十石右同		內 右同	
『ホ』高六百四拾四石四斗五舛	本田伊賀守殿	『宀』高四百四石六舛三合	高城主馬首殿
內十四石右同		内九石右同	
『ヘ』高五百五拾六石三斗九舛	本田新助殿	『チ』高三百六拾五石六斗九舛	鬼塚傳藏殿
内十五石右同		內九石右同	
『ヘ』高五百五十三石八斗九舛	岩切与次郎殿	『宀』高四百十石五斗九舛	許三官跡

『チ』高三百石壱斗九舛四合 三原七左衞門殿	内十一石殿役分	『チ』高三百石四斗九舛 寛泉坊	内八石右同	『チ』高三百十四石三斗野添弥吉殿跡	內十三石右同	『チ』高三百四十六石八斗 伊東源四郎殿	内八石右同	『チ』高三百六拾五石二斗五舛 山鹿越右衞門殿	內十三石右同	『ト』高四百石壱斗 『四』平田大炊助殿	內十石右同	『宀』高四百六拾八石壱斗 伊集院助右衞門殿	内九石右同	『宀』高四百二石五斗六舛 鮫島筑右衞門殿	內十二石右同	『チ』高三百石六斗一舛七合三夕 新納四郎左衞門殿	內八石右同	『宀』高四百壱石八斗 理心	内七石右同
門殿				跡		敗		門殿		敗		衛門殿		殿		衙門殿			
『チ』高三百石二斗三舛	内七石右同	『チ』高三百十石五斗九舛	内九石右同	『チ』高三百十三石六斗壱舛	内六石右同	『チ』高三百石壱舛	內十三石殿役分	『上』高四百石廿三石四斗	内六石右同	『リ』高弐百九拾六石三斗弐舛『五』白坂式部少輔殿	內八石右同	『チ』高三百十四石五斗三舛	內八石右同	『チ』高三百十七石七斗六舛	内五石右同	『チ』 高三百七石四舛三合七才	内十石右同	『チ』高三百廿三石二斗九舛	内八石右同
和		相良五左衞門殿		伊地知勝八郎殿		大田筑前守殿		有河大炊左衞門殿		五』白坂式部少輔殿		大島孫次郎殿		森喜右衞門殿		市成藏人殿		蓮長坊	

『リ』高弐百四拾二石二斗九舛 - 園	內六石右同	『リ』高二百石	內九石右同	『ホ』高六百弐石	内	『宀』高四百石壱斗五舛 諏	內六石右同	『チ』高三百五石岩	内八石右同	『チ』高三百石六斗壱舛 『六十八人』 堀弥右衞門殿	內十石右同	『チ』高三百六拾六斗七舛六合(甑	內八石殿役分	『チ』高三百二石壱斗壱舛 肝	內八石右同	『チ』高三百二石	內十壱石右同	『宀』高四百壱石四斗六舛瀧	內八石右同
園田筑後守殿		否笠信次郎殿		山口與兵衞殿		諏訪神七殿		岩本源六殿		弥右衞門殿		甑三五郎殿		肝付伴十郎殿		國分左京亮殿		瀧聞壱岐守殿	
『リ』高弐百十三石二斗九舛	內十石右同	『チ』高三百壱石三斗五舛	內六石右同	『リ』高弐百五十壱石三斗四升	内六石殿役分	『リ』高二百石四升	内六石右同	『リ』高二百廿石三斗	内四石右同	『リ』高二百五十二石六斗八升	内七石右同	『リ』高二百卅二石九升	内八石右同	『リ』高二百廿七石一斗一舛七合	内五石右同	『リ』高二百廿三石五斗	内九石右同	『リ』高二百九拾五石二斗九舛	內七石右同
有川仲右衞門殿		壱岐勝左衞門殿		八木民部左衞門殿		四元越中入道殿		川上日向入道殿		市來清十郎殿		伊地知献右衞門殿		本田隼人殿		伊地知平右衞門殿		長谷場十郎兵衞殿	

土持平右衞門殿	『リ』高二百二石五斗三合件十石右同	肥後吉兵衞殿	『リ』高二百三十九石五舛内五石右同
肥後助兵衞殿	『リ』高二百拾八石二斗九升七合内九石右同	勝部甚右衞門殿	『リ』高弐百四拾三石六斗八舛内三石右同
上井五郎左衞門殿	『リ』高二百廿九石二斗七升七合内九石右同	小川中務殿跡	『リ』高弐百壱石三斗七舛内八石右同
岩切彦兵衞殿	『チ』高三百廿八石四斗五舛内十石右同	猿渡嘉左衞門殿	『リ』高弐百廿五石四斗弐舛内六石右同
黒田友右衞門殿	『リ』高二百八十六石九斗八升内九石右同	熊岡恵兵衞殿	『リ』高弐百廿壱石二斗三合内五石右同
徳永助右衞門殿	『リ』高二百三石五舛内八石右同	有馬弥市兵衞殿『六郎』	『リ』高二百石七舛内六石右同
川上彦左衞門殿	『チ』高三百二石六斗六升内七石右同	肥後内膳正殿	『リ』高二百七石五斗四舛内七石右同
別府主殿介殿	『リ』高二百廿五石七斗二合内七石右同	相良仙吉殿	『リ』高二百七十石六斗九舛内五石右同
肥後九郎左衞門殿	『ツ』高二百四拾石三斗六舛内九石右同	國分但馬殿	『リ』高弐百五十石内五石右同
安意	『リ』高二百四拾石壱斗一舛内七石殿役分	川上与三郎殿	『リ』高二百五十石三斗九舛内七石右同

考65	}																		
『チ』高三百石弐斗	内六石右同	『チ』高三百石八斗弐升五合	内八石右同	『リ』高弐百廿九石五斗六合	内五石右同	『リ』高弐百石八斗八升七合	内五石右同	『リ』高弐百廿七石弐斗弐升	内五石右同	『リ』高弐百廿二石三斗七合	内五石右同	『リ』高弐百五拾五石六斗九舛四合	内六右殿役分	『リ』高二百四石壱舛	内五石右同	『リ』高二百四石壱舛	內五石右同	『リ』高二百十石一斗三升	内六石右同
後醍院杢之允殿		伊集院左近頭殿		亀山又兵衞殿		妙俊		有川源左衞門殿		中野新吉殿		合 黒葛原長次郎殿		長井弥三郎殿		曽木甚右衞門殿		関主殿助殿	
内四石右同	『ヌ』高百八拾弐石五斗壱升	内五石右同	『ヌ』高百五拾弐石六斗八升	内五石右同	『ヌ』高百卅六石六斗壱升	内四石右同	『ヌ』高百六拾五石二斗五升	内三石右同	『ヌ』高百石八斗	内三石殿役分	『w』高百九拾四石四斗四舛	內五石右同	『リ』高弐百七拾石	内五石右同	『リ』高弐百石	『リ』高弐百石	内八石右同	『リ』高弐百卅九石弐斗七舛三合	内六石右同
	美代主殿允殿		弥阿弥		葛西茂右衞門殿		神戸仁左衞門殿		高城太郎三郎殿	L	市來小四郎殿		川崎主計助殿		入佐郷左衞門殿	松本和泉守殿		肥後長次郎殿	

内六石右同	『ヌ』高百九拾八石七斗九升	內五石殿役分	『ヌ』高百四拾五石五斗三舛	内三石右同	『ヌ』高百石弐斗三舛	内四石右同	『タ』高百四拾六石五斗九升	内三石右同	『ヌ』高百弐拾壱石弐斗八舛	内四石右同	『ヌ』高百六拾石弐斗四升	內六石右同	『タ』高百拾三石六斗三舛	內六石右同	『ヌ』高百五拾弐石三斗弐合	內九石右同	『リ』高弐百四石八斗二升五合	内四石右同	『ヌ』高百五石壱升
	田中平次郎殿		奈良原狩之介殿		林藤七兵衞殿		古後平七郎殿		美代七右衞門殿		川上雅楽之助殿		伊集院新五郎殿		阿多藤十郎殿		勝部嘉兵衞殿		久保七兵衞殿
内三石右同	『ヌ』高百七拾弐石三斗七舛	内三石右同	『ヌ』高百卅石五舛	内三石右同	『ゞ』高百拾石九斗四舛	内四石右同	『ヌ』高百四石五斗壱舛	内四石右同	『ヌ』高百五拾石弐斗五舛	内三石右同	『ヌ』高百九石五斗三舛	内六石右同	『ヌ』高百八拾壱石七斗六舛九合	内四石右同	『ヌ』高百六石五斗五舛	内四石右同	『ヌ』高百廿弐石五斗五舛	内四石右同	『ヌ』高百九石八斗壱舛
	河野石見入道殿		井尻孫左衞門殿		友野次郎右衞門殿		相良彦八郎殿		橋口勘左衞門殿		宮原仙太郎殿		有川七左衞門殿		平田與九郎殿		津留今兵衞殿		法元仁右衞門殿

ಹರಾ	,																			
内四石右同	『ヌ』高百八拾石壱斗五舛	內三石右同	『ヌ』高百三石五斗	内六石右同	『リ』高弐百拾弐石六斗七舛三才	内六石右同	『ヌ』高百五拾石	内五石右同	『ヌ』高百三拾石	内四石右同	『ヌ』高百四拾九石五斗	内四石右同	『ヌ』高百四拾石壱斗八舛	内三石右同	『ゞ』高百四拾壱石	内五石右同	『ヌ』高百四拾壱石六斗弐舛	内四石殿役分	『ヌ』高百八拾石壱斗八舛四合	
	海江田拾兵衞殿		桑波田刑部少輔殿		一上村弥左衞門殿		鈴木宇左衞門殿		伊集院宮内左衞門殿		久冨伴五左衞門殿		町田弥兵衞殿		貴嶋采女佐殿		渋谷八郎左衞門殿		大野清五郎殿	
内五石右同	『ヌ』高百廿石三斗五舛	内五石右同	『ヌ』高百斛	内五石右同	『ヌ』高百卅二石九斗壱舛	内四石右同	『ヌ』高百十八石八舛八合	内七石右同	『ヌ』高百六拾五石六斗	内二石右同	『ヌ』高百石弐舛	内四石殿役分	『ヌ』高百五拾九石五斗九舛	内四石右同	『ヌ』高百廿四石五合	内三石右同	『ヌ』高百八拾石四斗一舛	内九石右同	『リ』高弐百七拾弐石四斗壱舛	
	津留九兵衞殿		城井三郎兵衞殿		祁答院与左衞門殿		谷山助太郎殿		鎌田弥左衞門殿		河上治兵衞殿		伊集院藏人殿		福崎新兵衞殿		肥後宮内少輔殿		渡邊市左衞門殿	

内六石右同	『ヌ』高百十六石四斗八舛	内四石右同	『タ』高百廿石九斗四升三合	内五石右同	『ヌ』高百十八石三斗九舛九合	内五石殿役分	『ヌ』高百五十石	内五石右同	『ヌ』髙百十八石九斗三合三夕	内二石右同	『ヌ』高百石	内三石右同	『ヌ』高百三石弐舛七合	內三石右同	『ヌ』高百拾五石四斗七舛	内三石右同	『ヌ』高百三斛三舛	内二石右同	『ヌ』高百三石
	相良民部左衞門殿		吉田四右衞門殿		野村安右衞門殿		新納加賀守殿		武與七兵衞殿		久永吉左衞門殿		海老原銀兵衞殿		黒葛原吉左衞門殿		平田治左衞門殿		大膳坊
内三石右同	『ヌ』高百卅五石壱舛二合	内三石右同	『ヌ』高百三石壱斗五舛	內七石右同	『リ』高弐百廿五石	内二石右同	『ヌ』高百廿七石三斗九舛七合	内二石右同	『ヌ』高百六拾二石	内三石右同	高八拾三石六斗九舛四合『^』宮内源助殿	内二石右同	『ヌ』高百石五斗六舛四合	内二石右同	『ヌ』高百廿五石五舛弐合	内三石右同	『ヌ』高百三石五斗七合	内二石右同	『ヌ』高百壱石一斗四舛
	百梅		常圓坊		猪俣爲左衞門殿		日高与一左衞門殿		西川貞左衞門殿		、』宮内源助殿		周防坊		荒武覺左衞門殿		西俣出羽介殿		市來半右衞門殿

巻65	,																			
内六石右同	『ヌ』高百七拾石	内	『ヌ』高百斛	内三石右同	『ヌ』高百五拾弐石六斗三升	内三石右同	『ヌ』高百石壱斗壱合	内	『ヌ』高百四拾石三斗四合	内四石右同	『ヌ』高百卅八石九斗五舛六合	内三石右同	『ヌ』高百六拾七石五舛	内五石右同	『ヌ』高百廿四石六斗五舛五合	内二石右同	『ヌ』高百石九舛九合	内二石右同	『ヌ』高百八石二斗九舛八合	
	日高吉右衞門入道殿		藤井宗右衞門殿		鎌田宇兵衞殿		帖佐新七郎殿		否笠吉次殿		湯地藤兵衞殿		祁答院与次郎殿		鳥丸六右衞門殿		木上掃部助殿		竪山安右衞門殿	
内二石右同	『リ』高二百石	内二石右同	『ヌ』高百石二斗八舛	内	『ヌ』高百六拾八石三斗六舛八合	内二石右同	『ヌ』高百石	内	『ヌ』高百六拾八石三斗六升八合	内	『ヌ』高百斛	内六石右同	『ヌ』高百七拾石二斗二舛八合	内二石殿役分	『ヌ』高百石	内二石右同	『ヌ』高百石六舛	内三石右同	『ヌ』高百三石	
	大久坊		賈阿弥		町田源六殿		竹下大炊助殿		簗瀬兵右衞門殿		日高宗壽		三原飛弾守殿		佐久間勘右衞門殿		伊地知平次郎殿		重久佐左衞門殿	

内二石右同	高八十七石三斗一舛『、』 白	内三石右同	高八十三石七斗九合『/』 諸	內二石右同	髙八十三石六斗二舛『/』 新	內二石右同	高八拾五石三斗四舛二合『^』奈良原喜左衞門殿	内四石殿役分	『ヌ』高百四石二斗一舛八合中	內二石右同	高八拾四石四斗八舛六合『/』母	内三石右同	高九拾七石五斗八舛『/』 西	内四石右同	高九拾石『^』 伊	内二石右同	『ヌ』高百石 越	內一石右同	高九十八石四斗八舛『ヽ』の
	白濱分右衞門殿		諸留仙兵衞殿		新納吉次殿		示良原喜左衞門殿		中村弥左衞門殿		伊勢上総殿跡		西之原孫右衞門殿		伊地知主計介殿		越後坊		向井弥右衞門殿
内三石右同	『ヌ』高百石三斗四舛三合	内二石殿役分	高七十二石六斗二舛『こ』	内三石右同	高六拾二石二舛『\』	内三石右同	高七拾石八斗四舛『ヽ』	内三石右同	高七十五石壱斗二舛『^』	内三石右同	高六十二石五斗『、』	内四石右同	高七拾六石四斗一舛『\』	内三石右同	『ヌ』高百廿石	内三石右同	『ヌ』高百石四舛	内四石右同	高九十石三斗『^』
	山口主水左衞門殿		弁官助八郎殿		木村玄蕃頭殿		日高主税助殿		宮之原権兵衞殿		井尻荒允殿		簗瀨仁左衞門殿		河野將監殿		萩原與右衞門殿		河野大炊助殿

内二石右同高七十二石二斗四升九合『/』相良新吉殿内四石右同	高七十九石五斗一舛『ヘ』内三石右同	高六十五石四斗一舛六合『/』隈本善兵衞殿内二石右同	高七拾九石七斗八舛七合『^』重田備後入道殿内一石右同	高六十石『ヽ』内三石右同	高九十三石九舛六合『ヽ』内四石右同	高六十九石六斗六舛『丶』内四石右同	『ヌ』高百石三斗九升五合内六石右同	高七拾三石八斗二舛『丶』内二石右同	高七十石二合『/』
』相良新吉殿	上別府甚六殿	』隈本善兵衞殿	』重田備後入道殿	川上彦十郎殿	大山稲介殿	竹迫吉兵衞殿	平田九郎左衞門殿	本田治左衞門殿	関伊豆守殿
内二石右同 内二石右同内二石右同	高六十一石七斗『^』内二石右同	高六十七石五斗二舛三合『ヘ』染郷勘左衞門殿内三石右同	高八拾石五斗八舛九合『^』内一石右同	高六十石五斗『^』内一石右同	高四十壱石三斗三舛内三石右同	高六十三石八斗三舛『、』內一石殿役分	高六十八石二斗八舛『、』内二石右同	高九十九石五斗 『/』内一石右同	高五十六石四斗四舛三合『^』肝付金右衞門殿
梶原七左衞門殿	松田立右衞門殿	染郷勘 左衞門殿	有川助之允殿	谷山市助殿	森小左衞門殿	丸田伊豆守殿	黒田百左衞門殿	宅間与八左衞門殿	肝付金右衞門殿

高五拾石一斗五舛『^』 本田右京亮殿	高	内二石右同	高六十石『^』 日高彦右衞門殿	内一石右同	高六十石『^』 宮田彦右衞門殿	内三石右同	『ヌ』高百斛郷田金太郎殿	內一石殿役分	高八十石『丶』 紹意 紹意		高七十四石四斗『^』 石神源兵衞殿	内一石右同	高七十石五舛七合『^』 神宮司銀右衞門殿	内二石右同 專業等	高六十五石二舛七合『、』 大内田内匠允殿	内	高五石弐斗六舛 吉原五郎左衞門殿	内一石右同	唐ノ十プ石三夕 · 『 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
高五十石六斗二升『^』	内二石右同	高五拾石四斗四升『ヽ』	內一石殿役分	高二十石	內二石右同	高五十二石二斗『ヽ』	内二石右同	高七十石『/』	内二石右同	高四十八石一斗七舛七合	内二石右同	高四十七斛二斗六舛八合	内二石右同	高五十三石九斗六舛四夕『/』薗田源太左衞門殿	内三石右同	高六十壱石七斗五合『/』	内二石右同	高五十六石三斗四合『/』	产工 在者同
竹崎播磨守殿		伊地知吉右衞門殿		氏房		江月跡		甲斐掃部介殿		木藤伊嘉守殿		瀬戸口覚左衞門殿		*^』 薗田源太左衞門殿		田尻仲左衞門殿		平田仁兵衞殿	

高五十七石六斗八舛『^』 末廣甚兵衞殿	內一石右同	高四十石七斗二升三合 益満大藏之允殿	內三石右同	高五十三石四斗五升『^』 池上平右衞門殿	內四石右同	高六十五石六斗七升三合『丶』初山早兵衞殿	内一石右同	高五十七石五斗八舛『^』 薬丸大炊兵衞殿	内二石右同	高卅九石三斗六舛六合 武松勘右衞門殿	内一石右同	高五十六石八斗五舛『^』 木藤勘兵衞殿	内三石右同	高五十一石五斗四舛『丶』 武石見守殿	内二石右同	高五十一石五斗六舛『^』 岩本新左衞門殿	内一石右同	高五十二石『^』 木村平太夫殿	內二石右同
高五十七石三斗一舛『ヽ』	内二石右同	高五十石一斗七舛六合『ヽ』	内四石右同	高八十九石三斗一舛『\』	内二石右同	高五十石四斗八舛『\』	内一石右同	高五十石九舛三合『\』	内二石右同	高五十石六斗二升『^』	内二石右同	高五十八石八斗八舛八合『丶』	内二石右同	高五十二石四斗二合『^』	内二石殿役分	高五十一石五斗三舛『ヽ』	内一石右同	高七十石六合『、』	內二石右同
池上右近將監殿		伊地知清右衞門殿		木佐木四郎右衞門殿	•	藤山藤右衞門殿	•	宇多小左衞門殿		敷根源五郎殿	-	`』 坂元孫左衞門殿		鎌田弥右衞門殿		新納市右衞門殿		野村内藏之助殿	

森乘助殿	高四十七石九斗九升四合	赤松彦市殿	高四十五石四斗一舛
	内壱石右同		内包石石司
宮之原十郎左衞門殿	高四十二石	園田与七左衞門殿	髙五十石三斗『ヽ』
:	内壱石殿役分		内弐石右同
塚田表右衞門殿	高四十壱石三斗六合	染川帯刀左衞門殿	高四十四石九斗三升
「本ノマ、一	内三石右同		内壱石右同
相良彈兵衞殿	高卅石六斗九升	和田與助殿	高四十四石九斗三舛
	内壱石右同 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		内壱石殿役分
松方伊嘉之允	高二十石	奈良原源十郎殿	高四十七石七斗四舛
	内二石右同		内二石右同
御乳持	高四十石六斗壱舛八合	松田左太右衞門殿	高五十石五舛 『 丶』
	内三石右同		内一石右同
本田彦右衞門殿	髙八拾石八舛八合『\』	有馬鶴千代殿	高五十壱石『/』
	内壱石右同		内一石右同
岩本弥右衞門殿	高四十石弐斗	壱岐千代殿	高五十石『〜』
	內壱石右同		内一石右同
染川彦兵衞殿	高四十石七斗五舛	山下兵左衞門	高五十石『、』
	内壱石右同		内二石右同
筿原善助殿	高四十石	染郷眞兵衞殿	高五十七石七升『ヽ』
	内壱石右同		内一石右同

枝次九郎左衞門殿		高卅二石二升五合	蜜乘坊	高九十九石弐斗弐升『\』	
		内二石右同		内三石右同	
永山弥右衞門殿	Į S	高廿五石八舛四合	愛甲次兵衞殿	高四十六石六斗弐合	
	職 分	内壱石右同		内三石右同	
藤崎喜右衞門殿		高卅八石三斗七升	別府金右衞門殿	高八十壱石八斗三升『\』	
		内壱石右同		内三石右同	
田畑杢兵衞殿	1	高卅石四斗四升五合	横山長右衞門殿	高四十二石三斗八升八合	
	職 分	内壱石右同		内三石右同	
竹内三右衞門殿		高卅六石壱斗五升	三嶋林右衞門殿	高四十八石五斗四升九合	
		内三石右同		内	
谷山孫右衞門殿	, ,	高六十石六斗七升七合『ハ』	尾上弥右衞門殿	高四拾石八舛壱合三夕四才	
		内		内二石右同	
尾上主馬首殿		高拾九石五斗	川田織部佐殿	高卅石五斗三升五合聯列	
		内壱石右同		內壱石右同	
有川藤七郎殿		高州壱石九斗八升	前田四郎兵衞殿	高四十二石二斗四升四合	
		内弐石殿役分		内二石右同	
四元主税助殿		高卅六石七斗四舛	益山八右衞門殿	高四十三石七斗六升四合	
		内壱石右同		内一石右同	
園田喜右衞門殿		高四十三石五斗	小田十右衞門殿	髙卅六石一升三合	
		内弐石右同		内二石右同	

内三石右同高六十石五斗五升七合『ハ』内壱石右同	高卅二石五斗五升	內十石右同	内壱石殿役分	内二石右同	あたごう ラナンナ 職分内を石右同	高卅石三斗五升	内影门台司高卅五石九斗弐升	高五石	高卅石弐斗七升 高卅石弐斗七升	内
有馬半右衞門殿	梶原善左衞門殿相良弥太郎殿	肥後栄右衞門殿	本田出雲殿跡	田中逢馬拉奧		木場吉兵衞殿	竹之下彦右衞門殿	坂元次郎兵衞殿	宮里勝兵衞殿	
内壱石 殿役分高三十石五斗 壱升八合	高卅三石三斗壱升 職分	高三十石八斗内壱石右同	高卅三石五斗三合內一石右同	高卅六石五斗一舛四合	舟: 江江河高卅四石九斗九舛	内一石右同 内一石右同	高計 客厅 八斗一 中四 合內一石 右同	高五十石六斗五升四合『^』内壱石右同	高三十石御鷹衆分内十石	高三十四石五斗四升
野本源左衞門殿	有田清之丞殿	岩本彦右衞門殿	根占喜兵衞殿	宇都掃部左衞門殿	木藤平右衞門殿	フレヌチ得展	大山互民勧殴	山内利右衞門殿	石原嘉右衞門殿分	村田吉右衞門殿

高廿弐石八升九合六夕 寺尾市郎三郎殿内十石	高卅五石八升四合三才長瀬中を石本同	高卅石弐舛五合 御臺屋内二石右同	高卅三石三斗五升弐合高洲内壱石右同	高三十石 職分 桐壺 内壱石右同	高三十石五升	高卅石七斗九升 郡山内二石右同	高卅弐石九斗六升五合 河口内壱石右同	高三拾壱石五斗四舛四合 川野内	高三十石三斗四升 職分 加藤
	長瀬助太夫殿		高洲七郎次郎殿		萩原民部左衞門殿	郡山七郎殿	河口弥八左衞門殿	川野利兵衞殿	加藤源兵衞殿
高七十壱石五斗七升弐合『^』寺田利右衞門殿内十石	右信	4			高卅石弐斗	高卅八石四斗	高卅弐石六升五合 - 内壱石右同	高三十石四斗 + 内壱石右同	高卅九石五斗五升 不
寺田利右衞門殿	種子田傳兵衞殿	長崎休右衞門殿	上野清左衞門殿	梶原孫次郎殿	野村源右衞門殿	川上泰助殿	土持若狹守殿	本田宮内少輔殿	否笠彦右衞門殿

内壱石殿役分	高四十六石三升六合 大山新助殿	內十石	高二十石 東 大乘坊		内壱石右同	高廿三石六斗四升 門松与	十石	内壱石右同	高廿壱石八斗 大山甚	内十石	高廿八石四斗 河崎勝兵衞殿	内壱石	高二十五石 萩野千代殿	十石	内壱石右同	高廿七石五斗三升七合 木藤次郎助殿	内壱石右同	高廿五石壱斗五升 有川仲次郎殿	内
高廿石四斗七升	助殿高三石	内壱石右同	高廿六石壱升	前田甚六左衞門殿	高二十六石四升	門松与市兵衞殿	高廿三石弐斗八升	內壱石右同	大山甚右衞門殿 高五拾八石壱斗	内	兵衞殿 高四石七斗弐升	內十石	代殿 高廿六石五斗八升	內壱石右同	高廿三石三斗八合	郎助殿内	高廿三石壱升	次郎殿内壱石右同	高廿三石四斗三升
中俣四郎左衞門殿	長田内藏殿跡		村岡嘉右衞門殿		竹内主殿助殿		升 色紙九兵衞殿		高五拾八石壱斗八升七合『^』大場市兵衞殿		末田與三殿跡		升 和田才兵衞殿	甲乙子	合 大迫清三郎殿	甲屬安子	後騰勢 大追清太左衞門殿	甲を受く	竹下弥六殿

高廿五石八升九合 重久	内壱石右同	高廿六石七斗六升 美代	内壱石	高二十石市成	内壱石右同	高廿石五斗九升七合 かお	内壱石右同	高四十石五升 稚儿 丸田	內十石右同即醫療分	高十二石壱斗 木原	十石	内壱石右同	高廿弐石八斗七升三合 長田	内壱石右同	高廿壱石七斗壱升 上山	内壱石殿役分		十石	内壱石右同
重久弥次右衞門殿		美代五兵衞殿		市成七右衞門殿跡		おる		丸田新作殿		木原勘左衞門殿			長田志广丞殿		上山八郎兵衞殿		田代作右衞門殿		
高廿石六舛	高廿弐石壱斗三合	高廿石壱升	内	高廿石八升	十石	内壱石右同	高廿八石三斗四升	内壱石殿役分	高二十五石	内壱石右同	高廿弐石七斗五升	高三十五石	内	高五十三石『一』	内	高廿三石四斗五升	内壱石	高二十五石	内壱石右同
上原鞁介殿	新原藤左衞門殿	橋口彦右衞門殿		伊地知及右衞門殿			鶴丸七左衞門殿		黒 葛 原大学左衞門殿		別府清右衞門殿	坂本壱岐守殿		押川權兵衞殿		簗瀨藏助殿跡		桐野紫右衞門殿)

宅間次郎兵衞殿寺師傳右衞門殿	高十四石二舛四合高四十石六斗九舛	益蒲少外記般	高十三石六斗五升四十三石六斗四升四合
山本六左衞長田七助殿	高卅石三升	照 存 跡 長田千代殿	高十石四斗四升三合
	内十石	柳三左衞門殿	高廿壱石六舛九合
山路助九郎殿	高十八石四斗五升	別府内藏介殿	高廿石壱升五合
	内十石	廻玄蕃之丞殿	高廿石七升九合五夕三才
藤井助七殿	高十五石	四元金右衞門殿	高二十石
吉井藤兵衞殿	高十六石三斗九升		内十石
山本舎人拯殿	高十石右同	森弥吉殿	高二拾五石壱斗壱升
橋口肥後拯殿	高十石職分		内十石
	十石	二階堂利右衞門殿	高廿五石七斗五升
	内壱石右同	山崎休左衞門殿	高廿八石七斗八夕
色紙彦七殿	高十六石四斗三升	河野堅右衞門殿	高四拾三石五斗九升
	内	野本助右衞門殿	高二十石七升
長野甚右衞門殿	高二十石一舛五合	頴娃早左衞門殿	高弐十石四升
	內壱石右同		内
宇田弁七殿	高十壱石五斗六升	折田利兵衞殿	高廿石三升
	内壱石殿役分	丸尾善兵衞殿	高三十石
明覚坊	高十八石五斗七升	日高九郎左衞門殿	高二十石二升

内十石職分 高十五石壱斗壱舛 内壱石右同	高十六石五斗五舛二夕商十七石三斗七舛弐合	内 高十四石六斗弐舛 内四石殿役分	高五十二石三斗七舛九合『一』高十九石二斗九升	内壱石右同内壱石と対五合	高十二石二斗三舛七合内十石	高十六石二斗五舛獨繁分內
松下小六殿	池田勘兵衞殿姶良新次郎殿	精松千代太郎殿	3 平田盛右衞門殿小倉九左衞門殿	宮之原五右衞門殿	富田孫四郎殿	長田平五郎殿萩原助四郎殿
高十八石三升三合御道具衆高十八石三升二合	高十石一斗三合高十五石弐舛	高拾八石一斗三舛七合 _{舟頭}	高十五石一斗二舛高十五石五舛	高十八石四斗三舛	高十 壱 石	高十一石四斗九升高十三石五斗四升
西之原与吉殿四元覚左衞門殿	木佐木半九郎殿	木屋彦右衞門殿児玉少監物殿川野源十郎殿	井尻孫七殿藤崎伊豆丞殿	折田主計助殿山本新次郎殿	長井兵部左衞門殿	永吉七郎殿 白濱万右衞門殿 山本勝左衞門殿

高二十石	高三石壱升	高廿石四斗弐升四合	高卅五石七舛八夕	高四石三斗六舛三合	高七石二舛四合	高三石	高壱石壱斗五舛	高弐石二斗七升五合	高五石六舛五合	高六石二斗五舛	高弐石壱斗	高三石八斗弐舛	高八石	内十石 職分	高拾五石	高七石八斗	高五石	高三石	高五石三斗三舛四合 鮫島筑右殿
伊地知次郎右衞門殿	袖山勘右衞門殿	森源内殿	木佐助右衞門殿	自圓	水間次郎三郎殿	筿原甚助殿	美代宗右衞門殿	日高杢之允殿	橋口七郎左衞門殿	肝付九兵衞殿	竹下千代殿	宮原治部左衞門殿	高城主馬殿跡		小田源之丞殿	T. 宇宿段次郎殿	山本孫三殿	順慶	高城右京亮殿
内二石右同	高四拾弐石一合	高六石弐斗	内壱石右同	高廿石八斗三合	内十石	高十五石	内三石右同	高九十九石七斗四合『、』	内壱石右同	高六十六石五斗『\』	内壱石殿役分	高卅五石弐斗	高十三石九斗三合四夕	内	高壱石	內一石殿役分	高四十石一斗四舛五合	高卅石三斗九升	内一石殿役分
	渡邊扇右衞門殿	岩本才藏殿		長藏藤五兵衞殿		瀬戸口新三郎殿	}	岩永殿跡		河上九郎右衞門殿		上原松千代殿	山本杢左衞門殿		別府市左衞門殿		岸良清右衞門殿	大内田休右衞門殿	

SOS SP.	•	÷	÷		「ヌ」		÷		÷		*				*		IJ =		『ヌ』
	内壱石右同	高八石六斗四舛	高九石	内二石右同	高百石壱舛	内壱石右同	高卅石	内二石右同	高三十石	内三石殿役分	高五拾三石『ヘ』	内	高十七石四斗一舛七合	内壱石右同	高卅九石三斗九升六合	内七石右同	高弐百廿六石二斗七舛七合	内四石右同	高百八十五石
=													七合		六合		一七舛七合		
FETERE		黒木兵部左衞門殿	岡本帯刀長殿	-	中村藤八殿		新太夫殿		江嶋五郎左衞門殿		野崎吉左衞門殿		宮田喜左衞門殿		藺牟田利助殿		園田清左衞門殿		鳥原喜右衞門殿
P. 经		左衞門殿			敗				左衞門殿		個門殿		悄門殿				福門殿		御門殿
勺1:1:1:1:1:1:1:1:1:1:1:1:1:1:1:1:1:1:1:	高五十六石	内壱石右同	高五十六石『こ』	内壱石殿役分	高十五石八小	高三石	内弧石	高四十四石八斗	高六十九石一	高拾五石	高十石	内壱石殿役分	高廿石二斗二舛五合	内	高三石	高六石壱斗七舛	高四石三斗弐舛	高八石三舛五合三夕	内十二石右同
]	高五十六石一斗六舛六合『^』肥後乙千代殿	IFI)	ار ا	位分	高十五石八斗五升八合『丶』			八斗	高六十九石一斗六合『\』			位 分	一舛五合			七舛	六 好	五合三夕	4同
,	`』肥後乙千代殿	-	春成長右衞門殿		愛甲源左衞門殿	平田与次右衞門殿		中嶋孫左衞門殿	丹生亀千代殿	垂野新左衞門殿	木脇刑部左衞門殿		備前との		满尾越中守殿	安永次郎左衞門殿	面高主馬首殿	八木嘉兵衞殿	
	殿又		殿		殿	門殿		殿	<i>-</i> 3~	殿	門殿			~	-	門殿			

高十五石六斗三舛高十五石三舛	高十五石一斗三舛高十五石壱舛	高十五石八斗弐升八合高十石壱斗六舛高十三石壱斗	高十九石九斗九升高十九石九斗九升四合高州八石九斗九升四合内壱石殿役分	高士二石高廿石四斗
中村覚兵衞殿二木清之允殿	神宮司茂右衞門殿山口孫左衞門殿中宮司舎人拯殿	河野金之允殿 不山河部左衞門殿 山本八郎右衞門殿	中馬五郎兵衞殿有馬支蕃允殿有馬長門佐殿	内倉九左衞門殿三嶋三兵衞殿根占勘之丞殿
高五石四斗	高十石市外三合高十石市外三合	高十三石高十五石六斗一升六合高十五石六斗一升六合	高十四石五斗高十四石五斗内巷石右同内巷石右同	高十六石内老石殿役分
松山万右衞門殿田中金藏	清	高崎善吉殿 市來与三 野瀬彦右衞門殿 他本杢兵衞殿 『~』	春 た 窪 多 利 助 殿	渕邊平内殿

内三石 右同	高廿九石九斗四合 千	三石 殿役分	内三十石 御免許	高七十壱石六斗七升 大	三石 殿役分	内百石 御免許	高百六拾三石壱斗九升	高卅弐石六斗六升三夕 小	百石 御免許	内八石 殿役分	高六百廿石壱斗四合	三百石 護病	三百石 御免許	内五石 殿役分	高千六百八石三舛六合 談	寺社 分		高十石壱斗七舛	高十五石壱斗九舛壱合 喧
	千手院			大興寺			寶持院	小城権現領			座主領				談儀所			平野休兵衞	嘩
								先 領										光 衞	新左衞門
弐石	内十石	高十六石士	二石	五石	内三石	高廿五石五斗壱合	高十八石三	四石	内廿石	高百石弐斗九舛	内三石	高十五石八舛	右同	内右同	高十五石四	壱石	内三石	高十五石六	壱石
殿役分	御免許	高十六石六斗三舛四合	殿役分	春日御祭礼二付御免許	御免許	4斗壱合	高十八石三斗八舛八合	殿役分	御免許	九舛	御免許	分	殿役分	右同	髙十五石四斗八舛四合	殿役分	右同	高十五石六斗六舛五合	殿役分
		郡元座主		付御免許		如來堂	文珠院			寶珠院		福藏院			松本寺			満壽院	

十五石 御免許	内二石 殿役分	高五拾弐石	高三百卅五石壱斗五舛三合	卅石 御免許	内三石 殿役分	高百石五斗	内壱石 殿役分	高五十七石九斗七舛七合	高弐石六斗六舛	高三石弐斗六舛	高卅八石壱斗壱舛九合	高十石八斗壱舛	高三石壱舛三合	壱石 殿役分	内十五石 御祭礼二付御免許	高三十三石	二石 殿役分	内十石 御免許	高四十七石四斗五舛七合
		大明寺	護广所領			飯綱領		多賀領	權現領	諏訪領	諏訪太夫	摩利支天領	大海八幡領	T X X	光許	若宮領			光明寺
廿石 御免許	内1.石 右同	高卅石弐斗壱舛五合	廿石 御免許	内壱石 殿役分	高三十石	百石 御免許	内八石 右同	高五百廿石三舛七合	百石 御免許	内八石 殿役分	高弐百廿石三舛七合	内百石 右同	高五百廿一石三斗七舛	三百石 御免許	内二十石 右同	高千七百卅七石八斗七舛	祭礼	高弐石五斗壱舛	高八石弐斗六舛六合
		大徳寺			龍盛院			妙谷寺			興國寺		南林寺			福昌寺		諏訪領	春日領

愛岩筍		高指石		P四石 壓役分
	東福寺	10/11		
伊勢領	Ţ.	高百石	新田領	高千百六石五斗弐升壱合
愛岩領		高五拾石	釈迦領	高壱石八斗壱舛
廻向院	八舛壱合	高百石弐斗八舛壱合	法花寺	高八石壱斗七合
彦山領		高六十石	上山寺	高四拾二石弐斗一舛四合
	御免許	廿石	良等院	高十壱石六斗四合
	殿役分	内三石	惠燈院	高六拾石四舛九合
三光院	四舛九合	高八十石八斗四舛九合		内壱石
	殿役分	五石	深固院	高卅石三斗弐合
免許	祭礼二付御免許	五石		内壱石
	右同	内廿石	花春軒	高七石弐斗六合六夕
冠嶽	高百石二斗八舛一合三才	高百石二斗		百石 御免許
	御免許	廿石		内十四石 右同
	殿役分	内八石	浄光明寺	高五百四拾壱石四舛九合
東霧島	高三百七十二石五斗弐合	高三百七十		十石 御免許
	御免許	五十石		内壱石 殿役分
	殿役分	内十石	不断光院	高五十石五斗五舛三合
泰平寺	石壱舛八夕	高三百五拾石壱舛八夕		廿石 御免許
	歳暮やしき	四石		内壱石 右同
	御免許	百石	笑岳寺	高百四石四斗七舛七合

高四万千三百十五石壱斗七舛 北郷讃岐守殿	内五十石右同高三千百十八石九斗九升一合一夕 豊後守殿	内百四十石右同	高壱万三千五百八拾石八斗二舛 下野守殿	内百廿二石殿役分	高壱万八石六斗七舛 下總守殿	内三百五十二石殿役分	高壱万八千六百八拾九石六年 又四郎殿	一所衆		高弐石六才 八幡 領	内弐石 右同 統明之	高五拾石 紫尾領	内弐石 右同	高四拾石 西光寺	内壱石 殿役分	高卅石九舛 津友寺	高五石九斗 寶光寺	内十石 殿役分 ほいまさい
『、』高百石	合拾三万千九百卅三石一斗四舛九合「人百八十三石四斗五升九合」之。	內十三石右同	高七千四百九十六石五斗二舛	内五十八石右同	高四千百九十壱石弐斗	內百八石右同	高六千二百九十七百六斗	内百廿石右同	高四千石八斗	內百五十石	高壱万三千三百五拾石四斗六升	内三十三石右同	高三千三百七拾弐石一斗六舛	內廿四石右同	高二千九百三石三斗壱舛	高千五拾八石三斗九升	內廿四石右同	高弐千五百石
正阿弥	一斗四奸九合		一舛 種子嶋殿		肝付長三郎殿		避谷石見守殿		中務太輔殿		斗六升 北郷加賀守殿		六舛 根占右近太夫殿		喜入攝津守殿	新納殿		佐多又太郎殿

『\』高四百石	内十三明やしき	『\』 高五百石	内三十	『\』高千百卅石弐斗八升八合五才	内弐十九	『ヘ』高千八百六石六斗四升四合	内十九	『丶』高千二百九拾八石弐斗八升	内三十一	『/』髙千百十石七斗八升	内五十四内明やしき十三	『ヘ』高二千七拾六石壱斗弐升六合	内門屋敷十三	『ヘ』高千百拾弐石九斗六升壱合	從國分之移衆		高三百石	高六十石	『/』 高五百二石三斗四升
本田大炊太夫殿		喜入吉兵衞殿		五才 相良彦次郎殿		[合 山田民部少輔殿		(升 吉田美作入道殿		鎌田玄蕃助殿	=	(六合 北郷掃部助殿		合 大膳亮殿			虎屋	彦七	等 道与 田邊屋
同十	『ヘ』高四百石壱斗四舛四合	同十ツ	『\』高四百石	同十四	『<』高四百壱石七斗八舛七合	同十二	『<』高四百拾壱石三斗七舛	同十四	『\』高四百石	門やしき十二二時月	『/』高四百五十石	『^』 高五百拾石四斗六舛六合	『/』 高五百拾五石八斗七舛六合	門やしき十	『/』高五百石三斗壱舛四合	門やしき十ヲ	『/』 高五百五十石	『^』高五百四十四石七斗八升三合	『\』高五百石
	伊地知利兵衞殿		上原右衞門入道殿		東郷安房入道殿		田代刑部少輔殿		本田三河守殿		阿多甚左衞門殿	福崎新兵衞殿	野村但馬守殿		猿渡新助殿		税所助七殿	合 金存坊	平野六郎左衞門殿

同七	『ヘ』高三百四石四斗三舛弐合	同七ツ	『/』高三百石二斗壱舛壱合	同廿五同明やしき十四	『ヘ』高三百石六斗五舛八合	同七ツ	『ヽ』 高百八十壱石	同六ッ	『/』高三百石	同十	『ヽ』高三百石壱斗七合	同七	『/』高三百三石壱斗壱舛八合	同八	『/』髙三百卅五石九斗	やしき九ツ	『^』高三百八拾石	同十	『ヘ』高三百九十石五斗八舛四合
	佐多越後守殿		大山六右衞門殿		小野左京殿		伊地知治左衞門殿		三原次郎左衞門殿		和田乘助殿		川上又左衞門殿		米良新右衞門殿		相良勘解由殿		吉田六郎右入道殿
門やしき六	『丶』高二百五十四石弐斗五舛五合	同二	『ヘ』高二百拾石壱舛	同七	『〜。高弐百石	同七	『ヽ』高三百拾四石	同四	『/』 高弐百石	同七	『丶』高弐百八十三石六斗弐升	同五	『/』 高弐百石	同五	『/』高弐百廿石壱合	同九	『/』 高三百三石六斗五升	同七	『ヘ』高三百五石四斗六升六夕
	合 児玉四郎兵衞殿		町田駿河守殿		税所弥右衞門殿		河野猪右衞門殿		下村主水佐殿		瑞仙		野村才右衞門殿		大野右近將監殿		米良権助殿		町田甚兵衞殿

阿多周防入道殿	『、高百石	大寺杢兵衞殿	『^』高百二十六石壱升四合	
	同四ツ		同五ツ	-
鎌田四郎左衞門殿	『/』 高百二十石	月野石見守殿	『/』 高百四拾石	
	同六ツ内明やしき四ツ		同五ツ	
松本彦左衞門殿	『/』 高百石三升弐合	木原七郎左衞門殿	『 ^』 高百五十壱石三斗六升	
	同門やしき四ツ	野村織部佐殿	『 \』 高百五十石七斗三升	
阿多才兵衞殿	『ゝ』高百石		同四ツ	
	同四ツ明やしき二ツ	東郷長門守殿	『^』高百五拾七石三斗六升六合	
爲阿弥	『/』高百十五石		同五ッ内二ッ明やしき	
	同十三明やしき二ツ	永吉伴兵衞殿	高八十石二升四合『\』	
上原源右衞門殿	『^』 高百五拾壱石		同四	
	同五ツ	野間孫兵衞殿	『ヘ』高百八拾壱石	
川越右近將監殿	『/』高二百石		同十同明やしき五	
	同五ツ	鮫嶋大藏允殿	『\』 高弐百石壱斗九升	
米良休右衞門殿	『/』高三百十石六升		同四	
	同六ツ	平田狩野助殿	『 》 高弐百五石	
大寺主計助殿	『^』高二百十二石五斗三升八合		同七	
	同六ツ	遠矢金兵衞殿	『丶』高二百二十二石九斗六升	
長濱与兵衞殿	『^』高百壱石三斗六升弐合		同七	
	同五ツ	山田土佐守殿	『ヘ』高二百六十石五斗三升	

『^』高百六拾石 阿多酒	同六ツ	『^』髙百五拾壱石壱斗六升六合 大迫平	門屋敷三ツ	『 ^』高百九石弐斗八升 徳永陌	門屋敷四ツ	『 `』 高百石五斗四舛 黒田才	同ニッ	『/』高百石五斗四升 家村空	同弐ツ	『/』 高百石 中江	同七ツ内明やしき二ツ衆中やしき一ツ	『 /』 高百弐十石三斗 山口早	同三ツ	『/』高百弐拾石四斗八升 瀬戸口	同四ツ	『〜』高百二十石市來大	同四ツ	『/』高百卅五石壱斗六升 妹尾傳	同四ツ
阿多源左衞門殿 高九拾石三	同ニッ	大迫平左衞門殿 高七拾石『^』	同二ツ	徳永源兵衞殿 高七十石『^』	同二ツ	黒田才兵衞殿 高九拾石四	同三ツ	家村采女佐殿 『^』高百石	同三ツ	中江主水佐殿	しき一ツ 同四ツ	山口早左衞門殿『ハ』高百拾六石	同四ツ	瀬戸口三左衞門殿 『^』高百二十石八升六合	同三ツ	市來太郎右入道殿 『^』 髙百三石八升三合	同三ツ	妹尾傳兵衞殿 『^』高百十七石五斗三升	同三ツ
高九拾石三斗八升『/』 中村喜兵衞殿		/』 川野又右衞門殿		慶阿弥		高九拾石四斗七升『′』 塚田相右衞門殿		岩切与平次殿		有馬仁右衞門殿		高崎民部少輔殿		1八升六合 福屋助七殿		(升三合 税所杢之允殿		五斗三升 折田六左衞門殿	•

同二ツ	高七拾石八斗壱合『^』 肝付作右衞門殿	同二ツ	高七拾五石『^』 山田弥兵衞殿	同六ツ	高七拾三石九斗五升三合『^』浦川杢左衞門殿	同壱ツ	高七十石『/』 長濱十郎兵衞殿	同三ツ	高四十六石 津曲八郎三郎殿	同三ツ	高七十石『^』 國分民部左衞門殿	同やしき一ツ	高七十石四升五合『/』 松崎杢右入道殿	高八拾石壱斗九升弐合『^』 市來善兵衞殿	門屋敷二ツ	高五十石『^』 宮原右兵衞殿	同二ツ	高八拾五石弐斗弐升六合『 `』 村田源左衞門殿	同二ツ
同一ツ	高六拾石『、』	同三ツ	高六拾三石『\』	同一ツ	高四拾石	同二ツ	高六十石七斗弐合『、』	同二ツ	高六十石『、』	同二ッ内明やしき一ツ	高六拾石『、』	同五ツ	高六十石七斗八升『ヽ』	同二ツ	高六十石『、』	同八ツ	高九拾弐石弐斗五舛『こ』	同二ツ	高六拾石『、』
	岩切彦七殿		湯地左近將監殿		新納弐部少輔殿		等意		福崎小左衞門殿		河嶋源藤殿		平田弥平次殿		染川彦市殿		鎌田主馬首殿		皿良善助殿

	高三十三石 吉井郷台葡門投属ニッ	高六拾五石『丶』 郡山六兵衞殿	高四拾石 相良七藏殿	高四拾石 泉昌坊	高四十石 雨蓮	同二ツ	高四十石五斗三升 純賀	同二ツ	高五拾壱石八斗『^』 勝目助左衞門殿	同三ツ	高三拾七石八斗五升 本田与藏兵衞殿	同門やしきニッ	高五十七石四斗三升『/』 井尻八郎兵衞殿	高五拾四石三舛八合『/』 村岡城之助殿	同二ツ	高七拾壱石七斗七升『/』 川村帯刀兵衞殿	同二ツ	高六拾石。1.
		高七		高八十石二	高八拾壱石	高七石	高十石九合	高弐十石	衞門殿 同三ッ	高五拾六石『/』		高八十六石五斗四升	兵衞殿 高五石五合	助殿高	内壱石殿役分	兵衞殿 高卅六石五斗四合	同四ツ	右衞門殿 高六拾六石"、"
高五拾石三舛七合『こ』 野村玄蕃佐殿『古井 フィー・ヨグデイ』。サイザ三州『	高五恰九石七斗三吽吉合『ヽ』長谷昜主膳正酘『1号しもニッ	「八」 三俵後室	内三石殿役分	高八十石三舛弐合『/』 本田杢助殿	高八拾壱石九斗五合『/』 津留加十郎殿	岩崎孫左衞門殿	萩原慶左衞門殿	肥後權之允殿	,	4『^』 松田万右衞門殿	門やしき四ツ	7五斗四升『1』 青山休左衞門殿	大仙坊 大仙坊	休阿弥	 	五斗四合 永誾	,	石。19 岩切件右衞門殿

高拾五石	高十四石五斗五升三夕	高六石	門やしき一ツ	高三十石	同一ツ	高二十石	同一ツ	高卅壱石四舛弐合	高三十六石	同三ツ	高四拾石弐舛六合	同三ツ	高七拾六石七舛六合『、』	但無公役同二ッ	高五拾石『\』	同二ツ	高五十石『\』	同三ツ	高五十石『^』
頴娃半助殿跡	野間勘兵衞殿	徳田翁兵衞殿		西鄉八郎左衞門殿		町田八左衞門殿		貴嶋和泉守殿	稲津伊豆守殿		兒玉五右衞門殿		岡本主計助殿		松本市右衞門殿		入江市左衞門殿		井尻宗五郎殿
高十石	高拾石	同二ツ	高六十九石『、』	高十石三斗五升	高六石	高五石	同一ツ	高四拾石	高	同一ツ	高二十石	同一ツ	高三十五石	同二ツ	高四拾六石八斗七舛三合	同ニッ	高四拾五石三斗九升	門やしき三ツ	高八拾石 『、』
四元五郎左衞門殿	肝付孫三郎殿跡		江田源助殿	濱田太左衞門殿	美坂仲兵衞殿	藥丸宗兵衞殿		久木田權右衞門殿	川越助三郎殿		別府源次郎殿		加治木六之允殿		二木才右衞門殿		田中源八左衞門殿		山内市兵衞殿

高四拾石	高五拾石『ヘ』	同一ツ	高六拾石五斗『^』	同壱ツ	高五拾石『^』	同二ツ	高五拾八石『\』	同三ツ	高六拾石『ヘ』	門やしき二ツ	高八拾石『丶』	諸細工人衆		同二ツ	高八拾石『丶』	同一ツ	高四拾石	同一ツ	高拾七石壱斗
	鎌田市右衞門殿		重信丹波助殿		大迫喜右衞門殿		長谷場主水佐殿		向井勘解由左衞門殿		長江休右衞門殿				調所少内記殿		宮内六兵衞殿		木肠若狹守彫
1	十石 職分	内壱石 殿役分	高三拾石	高弐拾石	同一ツ	高二十石	門やしき壱ツ	高廿石三舛三合	内一石右同	高卅石四舛弐合	内一石殿役分	高卅石三舛九合	内十石職分	やしきーッ	高四拾三石五斗七升	右同	高四拾三石壱舛五合	明門壱ツ	高四指三石巷知五台
漆細工			おおざ	甘ま	女 や	唐 糸 コ	H	F 糸 コ	ラ 田 二	3	全 相 C	有] 		新力き	ž. 17	取皮岩	X Z	
吉井新左衞門殿			田中与三右衞門殿	内田源次郎殿		井畔五郎介殿		鶴丸弥右衞門殿		岩城与次右衞門殿	_	上村主税助殿			岩切少堅物殿		岡村治右衞門殿		大乘坊

		高山吉左衞門殿	高弐拾石
			但職分
		高山清左衞門殿	高弐拾石
	但無役		内壱石殿役分
道正	『/』高百斛	川俣賀兵衞殿	高二十石
竹下弥次右衞門殿	高弐拾石	飼井拾助殿	高弐拾石
武元藤兵衞殿	高弐拾石五斗三合	伊地知太郎兵衞殿	高弐拾石
	内壱石 殿役分	津曲仲左衞門殿	高二十石
宮下甚六左衞門殿	高弐拾壱石弐斗三升七合		内二十石右同
	内十七石 職分	黒川新五兵衞殿	高卅壱石六合
染川善六殿	高弐拾石八合	大浦休内殿	高卅八石五舛三合
	十石 右同	武元九左衞門殿	高二十壱石
	内二右 右同		内廿石 職分
岩下藤次兵衞殿	高四拾石	小倉孫左衞門殿	高卅一石五斗弐舛七合
	十石 職分	長瀬權助殿	高三拾五石
	内二石 殿役分	長田次郎太郎殿	高五拾石『ノ』
有馬讃岐守殿	高三拾九石八斗		鍛冶大工衆
	但職分		-
赤塚与八左衞門殿	高十石	相良七藏殿	高弐拾九石三斗六升
	右同	津曲新三郎殿	高